

令和5年 朝日村議会

9月定例会会議録

令和5年 9月5日 開会

令和5年 9月15日 閉会

朝日村議会

令和5年朝日村議会9月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第3号の上程	6
○議案提案説明	7
○健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	17
○令和4年度決算審査報告	18
○議案内容説明	26
○散 会	27
○署名議員	29

第 2 号 (9月12日)

○議事日程	31
○出席議員	31
○欠席議員	31

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 1
○事務局職員出席者	3 1
○開 議	3 3
○議事日程の報告	3 3
○会議録署名議員の指名	3 3
○諸般の報告	3 3
○一般質問	3 4
中 村 文 映 君	3 4
羽多野 美 映 君	4 7
豊 田 恵美子 君	6 3
清 澤 あゆみ 君	7 6
古 池 美佐江 君	8 8
小 林 弘 之 君	9 8
清 沢 正 毅 君	1 0 9
清 沢 敬 子 君	1 2 3
齊 藤 正 法 君	1 3 4
○日程の追加	1 4 1
○認定第7号の訂正	1 4 1
○認定第7号の訂正理由の説明	1 4 1
○散 会	1 4 2
○署名議員	1 4 5

第 3 号 (9月15日)

○議事日程	1 4 7
○出席議員	1 4 7
○欠席議員	1 4 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 8
○事務局職員出席者	1 4 8
○開 議	1 4 9
○議事日程の報告	1 4 9

○会議録署名議員の指名	149
○諸般の報告	149
○常任委員長の報告	150
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	151
○議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、 討論、採決	154
○発議第3号から発議第7号までの上程	163
○議案提案説明	163
○議案内容説明	164
○発議第3号から発議第7号までの質疑、討論、採決	164
○議員派遣について	167
○閉会中の継続調査の申出について	167
○村長挨拶	167
○閉 会	168
○署名議員	169

令和5年朝日村告示第62号

令和5年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月31日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和5年9月5日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

不応招議員（なし）

令和5年朝日村議会9月定例会 第1日

議 事 日 程 (第1号)

令和5年9月5日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第50号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第51号 字の区域の変更について

第 7 議案第52号 令和5年度朝日村一般会計補正予算(第4号)について

第 8 議案第53号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

第 9 議案第54号 令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第1号)について

第10 議案第55号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第2号)について

第11 議案第56号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第2号)について

第12 認定第1号 令和4年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第13 認定第2号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第14 認定第3号 令和4年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第15 認定第4号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第16 認定第5号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について

第17 認定第6号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計決算認定について

第18 認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定について

- 第19 報告第 3号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
第20 議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第3号の議案提案説明
第21 令和4年度決算審査報告
第22 議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第3号の議案内容説明
-

出席議員（10名）

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	代表監査委員	中村牧夫君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	企画財政課長	清沢さおり君
住民福祉課長	上條裕子君	建設環境課長	大池守君
産業振興課長	清沢光寿君	教育次長	上條靖尚君
保育園長	上條浩充君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年朝日村議会9月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

2番 中村文映 議員

3番 羽多野美映 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（北村直樹君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

◎議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第3号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第5、議案第50号から日程第11、議案第56号まで及び日程第12、認定第1号から日程第18、認定第7号まで並びに日程第19、報告第3号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第20、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。
小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日、令和5年朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、御礼を申し上げます。

今定例会は決算議会でもあり、決算認定についてご審議をいただきますが、令和4年度の一般会計決算案でございますが、歳入決算額は37億9,100万円、歳出決算額は36億6,086万円となり、前年比、歳入は1.3%、歳出は2.4%の増となりました。

なお、歳入歳出差引額は1億3,014万円の黒字となり、健全化判断比率は4つの財政指標とも健全財政範囲内の結果でありました。

夏の大きな行事が4年ぶりに戻ってまいりました。分館主催の納涼祭は、コロナで失われた4年間を取り戻すがごとく、以前にも増して人出も多く、大盛況でありました。

そのほか、お夏祭り、鉢盛山登山マラソン、ヤマメのつかみ取り、お盆の行事である地区対抗野球大会、ヤマメ釣り大会と主催者の皆さんやボランティアスタッフの皆さんのご苦勞の賜物で各行事が成功裏に終了いたしました。

お夏祭りや分館の納涼祭で、村外から来た人が、朝日村にこんなに多くの若い人や子供さんがいるんだということで驚いたという話をお伺いし、実は私も同じく感じまして、朝日村の元気度、活力度もV字回復してきたなと感じたところでございます。

今年の夏の平均気温は、気象庁の観測記録が残る125年間で過去最高の高温を記録したようでございます。特に7月の高温は全世界的に一番の記録であったようですし、雨が少なく、猛暑が続く天候は朝日村の高原野菜の生育に大きな影響がありました。7月下旬に行われたJA野菜販売対策会議では、数量、金額ともやや昨年を下回る状況とお聞きしましたが、続く8月の猛暑で影響が拡大したようでございます。今後の秋作に期待し、台風等の影響がないことを祈ります。

先月、名古屋を中心とした中京エリアにネットワークを置く青果市場関係の3社と大手スーパーマーケット1社に対するトップセールスの機会を得ました。トラックドライバーの働

き方改革で懸念される物流の2024年問題は、農産物の輸送にも大きな問題となります。いかに近い大きな市場にウエイトを移し、市場を確保し、販売を拡大できるかが鍵となります。今後中京圏に対する太いパイプづくりが急務でございます。

今年度3回行われた地区草刈りボランティアは、約600人の参加をいただき、朝日村の美化にご協力をいただきました。感謝を申し上げます。

コロナ禍で人と人の交流が途絶え、行政と村民の対話や人間関係も希薄になりつつありました。そのような状況を改善するために、公約で挙げました融和集会を6月から月1回のペースでスタートいたしました。徐々に気楽に何でも話せる環境になってまいりましたので、今後は地区に出向いて融和集会を開催してまいります。

次に、防災減災関係ですが、6月中旬に今年度の土砂災害防災訓練を三ヶ組地区で行い、多くの皆さんに避難訓練と防災講習会に参加をしていただきました。今回で18地区目の土砂災害危険地区での訓練となり、残るは2地区、御道開渡と下古見の一部となります。終了した地区では、各地区に合わせた防災マニュアルが完成するとよりよい防災活動につながると思います。

また、一昨日行われました地震総合防災訓練では、全村で昨年より約150人多い約1,000人の方に参加いただきました。新たな取組として、我が家は異常がないというサインとして玄関にタオルを垂らす、そういった活動も取り入れました。もしものときのサインとして定着が図れればと思います。

続きまして、各課トピックスについて報告いたします。

まずは総務課関係でございます。

旧役場跡地に拠点避難地整備事業として小野沢防災広場が8月25日に竣工を迎えました。特に小野沢地区の皆さんによりよい使い方を研究していただきたいと思います。

鎖川右岸の防災拠点として、西洗馬防災センター建設事業に着手いたしました。9月1日に地鎮祭が執り行われ、事業費は約1億9,000万円で、完成は来年3月末でございます。

環境省の補助金を活用し、温室効果ガス排出量削減に向けた取組として、公共施設の屋根に太陽光発電を設置した場合の投資対効果の調査を開始いたしました。

次に、企画財政課関係でございます。

先ほども触れましたが、融和集会と出前村政の事務局活動をスタートいたしました。融和集会では平均6名から7名の参加をいただいております。

次に、住民福祉課関係でございます。

将来の朝日村の医療がどうあるべきかを検討していただく朝日村の医療の在り方協議会を発足いたしました。6月27日に第1回、8月29日に第2回の協議会を開催し、全世帯に医療に関するアンケートを実施いたしました。村民の約90%の方が村内に医療機関が必要と回答しております。今後の進め方として、協議会での医療体制の方針を明確化し、村民の皆様へのパブリックコメントの機会を設けてまいりたいと思います。

電気・ガス・食料品等の価格高騰重点支援事業として、低所得の子育て世帯特別給付金、子供1人5万円、低所得世帯特別給付金1世帯3万円の支給を開始しました。

そのほか、社会福祉施設への支援金として19施設に総額253万円を支給いたしました。

次に、建設環境課関係でございます。

圃場整備ですが、本郷工区の請負事業者が決まり、全ての工区の事業に着手できました。

大尾沢浄水場建設事業ですが、ポンプ棟、浄水棟の建屋工事は12月に完成する予定でございます。その後は浄水設備の設置、配管工事を行い、全ての施設の完成は令和7年3月、来年度末を予定しております。

地籍調査ですが、スキー場周辺から着手し、今年度実施範囲の地権者による仮境界くい打ちを実施し、今後境界を決定してまいります。

次に、産業振興課関係でございます。

物価高騰への支援策として、全村民に1人3,000円、村民生活応援券を配布いたしました。

農業振興策として、農業用機械の購入に対し、上限10万円の補助制度を開始しましたのでご活用をお願いいたします。

次に、教育委員会関係でございます。

朝日小学校では、長寿命化計画に基づき、プール棟、普通教室棟の改修を行ってまいりました。プール棟は激しい腐食等の劣化の補修も終了し、8月1日に竣工いたしました。普通教室棟については、夏休みに集中工事を行い教室内の工事は完了し、2学期は改修された教室を使用し、全学年2学期がスタートしております。そのほか、特別教室棟の設計業務を発注し、来年度工事に向け設計を進めます。

通学路安全対策では、6月25日グリーンベルト整備を行い、8月22日には関係者により通学路安全点検が行われ、安全対策が進められています。

夏の公民館事業は、お夏祭り、地区対抗野球など、予定どおり開催され、お夏祭りには村民約1,500名が会場を訪れました。地区対抗野球大会には5チームが参加し、原新田・リバーヒルズチームが優勝いたしました。ヤマメ釣り大会には約100名の太公望が腕前を競い合

いました。

子育て支援センターの関係ですが、放課後児童クラブの登録は139名、未就園児の登録は32名で、多くの児童、未就園児に利用をいただいております。

各課の報告は以上でございます。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例1件、区域変更1件、予算5件、決算認定7件、報告1件の計15件でございます。

初めに、議案第50号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示の施行により所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第51号 字の区域の変更につきましては、中山間総合整備事業で実施している圃場整備事業御馬越工区において農地や農道等の一体的な基盤整備が終了し、換地処分が行われるに当たり、字の区域変更を行うものでございます。

次に、議案第52号から議案第56号までは補正予算でございます。

初めに、議案第52号 令和5年度朝日村一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,120万円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫支出金3,648万円、地方交付税3,597万円、村債574万円を増額し、繰入金3,412万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、あさひプライムスキー場事業特別会計繰出金1,370万円、財政調整基金積立金1,259万円、こども計画策定調査委託料250万円、子供のための教育保育給付238万円、公園遊具撤去工事請負費230万円、長野県価格高騰特別対策支援給付金220万円でございます。

次に、議案第53号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,490万円とするものでございます。主なものは療養諸費審査支払手数料19万円でございます。

次に、議案第54号 令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,400万円とするものでございます。主なものは、介護給付費交付金等返還金947万円、

介護予防生活支援サービス事業負担金518万円でございます。

次に、議案第55号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,930万円とするものでございます。主なものは、索道設備緊張油圧ユニット改修工事1,240万円でございます。

次に、議案第56号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、資本的収入の国庫補助金から建設企業債への財源振替でございます。

次に、認定第1号から第7号までは、令和4年度各会計の決算認定でございます。

初めに、認定第1号 令和4年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額37億9,100万円、歳出決算額36億6,086万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第2号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億6,891万円、歳出決算額5億5,388万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第3号 令和4年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額5億7,408万円、歳出決算額5億3,142万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第4号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ5,051万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第5号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ1,235万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第6号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額1億4,762万円、収益的支出決算額1億543万円、資本的収入決算額1億7,008万円、資本的支出決算額2億1,445万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額4億4,515万円、収益的支出決算額2億6,171万円、資本的収入決算額4,421万円、資本的支出決算額2億8,070万円について決算の認定に付するものでございます。

次に、報告第3号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を報

告するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等について、ご説明申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ここで、決算書について説明があります。

上條会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私からは、認定第1号から第7号までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。金額につきましては、千円単位を切捨て、万単位で説明いたします。また、決算の歳入歳出決算額、歳入歳出差引額につきましては、先ほど村長が申し上げましたので、ここでは省略させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、水色の表紙で配付させていただいております令和4年度の朝日村の決算書で説明申し上げます。

後ろのほうに水色の仕切り紙がございます。その後ろの資料によりましてご説明申し上げます。

最初に、8-2ページをお開きください。

令和4年度会計別歳入歳出決算総括表でございます。

令和4年度は、一般会計のほか4つの特別会計、また、簡易水道事業会計、下水道事業会計につきましては地方公営企業法を適用した会計として予算を執行いたしました。

一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計では、それぞれ歳入歳出差引額が黒字の決算となっております。

続きまして、8-12ページをご覧ください。

一般会計歳入の款別決算額でございます。

歳入の内容につきましては後ほど説明させていただきますので、ここでは、収入未済額について説明させていただきます。

収入未済額の総額は1億6,597万円でございます。

内訳でございますが、1款の村税が534万円で、主に固定資産税、村民税の未収金によるものでございます。13款使用料及び手数料の5万円は、督促手数料の未収金でございます。14款国庫支出金の587万円、21款村債の1億5,470万円につきましては、それぞれ繰越事業の特定財源として翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、8-13ページをご覧ください。

一般会計歳入の決算状況で、前年度との比較になります。

主な内容を説明させていただきます。

まず初めに、1款の村税でございます。10億6,593万円、80.8%の増額でございます。固定資産税の増額によるものでございます。

9款の地方特例交付金は569万円、63.9%の減で、昨年新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金によるものでございます。

14款の国庫支出金は3億8,504万円、24.3%の減でございます。前年度、新型コロナウイルス感染症経済対策として実施されました子育て世帯等臨時特別支援事業補助金及び新型コロナウイルス感染症拡大を契機に創設されました地方創生テレワーク交付金の減によるものでございます。

続きまして、8-16ページをお願いいたします。

一般会計歳出の款別決算額でございます。

翌年度への繰越額は1億7,579万円でございます。6月定例会で報告させていただきました朝日小学校プール棟改修事業ほか3事業の繰越しに伴うものでございます。

続きまして、8-17ページをお願いします。

一般会計歳出の決算状況で、前年度との比較でございます。

主な内容を説明させていただきます。

8款の土木費6億1,791万円、124.8%の増でございます。朝日村下水道事業会計の負担金、緊急自然災害防止対策事業工事請負費の増によるものでございます。

9款の消防費は1億7,005万円、34.6%の減でございます。前年度繰越しで行いました移動系防災行政無線設備更新工事請負費、旧役場庁舎除却工事請負費の減によるものでございます。

10款の教育費は3億3,599万円、33.5%の減で、前年度繰越しで行いました中央公民館アスベスト除去事業工事請負費、小学校トイレ改修工事請負費の減によるものでございます。

11款の災害復旧費は336万円、70.4%の減で、道路施設等災害復旧業務委託料の減によるものでございます。

続きまして、令和4年度の決算の主要事業について、課ごとに申し上げます。

ページのほう戻りまして、8-3ページをお願いします。

初めに、総務課の主要事業でございます。

コンビニ交付事業（税証明）に686万円、地方税統一QRコード納付事業に465万円、第2分団駐車場整備事業に628万円、緊急防災減災事業として行いました拠点避難地整備事業に402万円、防災センター建設事業に1,884万円が主な内容でございます。

続いて、8－4ページをお願いいたします。

次に、企画財政課関係の主要事業でございます。

地域公共交通の運行経費補助金に3,269万円、国の住民税非課税世帯臨時特別給付金事業として690万円、電力・ガス・食料品等価格高騰対策として行われました緊急支援給付金給付事業に1,234万円、朝日村DX推進計画策定事業に50万円が主な内容でございます。

8－5ページをお願いします。

次に、住民福祉課関係でございます。

コンビニ交付事業に2,491万円、障害者の地域生活支援推進事業に1億2,727万円、福祉医療費給付事業に2,776万円、国の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業に377万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に2,525万円が主な内容でございます。

8－7ページをお願いします。

次に、建設環境課関係でございます。

農業農村整備事業として県営中山間地域総合整備事業等の負担金に4,874万円、道路舗装修繕事業に6,481万円、橋梁長寿命化事業に5,110万円、古見原排水路整備事業に6,914万円、村営住宅等ストック総合改善事業に3,124万円。

8－8ページをお願いします。

簡易水道事業会計では、大尾沢浄水場建設事業に1億3,053万円。

下水道事業会計では、下水道ストックマネジメント計画策定事業に2,199万円が主な内容でございます。

次に、産業振興課関係でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として実施しました朝日村化学肥料低減及び地力向上に伴う堆肥購入支援金対策事業に1,010万円。

8－9ページをお願いします。

松くい虫防除対策事業に1,265万円、朝日村地域活性化商品券配布事業に4,426万円、朝日村原油価格物価高騰対策商品券配布事業に4,397万円、朝日村物価高騰対応燃料等商品券配布事業に1,393万円。

8－10ページをお願いします。

あさひプライムスキー場事業特別会計では、移動式人工降雪機レンタルに210万円、索道設備整備工事に321万円が主な内容でございます。

続いて、8-11ページをお願いします。

教育委員会関係でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として実施しました保育園支援システム整備に805万円、小学校給食費無償化事業に1,157万円、小学校長寿命化改修工事に4,510万円、縄文むら公園リニューアル事業に524万円が主な内容でございます。

主要事業の説明は以上でございます。

続きまして、ページ飛びますが、8-53ページをお願いします。

村債の状況を合計金額で申し上げます。

令和4年度の起債額でございますけれども、3億1,570万円でございます。元金償還額は2億8,721万円ございまして、令和4年度末の残高は20億9,036万円となっております。

続きまして、8-56ページをお願いします。

基金の状況でございます。

令和4年度基金は、財政調整基金へ4億1,005万円の積立てを行い、財政調整基金は24億563万円となっております。

なお、基金の総額は前年度から4億2,161万円増の32億862万円となっております。

続いて、特別会計について申し上げます。

9-1ページをお願いします。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の国民健康保険税が1億3,106万円で、前年度に比べ0.7%の増となりました。

歳出の主なものは、2款の保険給付費が3億9,199万円で、前年度から24.2%の増、3款国民健康保険事業費納付金が1億4,125万円で、前年度から2.5%の増となりました。

9-5ページをお願いします。

国民健康保険事業の財政調整基金につきましては、886万円の積立てを行い、7,597万円の現在高となっております。

続きまして、10-1ページをお願いします。

介護保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料が1億2,548万円で、前年度より1.1%の増となって

おります。

歳出の主なものは、2款の保険給付費が4億6,589万円で、前年度より7.9%の減でございます。

10-7ページをお願いします。

基金の状況、介護保険支払準備基金につきましては、1,435万円の積立てを行い、4,634万円の現在高となっております。

続きまして、11-1ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者保険料が3,808万円で、前年度より1%の増でございます。

歳出は、2款の広域連合納付金が5,008万円で、前年度より1.3%の増でございます。

続きまして、12-1ページをご覧ください。

あさひプライムスキー場事業特別会計でございます。

歳入の主なものは、2款一般会計からの繰入金935万円で、76%の減でございます。

歳出の主なものは、1款の事業費1,174万円で、主にリフト施設等の修繕費、人工降雪機のレンタル料となっております。2款の公債費は61万円でございます。

続きまして、事業会計でございます。

決算書は、戻りまして6-2、6-3ページのほうをご覧ください。

事業会計でございます。

簡易水道事業、それと下水道事業会計の予算につきましては、収益的収支と資本的収支の2つに区分されておりました。収益的収支とは1年間の営業活動の収支、資本的収支とは施設の更新や建設等に係る収支を示しております。

それでは、簡易水道事業会計でございますが、収益的収入の主なものは、第1項営業収益で8,563万円、収益的支出の主なものは、第1項営業費用で9,608万円、このうち減価償却費が6,789万円となっております。資本的収入の主なものは、第1項企業債9,870万円、第3項負担金等が4,193万円で、一般会計からの負担金、繰入金でございます。

資本的支出の主なものは、先ほど主要事業で申し上げたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、7-2、7-3ページをご覧ください。

下水道事業会計でございます。

収益的収入の主なものは、第1項の営業収益で1億381万円。収益的支出の主なものは第1項営業費用で2億2,037万円、このうち減価償却費が1億5,145万円となっております。

資本的収入では、第2項負担金等が3,331万円、一般会計からの負担金、繰入金でございます。資本的支出の主なものとしては、先ほど主要事業として申し上げたとおりでございますので省略をさせていただきます。

それでは、以上で、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定につきまして、補足説明のほうを終わらせていただきます。

◎健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（北村直樹君） ここで、関連がありますので、日程第19、報告第3号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告があります。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、報告第3号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を別紙のとおり報告するものでございます。

おめくりいただきまして、別紙のほうをご覧ください。

すみません。議案書のところに報告第3号がございますが、その次のページになります。議案書、決算審査報告書の前のページになりますので、よろしく申し上げます。

それでは、報告第3号の次ページの別紙でございますけれども、令和4年度決算に基づく健全化判断比率等についてでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率が数値なし、連結実質赤字比率が数値なし、実質公債費比率につきましては6.8%で、前年の4.4%に比べまして2.4%上昇している状況でございます。

次に、将来負担比率につきましては、数値なしとなっております。

続きまして、公営企業会計の資金不足比率につきましては、簡易水道、下水道、スキー場、

それぞれ数値なしとなっております。

健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率につきましては、いずれも早期健全化基準、財政再生基準を下回っている状況でございます。

以上でございます。

◎令和4年度決算審査報告

○議長（北村直樹君） 日程第21、ここで代表監査委員から令和4年度決算審査報告を求めます。

なお、羽多野議員は監査委員席へ移動し、ご着席を願います。

中村代表監査委員。

〔代表監査委員 中村牧夫君登壇〕

○代表監査委員（中村牧夫君） 監査委員の中村でございます。

私から、令和4年度の決算審査報告をさせていただきます。

このたびの決算審査を羽多野美映監査委員と共にさせていただきました。

報告は、報告書に沿い、各会計、概要の部分は省略をさせていただき、審査意見を中心に簡略にご報告させていただきますが、ご了解のほどよろしく願いいたします。

早速ですが、報告書の2ページをご覧ください。

報告書の前文をご覧ください。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和4年度朝日村一般会計及び特別会計並びに公営企業会計決算につき、決算書並びに関係諸帳簿及び証書類を審査したので、その結果を、意見を付して8月7日に小林村長に報告させていただきました。

第1、審査の対象です。

- 1、令和4年度朝日村一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和4年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和4年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。
- 5、令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算。

6、令和4年度朝日村簡易水道事業会計決算。

7、令和4年度朝日村下水道事業会計決算。

8、令和4年度朝日村定額運用基金の運用状況です。

第2、審査の期間であります。令和5年7月26日から8月4日までの期間、審査を行いました。

第3、審査の方法です。

審査に当たっては、村長から審査に付された決算書類が法令の規定に準拠して作成され、かつ、計数が正確であるかを確認するとともに、予算執行及び公営企業の経営、財産運営が適正かつ効率的になされたかについて、担当課長等から説明を受け、定期監査、例月出納検査等の結果を参考にし、関係諸帳簿等及び証書類との照合等審査を実施しました。また、基金の運用が目的に照らし確実に運用されているか等を主眼として実施いたしました。

3ページをご覧ください。

第4、審査の結果です。

審査に付された決算書類及び基金運用の状況は、関係諸帳簿、証書類と照合の結果、適正であり、計数的に正確であるとともに、予算執行を含め、事務事業が適正に行われたことを認めました。

第5、決算の概要及び審査意見であります。これに関しましては先ほど申し上げましたが、各会計及び概要につきましては省略をさせていただき、審査意見のみ報告を申し上げてまいりますのでお願い申し上げます。

では、8ページをご覧ください。

審査意見1点目、アです。

令和4年度決算について。

令和4年度の決算額は、歳入が37億9,100万円で前年比1.3%の増加に対し、歳出も36億6,086万円で前年比2.4%の増加となりましたが、実質収支は1億1,493万円の黒字となっています。財政の状態を計る各指標、指数値は、昨年度と比べそれぞれ若干上昇したものの、適正範囲内、基準値以下となっており、財政計画を基準とし執行管理が的確に行われた結果だと判断いたします。財政指標分析の作業量は大きく、現在、データ精度向上の確保に取り組まれているとのこと。作業手順の見直し、標準化などにより、精度の確保と作業効率の向上を図り、引き続き財政の健全化に向け取り組んでいただきたいと思います。

2点目、イです。

防災対策関連事業について。

令和4年度の主要事業では、旧詰所解体工事も実施管理しましたが、業務内容から、工事の施工監理は安全管理面からも専門部門、課に委託するなど、本来業務に専念する仕組みづくりが必要であると感じました。これは、防災センター建設事業の実施設計の内容審査も同じであります。防災備蓄非常食購入事業では、一般的な想定品目に併せ、乳幼児等の避難に対応した非常食、用品の整備検討もお願いします。

3点目、ウです。

職員活性化事業についてです。

人事評価制度の運用が2年目となり、公平な評価により、職員の意欲向上につながっており、育成に向けた各種研修の受講により能力の向上も図られ、業務の遂行にその成果が見られるとのことでした。

その好事例として、令和4年度の村税徴収率向上に向けた取組では昨年度比0.5%の向上を達成したとのことであり、また、職員の工夫で事業費を最少に抑える取組は、職員活性化事業の成果として評価されるものです。引き続きコンプライアンス研修を継続実施し、職員の意識向上を図り、業務が公正公平に行われ、行政サービスがさらに向上することを期待いたします。

4点目、エです。

朝日村DX推進計画策定事業について。

今年度からプロジェクトチームをつくり、DX推進に取り組んでいます。最先端のシステム導入が朝日村にとって必要なことなのかを精査し、費用対効果も考慮に入れながら、実用性のある取組としてください。プロジェクトマネージャーが在任中のみ可能な属人的な業務とせず、誰でも分かりやすく便利な内容となるようなマニュアル作成やデータベースの構築などを行い、職員がより主体性を持ち、達成感の得られる環境づくりに尽力してください。

次に、9ページをご覧ください。

5点目、オです。

マイナンバーカード普及と交付申請について。

出張申請や夜間休日窓口対応などにより、令和4年度時点の交付率は70.4%で県内20位となりました。引き続き休日夜間窓口の開設は続けており、多様なニーズに対応していることは評価できるものです。証明書の発行や健康保険証利用においてトラブルが出ておりますが、

カード自体は個人に付与された番号を証明するための書類であるということ、電子証明書としての利便性が高いことを理解していただけるよう広く周知し、不安や疑念の解消の相談を受け入れる体制づくりを強く要望いたします。村民が安心して適切に利用するための助けとなってください。

6点目、カです。

あさひ健康ポイント事業と今後の健康づくりについて。

3年目となった令和4年度で第1弾の区切りとなり、ポイント交換者は74名でした。

この事業は、健康づくりだけでなく、生活の生きがいつくり、介護予防等にも深く関連するため、各課が連携して多岐にわたるサービスを提供できるような工夫、幅広い年齢層で健康づくりができる環境整備などを行い、健康村あさひが持続できるような取組となるよう期待します。

7点目、キです。

農業用水路等長寿命化・防災減災事業について。

曾倉沢ため池の廃止事業は、降雨出水時の状況を的確に把握し、地元住民との協議により速やかに対策を実施した事業として評価します。

4か所のハザードマップを作成されるとのことですので、その過程の中で、今回のようにリスク低減が可能な箇所は対策をし、それを反映したハザードマップの作成提供をお願いいたします。

8点目、クです。

橋梁長寿命化事業等大規模工事の実施について。

令和4年度に計画実施された施設や農地の修繕・整備事業は、施設の劣化評価や整備の必要性を評価し実施されていました。国の求める基準が近年の災害状況を踏まえ、厳しくなっているとのことで、基準の見直しごとに速やかに再評価を行い、今後の修繕・整備事業計画に反映されていることも確認しました。

各大規模修繕事業の施工監理は業務委託となっています。工程の進捗管理は行っているとのことでしたが、現場工事が施工安全計画書どおり実施され、作業の安全が確保されているか、軽傷も含めた人身災害の発生及び災害隠しはないかなど、人材不足と作業者の高齢化が進む状況での確認及び指導監督の強化をお願いします。

9点目、ケです。

朝日村農業ビジョンについて。

朝日村農業ビジョンは、朝日村農業の未来に向けた政策指針としてその取組内容を高く評価します。

重点施策のロードマップの施策を、農業従事者とJA共同の下、確実に展開し、その成果である農業の活性化と農業振興の目標達成を期待します。

次、10ページをご覧ください。

10点目、コです。

鳥獣被害防止対策事業について。

防護柵の維持管理を委託された協議会等から、防護柵の損傷劣化が進んでいると報告を受けているとのことでした。それを踏まえ、設備機能維持に向けた修繕事業の計画的な実施が求められます。

また、近年確認されている熊の出没に対して柵の設置が難しい場所があることも理解しましたが、村民の生命・財産を守るために、農地だけでなく集落や施設も視野に入れた鳥獣防護対策への取組が求められます。

11点目、サです。

松くい虫防除対策事業について。

松くい虫の被害は、想定を超えて高地にまで及んでいて、樹種転換等を実施してきましたが、被害拡大による対策の長期化と対策費用の増加が想定され、対応は急務となっています。地権者との協議等もあり苦慮されているとのことでした。その交渉は産業振興課が担っているのですが、速やかな対応が求められる対策ですので、担当課・地権者・地域住民・専門家等が連携し、さらに別の課による応援体制等の取組も一考に入れ、担当課である産業振興課が松くい虫被害の対策に専念できる体制づくりが必要であると思います。

12点目、シです。

地域こども・子育て支援事業について。

子育て支援センターわくわく館では、ゼロ歳から18歳までの切れ目のない多彩な事業を展開していることを高く評価します。

ファミリーサポートセンターは、利用料を負担したことで利用の兆しが見えているとのことです。協力会員や利用者数の今後の動向を見極め、PDCAサイクルに基づき継続の是非を検討してください。

病後児保育事業は始まったばかりの事業です。保育園やわくわく館で周知活動をしており、病院でしか対応できない特異性を鑑みて、事業を継続するための周知と保護者の理解を深め

るよう努めてください。支援員が不足しないよう、わくわく館での活動や事業内容を村民に広く理解していただき、担い手の育成に努めてください。

13点目、スです。

I C Tシステムのセキュリティー管理と職員配置について。

I C Tシステム導入により、保育園の理念、目標をより明確にして、職員一丸となり取り組む環境が整備されたことを確認しました。

反面、プライバシーの管理や端末の保管などはより慎重に行うよう、定期的に確認し、セキュリティーの厳重化に努めてください。職員配置は、国の基準に比べると、より細かく年齢を区分し、必要十分な職員配置をしており、園が理想としている職員配置数は現状過不足がないとのことですが、園内での進捗を検討し、効果判定を行いながら、適切な保育園の運営に努めてください。

一般会計に関しましては以上となります。

次に、11ページをご覧ください。

2、国民健康保険特別会計です。

下の段にあります（3）の審査意見を述べます。

令和4年度の保険給付費は、高額医療を受けざるを得ないケースが重なったことにより増えました。今後も同様に、想定できない疾病により保険給付額が突発的に増える可能性があります。加入者の負担に配慮し推移を慎重に見極めていくよう要望します。

また、1人当たりの医療費の市町村順位は67位と昨年よりも低水準になりました。コロナ規制が緩和され、受診者が増えたこともありますが、引き続き健診を受ける習慣づけをし、健康づくりに結びつくよう働きかけてください。

12ページをご覧ください。

3、介護保険特別会計です。こちらも（3）の審査意見です。

健診によるデータ分析は、K D Bを効率的に利用し、75歳以上の方を対象とした個別の運動指導など工夫が見られます。新規申請者の原因疾患となっている認知症についての理解を深めるための広報活動にも取り組んでいますが、発症に起因する疾病との関係を把握し、早期対応できるよう統計的なデータ分析の活用を要望します。

介護予防や福祉に関しては、村の担当課では限界があり、社会福祉協議会との連携が不可欠です。包括支援センターからは、保健師の専門的な知識を収集することができます。費用的な負担を考慮に入れて、各課、事業所との情報共有を十分に行い、村民のニーズに沿った

事業内容としてください。

次、13ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計です。こちらも審査意見を述べます。

加入者は増加傾向にあり、令和5年度は800人を超えるという試算の中、1人当たりの医療費が77市町村中63位という数字は健康状態がよく、慢性疾患の管理が適切にできている加入者が多いと推測でき、高く評価します。今後も予防医療や健康意識の向上、適切な医療サービスの提供ができるよう積極的な取組を期待します。

次、14ページをご覧ください。

5、あさひプライムスキー場事業特別会計です。こちらも審査意見を述べます。

コロナ禍での運営として厳しい状況が続いていましたが、令和4年度シーズンは、指定管理者の働きと新型コロナの影響緩和による小学校スキー教室の再開により、利用率を目標値の90%まで高めることができたことは、行政支援と指定管理者の成果として評価するものです。

指定管理者がコロナ禍を乗り越えられたのは、自助努力もありますが、3年間の行政による運営支援、事業費の担うところが大きいと思います。毎年実施されている事業の振り返り評価、モニタリング評価により運営面の課題や問題点が浮き彫りになってきました。その先も見据えた今後2年間の事業継続と利用率向上確保に向け、協定書の見直し検討が必要と思われれます。

また、索道については、定期点検の結果に基づく修理整備工事を確実に実施し、機能回復を図り、来シーズンも指定管理者が安心して運用できる環境を整えるとともに、利用者の安全確保に万全を期していただきたいと思います。

次に、15ページをご覧ください。

6、簡易水道事業会計です。こちらも審査意見を述べます。

大型事業として始まった大尾沢浄水場施設の建設は順調に進んでいることを確認しました。令和7年度の竣工後の施設の維持管理費の試算、上水道設備の長寿命化等も考慮し、収支のバランスを見極め、計画的な事業を進めることを要望します。

新施設は、膜ろ過システム導入となり、冬期の濁水を若干改善できるとのことですが、取水の状況や整備の必要性、新たな水源の発見等のために慎重に調査を進め、水源の安定的な確保に努めてください。

16ページをご覧ください。

7、下水道事業会計です。こちらにも審査意見を述べます。

村は今後、投資的経費として下水道事業の負担が大きくなることを試算しています。生活に直結する事業で、下水道維持の在り方を検討する時期に来ていると受け止めています。山間部にある自治体は設備の管理維持のための費用がかかることを考慮した上、広域化等も視野に入れ、方向性を定めていくよう計画的な事業運営に努めてください。

次、17ページからは、令和4年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率に関する審査報告です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく朝日村公営企業会計に係る資金不足比率につき、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果を8月7日に意見を付して小林村長に報告させていただきました。

1、審査対象です。

令和4年度決算に基づく朝日村健全化判断比率、公営企業会計に係る資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類です。

2、審査期間は、令和5年7月26日から8月4日までの期間です。

3、審査結果です。

審査に付された健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費率比6.8%、将来負担比率なし、資金不足比率なしであり、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は計数的に正確であることを認めました。

4、審査意見です。

(1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないことを認めます。

(2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられていることを認めます。

(3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されていることを認めます。

(4) 客観的事実の妥当性を判断した上で、財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われていることを認めます。

以上4点、それぞれを認めました。

次に、18ページ、19ページにあります資料1、資料2の状況につきましてご覧をいただきたいと思います。

以上、決算審査報告をさせていただきました。

○議長（北村直樹君） 羽多野監査委員は自席へお戻りください。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第22、ただいま提出されました議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第3号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10時 11分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時 45分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで、引き続いて全員協議会で議案内容説明を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時 45分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 5時 27分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 報告第3号につきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時27分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年朝日村議会9月定例会 第2日

議 事 日 程 (第2号)

令和5年9月12日(火) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

(追加付議事件)

第 4 認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定についてに係る訂正について

出席議員(10名)

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君
8番	小林弘之君	9番	清沢正毅君
10番	清沢敬子君	11番	北村直樹君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林弘幸君	副 村 長	越川 豪君
教 育 長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢さおり君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	大池 守君	産業振興課長	清沢光寿君
教 育 次 長	上條靖尚君		

事務局職員出席者

議会議務局長 山本珠明君 書記 北林薫君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 豊田 恵美子 議員

6番 清澤 あゆみ 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の説明員は、村長、副村長、教育長、各課長です。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言をしてください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局からリンでお知らせをいたしますので、お含みおきをください。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 最初に、2番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 2番、中村文映です。

本日は、2項目について質問させていただきます。

まず1問目、今後課題となる大規模投資と財政状況について伺います。

村長は、4月の村長選のとき、村の今後の課題を、大型の社会資本はほぼ全てにおいて老朽化を迎え、施設のリニューアルや統廃合が大きな課題だと指摘されておりました。

また、少子高齢化、人口減少、農業者の高齢化、新たにDX等への取組も重要な課題だとしています。また、1期4年間に多くの財源と時間を投入して行った取組についても、今後も継続して取り組んで、実を取る必要があるとしています。さらに、新たな課題として朝日村を無医村にしない対策や、住める状況にない空き家144軒をどのように活用していくかなど、重大な案件にも取り組むと公約をされました。

その多くの公約実現には、多額の財政出動が予想される状況です。

例えば、村民生活に一日たりとも欠かすことのできない上下水道関連事業だけ見ても、現在建設が進行中の大尾沢浄水場の建設や、第二水源からの送水管の埋設工事、また肝腎要の第二水源の湧出量の減少に対する対応。また、昨日発生した水道管の破管のように、村内全域の水道管の老朽化、建設から40年近い年月がたち、施設の老朽化が進む下水処理場を今後

どうするかなど、多額な資金が見込まれ、今後の厳しい財政状況が予想されます。

しかし、村外の方からは、朝日村は東京電力の税金があるから豊かだ、お金持ちだとよく言われます。村民も、村は本当にお金持ちなのか、また、東京電力の税金がなくても大丈夫なのかと疑問に思っています。

そこで、本日はその疑問に答えるべく、以下の質問をさせていただきます。

①村民の素朴な疑問、村はお金持ちか、東電からの税金がなくなっても大丈夫かとの疑問に、村としてはどのように回答されますか。

②今後予想される大型社会資本整備は、どのようなものが想定されているのか。

今後10年間に村の財政計画、またさらに、長期的な20年間では、普通建設事業費の投資総額はどの程度の規模になるのか。

③現在、村には約24億円の財政調整基金があるが、その金額を村長はどのように捉えているか。また、幾つかの目的基金があるが、今後の大型投資を想定して、新たな目的別基金の積立てを行う予定があるかお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

今日は、一日長丁場になりますが、よろしく願いいたします。

それと、昨日早朝未明、起きました水道管の破管事故に関しましては、特に発生場所が西洗馬であったということもありますが、西洗馬の議員さんには、すぐに駆けつけていただいて、地域に水を配ったり、フォローしていただき、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、今の中村議員の①と③の質問にお答えをいたします。

朝日村が、お金持ちなのかのご質問でございますけれども、お金持ちの定義というようなものは不明でありますし、幾らお金があればお金持ちなのかということも、皆さん個々の判断でございますので、分からないというのが正式な回答です。

しかし、昔から朝日村って裕福だよねとか、今、議員がご質問されたようなお金持ちだよねというようなことは、よく皆さんも聞いていることかと思えます。私も聞きます。そこで、これは要因だと思っておりますが、昔からレタス御殿が建つだとか、レタスでうんともうけたとか、農家の皆さんの裕福さは、これはもう伝わっているということが1つ。それと、東京電

力のやはり存在というのは、それなりきのインパクト。これは、固定資産税という税金が入ってまいりますので、そういったことからして朝日村って裕福だねとか、いいねとか、お金持ちだねというようなことが一般的に言われるかというふうに思います。

それと、次の24億円の財政調整基金があるがということで、大型投資を想定して、新たな目的別基金の積立てを行うことを考えているかという質問でございますけれども、今おっしゃられるように、朝日村が保有する基金でございますけれども、総額では32億円を超えております。

内訳は、財政調整基金として約24億円、その他にも保健福祉基金として約5億円、文教施設整備基金として2億2,000万円、またはふるさと応援基金3,000万円等々でございます、基金全体では32億円ほどがあるということになっております。

ご質問のこの金額をどのように捉えるかというご質問でございますけれども、安心できる基金を、今まで積み立ててきてくださったということに感謝を申し上げたいと思います。

そもそも、財政調整基金の活用目的は、大規模災害時での活用とか、税収が一気に落ち込んだようなときに、財源が不足するというときの、取崩しということをする目的でためてありますので、標準財政規模のいろんな資料とか、参考資料とかいろんな文献を見ますと、標準財政規模の20%くらいあれば基金としては、いいのではないかというふうに言われておりました、朝日村の標準財政規模は約26億円でございますので、5億円あれば標準的ということかと思えます。それが24億円もありますから、お分かりのとおり、少し安心した基金があるということかと思えます。

そして、今後、新たな基金の積立ての予定はどの質問でございますけれども、最近では、森林環境譲与税の活用基金ということを設けましたので、今現在では、そのほかの基金ということとは、特別考えておりません。

以上、私からは、①と③の質問についてお答えをいたしました。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、私から中村文映議員ご質問の今後想定される大型社会資本整備及び投資総額について、お答えをいたします。

まず初めに、今後想定される大型社会資本整備は、どのようなものかという質問についてでございます。

村では毎年度、今後10年間の収入及び事業費を推計した財政計画を立てております。

現在、策定済みの計画は、昨年度策定したものでございまして、令和5年度から令和14年度までの10年間の計画でございます。その計画の中で想定されている主な事業につきましては、村道舗装の長寿命化、地域優良賃貸住宅整備事業、旭ヶ丘村営住宅更新事業、小学校特別教室棟長寿命化事業、トレーニングセンター等の長寿命化事業などがございます。

10年間の普通建設事業費の総額といたしましては、一般会計分で約39億円、公営企業会計である上下水道施設の更新も含めると、総額約59億円となっております。

さらに、20年間、令和5年度から令和24年度までの普通建設事業につきましては、現在作成され、ホームページで公開をしております個別施設計画、中長期計画の見直しシートによりまして確認可能でございますが、令和5年度からの20年間で、一般会計分が約46億円でございます。

15年度以降の上下水道事業の計画につきましては、公営企業会計として、この個別施設計画の中長期計画とは別の計画となっておりますので、この金額には含めておりませんので、ご了承いただきたいと思っております。また、個別施設計画の事業費につきましては、それぞれの施設の建築年、面積、構造等を基に、想定される大規模改造等の時期、事業費を積算したものでございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 先人の皆さんが安心して、基金をずっと積み立ててきていただいている、安心だということでしたし、また、今課長のほうから答弁いただいた大型の投資金額をお聞きすると、やっぱり結構大きな金額だなというふうにびっくりするところです。

先ほど、村長も財政力を判断する基準は1つじゃないであろう、一概には言えないということなんですけれども、私もいろいろな見方があるということは、承知しているところですが、先ほど村長も説明ありましたけれども、朝日村が、1年間に普通に行っていくための必要な経費となる標準財政規模が25億7,000万円と、今回の決算に載ってございましたけれども、村の今、持っている貯金の総額からいけば、基金だけでも24億、今説明があった全基金だと32億ということですから、1年間、交付金がなくてもやっていけるすごい金額だなというふうに思うわけです。

財政って、1年間にどのくらい収入が入ってくるかを想定して、事業計画を行っていくわけですね。ですから当然、財政バランスというか、均衡しているというのが普通だと思う

んですけれども。それが24億、32億、こう積み上がってきたということは、本来だったら、その年に使うべきお金を使わなかったというふうに、逆に見ることもできるような気もするんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今までの朝日村の歴史を見ますと、十七、八年前に、非常に財政危機に陥ったということからして、ずっとその辺は、安定した財源を確保するという中長期的な目的のために、今までの村政では、積立てをしてきたというふうに捉えられております。それが1つ。

それと、今、議員がおっしゃられるように、やはりお金を使って村民の生活を豊かにしていくというのも、これはやらなくちゃいけないことですから、ちゃんとした計画の基に、ちゃんとそのお金を使わしてもらおうということは、これは大事かと思えます。

ですから、一概に貯金するばかりがいいことではないと、今せつかく、こうやってためてきていただいているお金でございますので、これ以上、我々の財政的な指標が悪くならない程度に、そういった基金も取崩しをさせていただいて、有効的に活用していくというのも、これは村民益にかなうということかと思えます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長に説明いただきましたが、やっぱりためるだけじゃなく、使っていくことも必要だというのは私も同感です。

ただ、先ほど、説明にはなかったんですけれども、貯金は24億、32億あるということなんですけれども、逆に村債のほうも、一応22億円あるわけですね。昨年度は2億9,000万円返済をしていく。それしばらく、年々3億近い金額を返済していかなきゃいけないということです。

昨年度は、東京電力が設備投資を行ってくれたおかげで、固定資産税が4億7,000万円も増えて、自主財源比率も一気に12%ぐらい多くなりまして35%ということでしたけれども、でも、逆に言えば65%は依存財源というのが現状ですね。ですから、よその市町村に比べたら、非常に財政状況なんかは、いい状況にはあると思うんですけれども、預金の部分と借金の部分、この辺の借金の返済みたいなどころについては、どのように考えているのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 中村議員ご質問の地方債の償還等につきましては、これまでの事業で地方債につきましては、交付税措置のあるものを優先して借りておりました、それを活用しながら、また基金も活用しながら、ここ数年はコロナの交付金を活用しながら、住民のサービスを行ってまいりました。

地方交付税の措置があるとはいえ、地方債の残高は増えておりました、基金も積み上がってきたところですので、バランスを見ながら繰上償還等を行いまして、これ以上地方債の残高が増えないように、その辺も注意しながら財政運営をしていく予定でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 企画財政課長から説明いただきましたけれども、村民の皆さんも、財政調整基金についてはどのような性質の基金なのか、先ほど、村長の説明の中にもありましたけれども、一般に家庭で言えば普通預金といいますか、ある意味いつでも使えるというか、たんす預金的な、そんなように捉えていい基金なんのでしょうか。その辺はいかがですか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 財政調整基金につきましては、特定目的基金とは違っており、目的が縛られていない基金でございますので、先ほど、村長が申しあげましたとおり、災害等の突発的なものに対応するですとか、あとは、財政状況が悪化した際の財源として、確保しているものでございます。

ですので、いざというときのための積立てということもございますけれども、地方財政法の中では、繰越金の2分1は、翌々年度までの間に積み立てなければいけないという決まりもございますので、それに従って積み立てているものでございます。

ですので、財政状況が悪化しないように、その基金も使いながら、住民サービスが充実されるように運営をしていきたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 先ほども、村長も平均的には、標準財政の5%でしたっけ……積み立

てていけばいいということで、大体5億円くらいが標準的じゃないかというお話もありましたが、どれだけあれば、急激な財政危機とか災害とかに備えるかというのは、分からないところでございますが、先ほども申しましたとおり、やっぱりただ積み立てればいい、村長も言っていました、ただ積み立てる、どんどん増えていけばいいということじゃなくて、やっぱり基金を取り崩して、今現在生きている、ここに生活している村民に、サービスをしていくという村長のほうのお話もございましたけれども、私も全く、そのとおりだなというふうに思っているところです。

もしもに備えることは、非常に大事かと思いますが、同規模の自治体から見ても、金額は少し多いのかなというふうに思うところです。

ですので、この24億、少し余裕にも見える基金を使って、村長が今年4月の公約の中で、9つぐらいの項目を公約として挙げているかと思うんですよね。その中には、細かく各項目が数個ずつついていて、全部で約40項目くらいの内容があるかと思います。その中には、当然、長期的な課題もございますが、すぐにでもできるような施策も、幾つかあるというふうに思いました。

野菜の価格安定基金の増額や趣味の活動支援、出産祝い金の増額、それから未満児保育の無償化、奨学金支援、また私が以前からお願いをしている、村長はやると言ってくれていましたが、補聴器の購入資金などもあります。過去の村民の皆さんには、申し訳ないんですけども、今、朝日村で一生懸命生活している方々に、早急に財政調整基金等を使うなりして、ぜひ村長のすばらしい公約を、もう実現していただきたいと思うんですけれども、この辺、村長いかがですが。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今の、私の公約に基金をとということでございますけれども、公約を実行するためには、やはり財源が必要になります。今よりプラスした。それは、全体の調整を見ながら、基金をあえて使う必要があるのか、またほかのことで財源が出てくるのか、それは、よく精査をしながら決めていきたいと思っております。

ただし、やはり基金として、いざのときの積立てでございましたので、やはりこれから想定される朝日村の医療をどうするかだとか、そういったやっぱりある程度、規模の大きい、ある程度、財源が必要となるような事業に使わせてもらうのが、私は基金としては、一番いいんじゃないかというふうに思っております。

ですから、今いろいろのいわゆる福祉向上のための施策というのは、通常に行財政を行う上で、そちらのほうから何とか回せないかというふうに今考えております。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） やっぱり危機に備える、それから緊急に備えていくということもあれですし、今、村長のおっしゃったとおり、長期的な課題の中で大きな問題も抱えているので、そちらのほうに使っていきたいということなんですけれども。

ただ、先ほど来申し上げていますとおり、村民が税金を払い、事業者も税金を納めてきています。それから、国のほうとしましては、朝日村の村民が国民として、最低平等で、全国の国民の皆さんと同じような生活を維持するために、交付金も出してくれていますので、やっぱり積み上げたということは、1つはある意味、使わなかったということにもなるかと思いますので、ぜひその辺、当然どういうふうにやっていくか、財政計画の中でしっかり練っていただいて、基金も含めた形で、私は検討をしていただきたいなというふうに思うところです。

また、1期目もそうだったと思うんですけれども、何かこうスピード感という点において、多少、例えば、村長の公約を実現するというときに、どうも何か、周りの市町村との横並びとか、前例がないみたいなところで、なかなかまないたの上のってこないというか、俎上に上がらないというような傾向もあるように思うんですけれども。村長、その辺については、ぜひ課長の皆さんにハッパをかけていただいて、4年間での公約というようなこともございますので、ぜひできることについては、早急に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） スピード感が云々という話がありましたが、私は違うと思っています。スピード感、持ってやっていると思っています。

やはり、学校給食費の小学校の無償化なんというのもそうでありますし、我々の財政の中で、できる範囲のことはスピードを持ってやるという、基本的な考え方は変わりませんので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 私も、今、村長からお話があった小学校の給食費の無償化事業、他市町村に先駆けてやっていただきましたし、朝日村の通学事情を考えますと、高校生の通学補助というのは、非常に朝日村らしい、いい施策だったのではないかなというふうに思っています。

当然その時も、財政を心配するご意見もお聞きしておりますけれども、やっていただいたこと、それから、コロナ期における商品券なんかの配布事業も、数多くやっていただき、村民からもよかったと、助かったというお声も私のほうに届いておりますので、決して、やっていないということではないんですけれども、ただ、まだまだ、今先ほどもちょっと挙げたことについては、もう半年過ぎているわけですので、例えば、各担当の課の中に検討するような委員会とか、準備ができて取りかかってもいいのではないかなというふうにも思うところがございます。ぜひ、4年間という期間が公約にはあるかと思っておりますので、速やかに取りかかれるところは取りかかっていくよう、課長の皆さんに、ご指示をお願いできればと思います。

もちろん、やみくもに村政を運営しているわけではなくて、朝日村には第6次総合計画が、今、前期の後半を迎えています。当然、この第6次総合計画にのっとり、進めなくてはいけないわけですが、今年、令和7年から始まる第6次総合計画の策定に当たり、前期の検証の年になるかなというふうに、私は思うところですが、総合計画審議会等の審議が今、始められているのか、それに向けての検証作業みたいなものが、もう既に行われているのか、その辺について1点伺いたいと思います。

あと、財政計画を立てる。先ほど課長のほうからも説明ありましたけれども、財政計画に毎年毎年、落とし込んでいかなきゃいけないわけですが、そのためには、1年1年の検証が非常に大切かというふうに思うわけです。

私も、第6次の総合計画を策定するときに、委員をやらせていただいております。そのときに、答申をするに当たり、ここに朝日村の第6次総合計画、持ってまいりましたけれども、一番最後のところに答申というのがありまして、二つの意見をつけて、答申をさせていただきました。

その二つ目のところに、計画された施策が着実に遂行されるよう、外部評価を取り入れ、毎年度の進捗管理を適切に行い、目標の達成に向けて取り組んでいただきたいという意見をつけて、答申をさせていただいたんですけれども、この外部検証というのは、今この3年間において、やられてきているのかどうかを伺います。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 中村議員ご質問の外部評価についてお答えをいたします。

毎年度、行政評価ということで、それぞれ事業について各担当が評価し、それを施策として取りまとめて、村全体でどのように評価するかという施策のシートを作成しまして、内部の評価を行います。

その内部の評価を基に、大学の先生ですとか、農業者の方、各種団体の方が集まりまして、5人だったと思いますけれども、行政評価委員ということで評価をいただいております。

細かな施策一つ一つは難しいので、大きな施策について評価をいただいているところでございます。

今年度につきましては、ただいま各担当が評価した事務事業につきまして、各課長のほうで、施策の評価をしているところでございます。それがまとまり次第、また外部の評価ということで、大学の先生等を含めた評価委員会を開きまして、評価をいただきまして、総合計画の事業が着実に進められているかというところを、K P Iの進捗状況も含めながら検証をいただいて、令和7年度からの後期の計画を立てる前の評価にということで進めているところでございます。

今年度は、村民の皆様のアンケートを実施する予定ではございますけれども、来年度にはその計画、後期の計画策定に向けまして、村民の皆さんも含め、ご協力をいただきまして計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「総合審議会」の声あり〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 総合審議会という形ではなくて、評価のほうは、行政評価委員会ということで予定をしておりますのでよろしくお願い致します。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 確かに毎年、議会のほうにも内部評価、業務評価について、こういう評価になりましたというのが来て、私ども議員のほうも見させていただいているんですけども、その中で、議会のほうからは、深い検証の跡が見られない。内部評価ですので、なかなか自分たちのやってきたことに対して正確に評価、自分がやったことに対して評価するというのは、非常に難しいのかなというふうに思って、非常に簡単な文章で、ほとんどがオールAといいますか、それがBになったりCになったりすることは、ほとんどないような状況

について、評価が、本当にそれでいいのかというような注文が出て、毎年評価をいただいているときに出ているような状況もあります。

それから、昨年度でしたか、やっぱり行政評価委員の先生から、結構厳しい意見がついていたような記憶が、今課長の話聞いて思い出したところですが、やっぱり進捗管理事業を進める上で、予算を立てて進捗管理をしていくことも非常に大切ですが、完成した後の検証と評価というのが、今後仕事をする上において、非常に大切かなというふうに思うところがありますし、また、やっぱりきちっと自分がしてきた事業に対して、職員の皆さんが理解することは、非常に力量アップにも、私はつながるといふふうに考えております。

ぜひとも、外部評価、それから総合計画の審議会等も開いていただいて、次の後期計画の策定に、取りかかっていたいただければなというふうに思いまして、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 最終処分場の現状と今後の見通しについて伺います。

先日、松塩地区広域施設組合の環境保全協議会の会議に出席しました。その折、地元島内町会選出の議員から、新しい焼却炉の建設が用地確保問題で遅れていること、また焼却プラント建設には、入札や設計に4年、建設に4年かかるとされていて、当初、令和11年完成予定がずれ込むことへの懸念が示されました。

地元は、約60年にわたって施設を受け入れ、さらに今後も施設を受け入れるに当たり、喧々譁々の議論があり、対立する意見を調整する委員の方々のご苦勞の一端を知らされた。また、地元負担を強いる施設の建設の難しさを痛感した会議でした。

当朝日村においても、松塩地区広域施設組合（建設当時は、塩尻朝日衛生施設組合）の最終処分場があり、年2回小野沢、本郷地区の役員が出席して、最終処分場連絡会議が開催され、排水処理水や周辺地下水の検査結果、埋立量の報告などが行われています。

現在、広域施設組合が建て替えを計画している焼却炉の形式は、昨年度選定が協議され、今と同じ全連焼却式焼却炉（ストーカー炉）と決定しています。そのため、現在と同じように可燃ごみを焼却に伴い、約13%の主灰や飛灰等のごみが出るのが想定されています。

今年6月に開催された最終処分場連絡会議では、朝日村の最終処分場の埋立率は63.8%と

の説明がありました。現在での量を埋め立てていけば、あと9年後には、満杯になるとの報告でした。

今後、焼却灰や埋立てごみをどう処理していくのか、新たな処分場建設をどうしていくのか。地元を負担を強いる施設建設には、場所の選定作業や地元説明、合意形成、設計建築と長い期間が必要となります。処分場が満杯になる9年後を見据えて、今から取り組むことが必要と考えます。

そこで、伺います。

①改めて、現在の最終処分場の埋立て状況を伺います。また、正確な予測として何年後に使用できなくなるかを予測を伺います。

②最終処分場は、現在松塩地区広域施設組合の施設ですが、塩尻市と朝日村から出たごみの最終処分場として利用されています。今後について現時点で、塩尻市とは、話し合いを持っていますか。また、持たれているならば、その内容をお知らせください。

③焼却灰の最終処分には、埋立て以外にも方法はあるかと思いますが、埋立て以外にどのような方法があるのか、また、全国の他の市町村は環境保全や技術進歩を踏まえて、長期的にどのような処分の方向に進んでいるのかをお伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、中村文映議員ご質問の最終処分場の現状と今後の見通しにつきまして、お答えさせていただきます。

初めに、①につきまして可燃ごみ焼却に伴い、主灰、焼却灰と、飛灰、集じん機などで採取される細かい灰が発生し、本村の最終処分場には、飛灰と埋立てごみを埋め立てております。

松塩地区広域施設組合によりますと、今年度8月は約560トンの飛灰を埋め立てております。これは、例年どおりの量であるとのことであります。今年度の飛灰の埋立て量は、直近の3年間の平均と同じく約1,200トン埋め立てる予定であるとのことです。

主灰と飛灰の処理方法は、埋立てだけでなく、民間企業に処理委託もしております。社会情勢の影響も考えると、今後の正確な埋立ての予測は難しいという予想です。協定の埋立て期限である令和15年までは、使用するという予定ですのでよろしく願いいたします。

続きまして、②につきまして、最終処分場の今後につきまして、昨年7月に塩尻市と最終

処分場の今後の運営について検討をしております。引き続き塩尻市と協議を継続してまいります。

最後に、③につきまして焼却灰の最終処分の処理方法ですが、自治体が所有する最終処分場の埋立てのほか、民間の処分場への埋立てや再資源化処理を委託する方法がございます。

再資源化処理につきましては、幾つか処理方法があり、例を上げますと焼却灰をさらに焼却させて無害化し、人工砂へ加工後、路盤材など建設資材や、点字ブロックなどに再生する方法があります。

ストーカー方式を採用している多くの自治体は、灰の処分は、最終処分場への埋立ての方向は、今現在でも変わっていない状況であります。焼却灰の再資源化の技術は進んでおりますが、コスト面に課題があると感じております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、課長のほうから説明していただきましたけれども、埋立て以外にも処分の方法はあるというお話もありましたが、最終的には、多くの自治体はコスト面などを考えて、埋立てということを継続しているのではないかというお話でしたが、そうしますと、今後も塩尻市と朝日村は、やっぱり埋立てをしていくということになるかと思っておりますので、先ほど来申し上げているとおり、非常に用地選定含めて、地元の理解や建設にも時間がかかることだと思いますので、早急に塩尻さんと話合いを持っていただきたいなというふうに思っておりますけれども、先ほど、私も7月というのが、今年の7月だったのか、昨年の7月だったのかちょっとはっきりしなくて申し訳ないんですけれども。とにかくその内容について、お話がなかったところなんですけれども、塩尻市の百瀬市長も小林村長も、任期は、今期含めて4年でございます。ぜひこの4年間で、方向性を決めていただければなというふうに思うんですけれども、これに対する村長の思いをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） 中村議員の持ち時間があと4分を切りました。手短かに回答のほうをお願いいたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今そのようにして動いております。

○議長（北村直樹君） 中村議員、集約に入ってください。

中村議員。

〔2番 中村文映君登壇〕

○2番（中村文映君） 今、村長、そのように努めていきたいという回答でしたのか、ぜひそうしていただきたいなというふうに思うところです。

建設当時は、朝日の焼却ごみを塩尻市で燃やしていただいていたのですが、今現在は、松本の焼却場で処分をしていただいておりますので、多少状況が変わっているかなというふうに思います。ただ、今現在でもごみの収集とか、ごみ袋に関しては、塩尻市に大変お世話になっているところがございますが、ある意味、今は対等に近い立場にあるのかなというふうに、私は思っております。

ぜひ、小林村長の交渉力、折衝力に大いに期待をいたしまして、これで本日の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3番、羽多野美映です。

私は、3問質問いたします。

これらの質問は共通して、「行政が今後の未来の朝日村にかける想い」をテーマとしています。なお、通告書の内容から外れない範囲で、補足の説明をしながら行いますのでご承知おきください。

1問目、带状疱疹ワクチン接種助成と子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種の周知についてです。

まず、①として3月定例会で質問した带状疱疹ワクチン接種費用の助成について伺います。

国としては、定期接種となっていないこのワクチンの接種費用を、公費負担することはできず、村も負担することは保留するとお答えいただきましたが、テレビ松本の健幸の窓などを利用し、周知をしていただきました。

ワクチン接種費用を負担してほしいとお願いした理由は、1つ目に、中高年の発症率が全体の7割と言われ、仕事を持つ世代の人たちは治療を始めるタイミングが遅れ、重症化する傾向にあるということからです。

発症した場合、おおむね2週間は通院が必要となり、神経節が完全にウイルスに侵されてしまうと、神経痛などの強い後遺症が残ります。特に、三叉神経が支配している顔では、顔面神経痛や顔面麻痺などの後遺症に悩む人もいます。そして、一度ならず、反復性に発症する人もいて、健康被害はかなり深刻だということを理解していただき、対応を考えてほしいと思いました。

そして、2つ目に、2014年水ぼうそうワクチンの定期接種が始まった頃から、子育て世代である20代から30代の発症が急増しています。

こちら資料1をご覧ください。

宮崎スタディよりというグラフになっておりますが、2014年から急激に発症率が増えています。なぜ、この年代が急増しているかと申しますと、水ぼうそうにかかる子供たちが少なくなり、軽い水ぼうそうにかかり、抗体ができるといったブースター効果が期待できなくなったというのが理由とされています。

今後そうした形で、若い世代で、帯状疱疹の発症が増えるリスクが高まっているということ、私は心配しています。

理由の3つ目は、高齢化するほど免疫力が弱く、再発リスクが高いということです。

資料2にお示ししましたワクチン接種効果は9割と言われ、予防効果が高く、発症率を抑えることが期待できるのです。生ワクチンを接種した方にその後の様子を伺ったところ、毎年発症していた帯状疱疹は、その後一度も出ていない。それまではかかると毎日、発疹部位を消毒しに行き、何日も薬を飲まなければならなかったから、本当に助かっているということでした。

費用負担は、前回の質問では実現できませんでしたが、村では、周知活動に力を入れて下さり、3月以降、帯状疱疹について興味を持たれた方が、非常に増えたように思います。

そして、発症を体験した人からは、つらい経験をしなくて済むならワクチン接種は受けるべきと、異口同音に感想を述べています。

定期接種の場合、健康被害の救済制度がありますが、任意接種においても救済制度があります。資料を参考資料としておつけしましたのでご覧ください。こうした救済制度も、きちんと整っているということ。今後近い未来には、将来には、定期接種へ移行する可能性が高

いということ。また松本市では、4月からの費用の一部助成が始まったということ。それらを踏まえ、村でも一日でも早く接種費用の負担をご検討いただけないでしょうか。

次に、②として定期接種として行われている子宮頸がんワクチン（以下HPVワクチンと言います）接種は、一時強い健康被害を訴える接種者が次々に現れ、以後、定期接種を控える期間がありました。

接種を逃した人に対し、キャッチアップ接種として、令和4年4月から令和7年3月の3年間の期間限定で、公費での接種機会が提供され、当村に住民票がある対象者にも通知が届きました。HPVワクチンの接種費用は非常に高価で、公費負担で接種することにより、家計としてはかなり助かると思います。

資料3をご覧ください。

2価、4価は1万5,000円から2万円、9価のシルガードというワクチンについては、1回につき2万5,000円から医療機関により3万円かかるという負担になっております。

村のホームページを見ますと、4価ワクチンのみ補助の対象と案内されています。その理由はと、当初の通告書に私は記載しましたが、更新日を確認しますと昨年の8月30日が最終の更新日になっていたため、今年4月から公費負担となった9価ワクチンの補助についての案内はなかった、ということで理解しています。

先日、対象者である私の娘がワクチン接種の申請をし、資料を確認したところ、9価の補助もできるという内容で案内されていました。

しかし、ここで問題としたいのは、新しいワクチンができている。そして、その予防効果は、今までのワクチンよりも高い。そうした先進的なものが受けられるようになったことを、なぜ、積極的に周知しないかということです。冒頭で申しましたように、今後の未来の朝日村のためにと考えると、一人でも多くの健康な人たちが村を支えていけるように、行政が取り組むべき必要な事業として捉えていただきたいと思います。

重症化した帯状疱疹にかかる医療費、万が一、子宮頸がんを患ってしまったときの医療費や生活負担は、村にとっても大きな負担となるはずで、こうした部分を含めて、費用負担や周知活動についてどうお考えかお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、通告書をいただきましたので、それに基づいて答

弁のほうをしたいと思います。

初めに、帯状疱疹ワクチン接種の助成についてお答えいたします。

3月定例会においてご質問いただき、再度のご質問でございますので、早期の検討と取組に期待していることからと存じております。国の動向は、前回と変わらないところでございますが、議員おっしゃいますように、松本市での助成が令和5年4月から開始されたことによりまして、近隣の市村では、住民からの問合せがあるとも聞いております。

村といたしましても、県のワクチン接種の助成に関する調査の実施が予定されていると聞いておりますので、その結果や県の動向も踏まえまして、財政的な観点も含め、前向きに検討してまいりたいと思っております。

続きまして、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種の周知についてお答えいたします。

議員ご存じのとおり、村では令和4年4月に対象者の皆様へ、子宮頸がんワクチン接種の再開の通知を発送しております。通知の時点で、定期接種化されているワクチンは2価のワクチンと4価のワクチンでありますけれども、令和4年度の定期接種のワクチン代の見直しをしたところ、子宮頸がんワクチンの2価ワクチンにつきましては、需要がないことを理由に金額が提示されず、朝日村といたしましては、4価ワクチンの接種のみのご案内となりました。通知では、2価は公費の対象となりませんと、確かに記載されておりました。分かりにくく誤解を生むような記載であり、大変申し訳なく思っております。

令和5年4月より、9価ワクチンも定期接種化され、公費で受けられるようになりました。また、2価ワクチンも業者から金額が提示されましたので、接種できるようになっております。このことにつきましては、広報5月号で周知しているものの、接種可能となった4月当初に、キャッチアップ接種の対象者への案内は行っておりませんでした。

なお、接種を希望される方へは、予診票を渡す際に、9価ワクチンのリーフレットをお渡ししましてご案内しております。

予防接種については、村のホームページの更新も最近まで行われておりませんでした。通知発送後、これまでの間に対象者への直接の接種の勧奨は行っておらず、令和5年度になり、接種できるワクチンが増えたときに、そのお知らせとともに接種の勧奨は行えたのではないかと、またホームページの更新のタイミングもこのときだったと、接種の呼びかけの機会を逃しており、積極的な接種勧奨は行われておりませんでした。

接種勧奨の今後の予定としましては、年が明けますと接種できる期間が残り1年となりますので、未接種の皆様へ接種勧奨の案内をする予定となっております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 度重なるお願いになりますので、ちょっとしつこいんじゃないかなというふうに思われるかもしれないんですけども、带状疱疹に関しては、本当に各市町村において、興味を持たれている問題になっていると思います。

医療機関でも、かなり周知活動に力を入れていて、やっぱりお医者さんから見ても、ワクチン接種の効果ということが、非常に高いという理解をされているところです。

ぜひこれは一足早く、朝日村でも取り組んでいただき、決して全額補助とは言いませんけれども、やっていただくということで、やっぱり住民にとっての安心感、それから、これは带状疱疹になったことによってかかる医療費が、村にどれだけの負担になるかということも考えてもらいたいです。そういうことを両者の立場で考えることによって、ちょっと表現が悪いんですけども、どっちが将来的に見ていいのかということ、やっぱり考えられるような目端の利く、機転が利く対応ということをしていただきたいなと思ったので、再度この带状疱疹についてはお願いをしました。

それから、子宮頸がんについてですけども、本当にもう接種期間が残り1年となってくる中で、これは、どうして私がお願いしたいかと申しますと、この9価のワクチンが出た時点で、非常にこの予防効果が高くなっております。添付資料にもつけております。

なぜ、この年代の人たちが、定期接種を行わなかったかということに立ち返って考えていただきたいんです。非常に、健康被害が多くて、とても敬遠されてきました。この定期接種に関しては、怖い、やっても大丈夫か、こういう不安がある中で9価のワクチンが登場して、予防効果がある、大丈夫だよということを、国が改めて示しているわけです。そこをやっぱり、後押しすることということが、私は大事なんじゃないかなと思うんです。

それを、さっきの带状疱疹もそうなんですけれども、いち早く情報をキャッチして、予診票送った時点で、9価が受けられるよということでは、やっぱりよくないと思うんです。9価が、なぜ受けられるようになったかということ、きちんと分かっていたか呼びかけということが、私は、村の仕事なんじゃないかと思います。そこを、強く要望したいと思います。

そして、9価のワクチンに関しては、表で示しましたように2回から3回というふうにあるんですけども、この2回から3回という理由ですね。2回という効果が出ている年代と

というのは、たしか14歳から15歳以下の人たちに対象で、効果が出ていると検証されています。それ以上の年齢というのは、2回の定期接種によって、効果が出ているかどうか不明だから3回受けることになっているんです。

そののやっぱり理由、根拠ということも踏まえていただいて、3回の定期接種を9価で受ける。この理由をきちんと示していただきたいんです。

それをやっていただけるかどうか、もう一度確認をしておきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 今回、羽多野議員からご質問ございました。私といたしましても、健康づくり係のほうへ確認しました。確かに積極的な接種勧奨というのは、行われておらず、もっとできたのではないかとということで、大変反省しております。

保健師を中心に接種勧奨進められるように、今後どのような方法があるかも含めて検討して実施してまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 上條課長から今、前向きな検討していただくという、対応していただくというお答えいただきましたので、これで1問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） それでは、2問目の質問をいたします。

防災士の活用と育成についてです。

大きな災害が起こったとき、自助と共助という2つの助けに頼るところが大きいというのが、過去の災害の経験から明らかになってきています。

地域の特色を考慮した防災・減災対策が求められる中、地域と自治体の連携に努め、社会の様々な場で減災と地域防災力向上のために活躍が期待されている防災士は、多くの自治体で、普及活動が積極的に行われ、資格取得のための費用の助成、活動の支援に取り組んでい

ます。

そこで、質問します。

村は、防災士という資格者の存在と役割についてどのような認識を持っていますか。

②資料4及び参考資料をご覧ください。

防災士登録者数は、2011年の東北地方太平洋沖地震を機に増えています。資格取得は防災に関心の高い、自主性のある意欲ある人が資格を取得することから、若い世代が村内活動に参加し、地域で活躍する場を増やすことになるのではないかと考えますが、村として防災士登録者を育成し、活用していくことは考えていますか。

③資料5をご覧ください。

資格取得には、ある程度の費用がかかります。また、養成講座の受講やレポート課題、資格取得後の普通救命講習など、課題が多い点が普及のネックになっています。

しかし、免除規定があり、消防団員等に対する資格取得は、登録申請をするだけで取得でき、費用も9,000円です。免除規定を利用し、消防団員に資格取得を促したり、費用の一部助成をするなど、資格取得を後押しするような制度の導入ができますでしょうか。お答えください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員ご質問の防災士の活用と育成についてお答えをさせていただきます。

最初に、防災士の資格者の存在と役割、認識しているかということでございますけれども、防災士につきましては、日本防災機構が認証する民間の資格で、防災に関する一定の意識や知識、また救命救急などの技能を習得され、平常時から防災対策に対する取組、災害時には、地域の災害対応に取り組んでいただける方々と捉えております。

資格者につきましては、これまで、村では4名の方を把握しておりました。しかし、今回改めて日本防災機構に確認したところ、現在は、村民の方6名、そのほかに村独自で村内の事業所等に勤務されている方2名を把握している状況です。

コロナ禍前の地震総合防災訓練におきましては、それぞれの地区防災会のほうへ、この防災士の方を紹介させていただきまして、自主防災訓練の計画段階から参加していただくように、地区防災会のほうから声かけを行っていただいております。

また、昨年でございますけれども、3年ぶりに再開しました地震総合防災訓練におきましては、役場職員の訓練に参加をしていただきまして、職員と一緒に、昨年は避難所の設営訓練を実施していただいております。

次に、村としての活用等のご質問でございますけれども、この防災士を取得する方につきましては、防災に関する意識が非常に高く、自らの防災対策を実践していただけるほか、平常時から防災対策の啓発など、地域の防災リーダーとしての活躍が期待されると思います。

また、災害時には、防災に関する知識を生かして人命救助、また消火活動等にも当たっていただきますので、今後若い世代をはじめ、多くの皆さんが資格を取得することで、地域全体の防災力の向上が図られることと思います。

また、1つの防災士の活用方法でございますけれども、実は、今回の地震総合防災訓練で、役場の職員は、大規模災害時の初動マニュアルの確認を行っております。

その中で、職員は大規模災害が発生した際、正規職員63名のうち、43名が各地区の避難所の設営に派遣されることになっておりまして、おおむね1日そこで派遣されることになっております。

その一方で職員は、災害対策本部員として、災害発生から48時間以内に行わなければならない応急対策が多数ございまして、職員は、災害対策本部の業務を優先する必要がありますので、避難所の設営につきましては、地区自主防災会が主体となって設営いただくよう、見直しが必要じゃないかということで捉えております。

防災士の皆さんが、避難所の設営に関わったことで、スムーズに避難所の開設ができたという実例もお聞きしております。また、地区自主防災会の役員の皆さんも、数年ごとに入れ替わってまいりますので、地域にいるこうした防災士の皆さんが、避難所の設営に関わっていただくような活用ができれば、村としても大変ありがたいと考えております。

続いて、資格取得に関する助成制度の導入等の検討でございますけれども、先ほど述べましたように、防災士の皆さんにつきましては、平常時から、また災害時における活動、避難所の設営などにおいて活躍が期待されるほか、近年は、人員確保が難しい状況でございます消防団の、補助的な役割も担っていただける面もあると思います。

こうしたことで、防災士の活用が図られる場面は、ほかにも多数あると思いますので、改めて村としても、住民の皆さんに広く防災士の資格取得の啓発に取り組んでいきたいと考えております。

また、ご質問の防災士の受講費用の助成につきましても、前向きに検討させていただきた

いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

消防団の方の資格取得ということで、ご質問ございましたけれども、今年度、消防団の在り方をどうしていくかということで、そちらのほうの検討も行っておりますので、消防団員の資格の取得につきましても、そこで改めて併せて検討させてもらいたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 課長お答えのように、もう既に、朝日村として何をしなければいけないかという問題は、もう明らかになっているんだと思ひます。その部分をどういうふうにしていくのかということの仕組みづくりだったり、役割分担だったりということが、これから行政の役割といいますか、やっていただくことだろうなというふうには思ひます。

特に、大きな災害が起これば、本部も被災者になるということは、もう当然分かっていることなんです。そうした場合に、48時間の救助は誰がするんだというと、私も実は、防災士の先日養成講座を受けてきました。そのときに言われたのは、48時間以内で手を入れられるその力というのは、地元の住民であると、そういうことでした。

阪神淡路大震災のときに、倒壊した家屋から救助できた、救助した人たちというのは、80%が住民の人たちの力だったそうです。残りの2割は、ようやくたどり着いた公助だったということでした。

そういうことを考えたときに、やはり、その防災士という人たちの役割を、もう一度考え直していただきたいなと思ひます。私が把握していたところでも、当時は4名ということでした。6名で、またプラス2名だということ、とても、少しの増加なんですけれども、よかったかなと思ひます。そして、先日私も合格通知を頂きましたので、そこに1名加えていただけたらなと思ひます。

それから、先ほど来申しましたように、防災士の資格というのは、資格のない人はこれだけの勉強をしなければいけません。以前、村長がおっしゃっていた、男女共同参画のときに女性を防災士にどうかという話を、私させていただきました。その際に、村長おっしゃっていました。電話帳みたいに厚いんだと、テキストが。そんなわけないと思って、私も受講してみたら、こういう状態です。しかも、まださらに、この中からレポートを13項目つくらなければいけない、それから2日間の講習、そういった負担というのは、一般の人からは、到底負担があるものです。

ですから、やはりこの消防団の人たちを利用しない手はないかと、私は思います。せっかく団員の皆さん、好意で入団していただいて、一生懸命、地区の防災のためにやっつけていますから、どうだという話を積極的にしていただいて、費用の助成もできたらしていただきたいと。団員の人は安いので。一般の方は4万円です。本当に高いです。そこも含めて、私だけじゃなくて、女性の防災士が、また増えてくるといいかなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いします。

それから、この件について、社協の職員の方にちょっと話をしてみたところ、社会福祉協議会には、災害ボランティアですか、というのがあると思います。そことコラボして、やっぱり防災士の人たちと、いろいろなことをやっていくのもいいよねということをおっしゃっていただきましたので、そういったところでもちょっとまた、やっていただけるようなことをお考えいただきたいなと思います。

お願いすることばかりで、2問目の質問を終わりにしたいかと思うんですけども。

以上で、2問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 3問目、朝日村が期待する社会福祉協議会の役割とは。

社会福祉協議会（以下、社協と言わせていただきます）は、社会福祉法第109条、110条、111条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織である社協は、行政機関とのパートナーシップが強く発揮されることから、民間団体ではあるけれども、公共性が強いという面で、地域福祉に大きく貢献できる力を持った団体と考えています。

今回私は、社協が取り組んでいる介護保険事業と地域福祉活動2つの大きな事業のうち、介護保険事業について取り上げたいと思います。

社協の財政状況は、介護保険事業の収益が最も多く、自主財源の大きな支えとなってきました。しかし近年、介護度が軽度である利用者への介護保険サービス、介護予防、訪問、通所等の公定価格の在り方が変わり、財源として頼ることができなくなっている状況です。

添付資料ほのぼのの3ページをご覧ください。

令和4年度は、財政調整基金から約2,000万円の取崩しを行っています。

この状況について、詳しく聞くために社協を訪れたところ、局長からは、介護事業からの収益の増収は今後も期待できませんと。自主財源は、積立金の取崩しを行うことで、数年は維持できるし、事業の精査を行って、自助努力するという話を伺いました。もちろん社協として責任を持って運営状況を精査し、取り組んでいくことはとても重要なことです。

一方で、ほか自治体で、当村の社協のような積立てをしているところは多くなく、過去数年に遡っても、歴代の局長たちが努力を重ね、堅実な運営と財源を大切に用いてきたことがうかがえます。

そこで、以下質問します。

社協に対する朝日村の補助金額の決定基準は設けているのでしょうか。あるとしたら、その内容と、根拠はどのようなものですか。

②番、社協に委託している事業、主なものには何があり、連絡調整や事業の見直し等のモニタリングはどうしていますか。

③番、社協における介護保険事業は、公共性が強く、地域福祉活動も同時に展開できるという特殊性があります。村としては、社協の存在意義についてどう捉え、今後社協が担う役割として何を期待しますか。お答えください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 羽多野議員のご質問にお答えいたします。

朝日村社会福祉協議会、私も社協と言わせていただきます。まずは、③番からお答えさせていただきます。

社協は、高齢者の昼間の居場所、現在のデイ・サービスに当たりますや、ヘルパー、入浴サービス、福祉団体への事務局など、在宅で暮らすご本人や家族の生活の支援を介護保険制度が開始される以前より行ってきました。

住民福祉課といたしましては、高齢者や障害者のサービスが制度化されましても、社協は、地域福祉の一番の支え手となって、地域に入って活動し、住民皆さんの身近な存在であることには変わりはありませんし、役割であるとも思っております。

社協は、羽多野議員の資料にもございますように、村からの受託事業のほか、地域福祉事業として、地域で活動を行っております団体への支援や「いいせ」、「ぷらっとふらっとカフェ」、「お茶に呼ばれましょや！」また、子供を対象とした福祉教育、令和5年度は「カ

レー大作戦」も始まりました。そういった、地域へ出向いての活動も充実してきております。世代と分野を超えた地域福祉事業の実践団体として、積極的に活動いただきたいと思っております。

ご質問、①番でございますけれども、村は、社協の地域福祉活動を支えている職員の人件費の補助を行ってきております。社協への補助金は、村の一般財源でありますし、補助額については、村としても一定の金額を示す中、社協事務局との合意により、決定しております。

続いて、②の委託事業につきましては、主なものは、朝日村健康づくり・介護予防事業として、趣味や運動等の講座の開催、毎月1回の講座から毎週1回行われている講座がございますけれども、主な講座は再彩クラブや、健康運動講座、高齢者ふれあい学習などでございます。

また、朝日村生活支援コーディネーター事業としまして、日常生活を支援する職員の委託をしております。

このほか、令和5年度は、教育委員会からの子供の居場所づくり事業を委託しております。健康づくり・介護予防事業につきましては、年4回の実績報告の提出だけではなく、担当職員から報告を行い、事業の進捗を確認しております。令和5年度は物価高騰の影響も考慮し、この健康づくり・介護予防事業については、事業がさらに円滑に実施できるよう、事業費の見直しも行っております。また、生活支援コーディネーター業務は、毎月1回、地域包括支援センター職員との連絡会を行い活動報告や情報共有の場を設けております。

生活支援コーディネーターとは日頃からも個別支援の打合せや、情報共有を行うとともに、令和4年度は地域の支援をまとめた暮らしのお役立ちガイドを作成しております。

社協は、障害者福祉につきましても、令和5年度より塩尻市、山形村、朝日村障がい者総合相談支援センターの相談支援員の受託をしております。

社協の特定の福祉分野だけにとどまらない事業を行っていることに関しましては、期待し、職員は専門性が高く、地域のためぜひ力を発揮し、かたくりの里を拠点として村民の心のつながりを深めていただきたいと思いますと思っております。

住民福祉課といたしましても、相談支援や家庭訪問時の連携、事業へ協力し、参加できる場所は参加しており、職員が社協と一緒に地域福祉を進めていくことが、社協の活動をより活発化させていくと思っております。

以上となります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） ①番に対しての回答なんですけれども、一定の金額というところで、毎年、話し合いの中で、合意の下で決められているということでしたが、一定金額ということではないということですか。増やす減らすというところは、どういうところで合意をしているのでしょうか。教えてください。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、ただいまの質問でございますけれども、一定の金額を示すのかということで、毎年、社会福祉協議会への補助金につきましては、もうずっとしてきているわけなんですけれども、年度に、その時代に、そのときに、社会情勢によりまして、あと、村の一般財源の状況にもよりまして、社協の事務局の職員と話し合いをしまして、村からの補助金というのは歴代ずっと決められてきております。

それから、現在につきましては、令和3年度以降、社協から提出いただきました事務局職員が地域福祉事業に、どのくらい従事しているかというところを出していただきまして、その割合を基準としつつ算出しているところでございます。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 介護保険制度施行から10年、地域によって状況は異なっているんですけれども、全国的に民間事業者、NPO等のサービスの供給者が、どんどんと経営が難しくなってきたり、閉鎖するところが出てきているという状況ですけれども。その中で、朝日村における社会福祉協議会の介護保険事業が、今お伺いすれば、非常に村の中で密接なつながりがあり、非常に役割としては重要な部分を、私は占めていると感じているところなんですけれども、その中で、ほかの自治体の社協なんかは、もう立ち行かなくなっているという状況が、実はもう目に見えてきているところです。

そうしたところで、社協のやっている介護保険事業に関して、よその自治体との統合とか、公社と統合するとかという選択を迫られている自治体もあります。それから介護事業を、もういっそ縮小する、撤退するというところもあります。

周囲の動きに注視しなければいけないということも十分あるんですけれども、私は、この朝日村の社会福祉協議会というのは、ほかの自治体とはちょっと違うんじゃないかなと思っ

ています。というのは、やはり民間の事業者というのは、村内の中に入ってあまり来ていない状況の中、介護保険事業に限って申しますと、この村の中の要介護者、介護が必要な方たちに、なくてはならない事業所として、私は考えてほしいなと思っているところなんです。

そういったところで、補助金に関しましては、私が上げてくれ、下げてくれということではないんです。そういうことではなくて、本当にこの朝日村にとって、介護保険事業が大事なのかどうかということを改めて精査していただきたいと。今後、もしかするとこの事業が立ち行かなくなるということもあります。今、上限30人というところが、利用者が20人から25人くらいということだそうです。それが、減ってきているのはどうしてなのか。

けれども、利用している人というのは、本当に大助かりなんです。私も、義理の母が同居しておりますけれども、ケアマネジャーさんにも、本当に相談していただいたりして、とても助かっています。

そうしたところで、朝日村のこの社協の在り方について、特に介護保険事業について、これから毎年、その補助金についての話合いだったり、各課の話合いだったり、事業の話合いだったりだけでなく、この事業がいいのか、悪いのかということをしつかりとモニタリングをして、考えていけるような仕組みというものを再度考えていただけますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 社協が行っております介護保険の事業でございますけれども、あくまでも社会福祉協議会が、事業所の指定を受けて行っている事業でございます。まずは、社会福祉協議会の組織の中で、今後どうしていくかということになるかと思えます。

議員おっしゃいますとおり、確かに、通所サービスを行う事業所として、村内では大切な事業所だとは、村としても考えておりますが、法人としてのまずは、経営の努力ということ、必ず必要であると思っております。その辺につきましても、私も社協のほうから経営状況等は伺っておりますので、事務局の会議の中でも、触れていくことは可能かとは思っております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 議員ご質問の一番最初のそのタイトル、朝日村が期待する社会福祉協議会の役割とは、ここに戻ってちょっとお話をさせてもらいたいと思うんですけれども、結

論から言いますと、非常に大切な組織であり、重要な組織であり、なくてはならない組織だと思っています。

これは以前、ここの会長を村長が兼務したなんという時代もございましたけれども、それ以来、やはり朝日村の福祉のやっぱり基礎を築いたし、今でも基礎にあるのが、社会福祉協議会であるので、まずここの組織が立ち行かなくなるということだけは、村のほうとしても避けていなくちゃいけないということで、先ほどからも介護保険事業についてということで、質問が集中しておりますけれども、その他の事業につきましても、もう少し社協のほうでやってくれないかとか、常に、社協とは情報交換をして、そしてよりよい朝日村の福祉事業とは、というところを目指してやっていきたいと思いますので、何といたしますか、おら知らねじゃなくて、一生懸命、村としても共同でやっていきますのでお願いします。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員、持ち時間が5分を切りました。集約に入ってください。

羽多野議員。

〔3番 羽多野美映君登壇〕

○3番（羽多野美映君） 社会福祉協議会が、立ち行かなくなることだけは避けたいという村長のお答え、私も本当にそのとおりでと思います。

なぜ今回、介護保険事業に限って質問したかと言いますと、この介護保険事業というのが、社会福祉協議会の財源になっていたからなんです。そのところがまた期待できなくなったときに、こんなにたくさんの地域福祉活動、これをどういうふうに支えていくのかということ、また村としては真剣に考えていただきたいと私は思いました。

朝日村は、どんな村ですかと聞かれたときに、行政運営に関わっている皆さんは、どうお答えしていただけるのでしょうか。子育てに優しい村、健康村朝日村、いろいろな表現の仕方があると思います。私は、安心して、産み、育て、安心して人生を終えていくことができる村であってほしいと思います。

そのための社会福祉協議会である、この地域性の高い、公共性の高い事業、ぜひこれから何が必要で、何をしていくべきかということ、もう一度皆さんでお考えいただきたいと思っています。

それから、今、社協に期待されている、これはちょっと、質問の内容とずれるかと思うんですけれども、子供の居場所づくりだったりとか、子供を対象とした福祉教育についても、非常に今、力を入れてきているところです。

村長の公約にもありました普通の暮らしの幸せ、この表現は、社会福祉協議会の職員が、

わくわく館を利用する子供たちを対象にした講座で、福祉という言葉について説明をするときに、教材として使ったものです。

福祉という漢字は、どちらにも幸せという意味があります。福祉という字を縦に書いてみると、普通の、暮らしの、幸せ、このそれぞれの頭文字、ふ、く、し、となると思います。そういうことだということを、子供に分かりやすく講義をしてくれました。そんなふうにも、今、社協の職員は、たくさん子供たちに種まきをしているところです。介護についても、お年寄りとどう関わっていくかということも、その講座の中でいろいろと教えてくださったようです。

日本人というのは、まずは、一人で頑張ろうとする国民気質があると私は思っています。頑張らなきゃいけないとか、自分で何とかやらなきゃいけないというふうに、社会福祉協議会に、私は、思わせてはいけないと思うんです。

大丈夫なの、できるのというところを思いながら、これは住民福祉課だけじゃないんです。例えば、お金の面で言えば、企画財政なのかもしれません、総務課かもしれません、それから、はたまた子供の教育に関しては教育委員会かもしれません。

いろいろな課で、いろいろな話合いをしながら、この社会福祉協議会、福祉の在り方、地域福祉をどうしていくのかということも、もう一度考えていただきたいと思います。これは要望でございます。

以上で、私の3問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を挟みたいと思います。

再開を10時50分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（北村直樹君） ただいまより、一般質問を再開いたします。

◇ 豊田 恵美子 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、豊田恵美子議員。

豊田恵美子議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 5番、豊田恵美子でございます。お願いいたします。

私からは2項目の質問を通告させていただきました。よろしくお願いいたします。

まず、1問目です。

6月定例会における村回答の進捗状況についてです。

（1）意見箱設置記入用紙についてです。

村長は、村政の基本は村民目線、住民目線であり、村民の人権を優先して対応していると回答されました。また、村政になかなか声を届けてくれない若者や窓口で直接話しにくいという村民の声に応じて意見箱が設置されました。これまで何件の意見が寄せられましたか。意見箱の用紙には記載者の氏名、住所、連絡先を記入しなければ回答しないと書かれています。氏名、住所、連絡先の記入が必要な根拠は何でしょうか。お教えてください。

（2）保険証の交付継続についてです。

現在、マイナンバーカードに保険証のひもづけが進められています。マイナンバーカード取得は、個人の意向と申出によって取得されることとされています。村は、申請時に村民の意向の尊重に配慮して丁寧に対応されていると回答されました。この時に、紙媒体の保険証の発行交付継続を村民が要望される場合のことを検討していただきたいというふうに要望いたしました。希望される村民にどのような対応をお考えですか。

（3）通学路安全確保に村がすぐできることの回答として、歩道と車道が分離していない通学路での運転者へのスピード抑制の注意喚起として、県道292号線土合の桜坂公園入口という掲示がある付近に「子供飛び出し注意通学路朝日村」の掲示板設置を検討できると回答されました。いつ頃設置の予定ですか。

（4）マレットゴルフ場の利活用検討についてです。

昨年度利用者数は、ノートに記入している方、記名者だけで453名でした。雨天以外は毎日の利用があり、私もマレットゴルフ場に何回か行って利用者からお聞きしたところ、人との交流の楽しみ、筋力低下予防、糖尿病管理で運動をしなくちゃいけないので、マレットゴルフ場の整備を兼ねて貢献しながらできることをやりながらほかの人との交流を楽しんでいる等の声がありました。

廃止の方向については、広報がされず一部のしか知らない状況があります。今後、地権者、住民と丁寧な話し合いを行っていくとの回答でしたが、その後話し合いは行われていますか。今後どのような方法、スケジュールで話し合われていく予定ですか。

以上、お答えいただきたい。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、私からは豊田議員ご質問の意見箱設置記入用紙についてお答えいたします。

まず初めに、意見箱に何件の意見が寄せられたかというご質問につきましては、現在ゼロ件でございます。

次に、意見箱の記入用紙に氏名、住所、連絡先の記入が必要な根拠についてでございます。

意見箱設置に関する村の考え方としましては、現在行っております役場窓口での対応をはじめ、村公式ホームページ、長野電子申請サービスからのメール受付などの場合と同様の取扱いとし、いただいたご意見に対し回答を希望される場合は回答をすること、内容は公表しないこととしております。

豊田議員がご提案の匿名式は、意見が集まりやすいといった利点もございますが、一方で、真剣ではない意見が増えてしまうことやご意見をいただいた方とコミュニケーションが図れないといった欠点もございます。村としましては回答ができることを原則としまして、ご意見をいただいた方とのコミュニケーションが図れる記名式としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、意見箱に投函された意見用紙は全て受付させていただきますので、仮に、匿名で投函された場合であってもご意見の内容は把握させていただきます。また、ご意見に対する回答につきましては、匿名または誹謗中傷、個人のプライバシーに関するもの、特定の個人または団体の利益につながるものなど、意見の内容によっては回答をしない取扱いとさせていただきますのでよろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、（２）番の健康保険証交付継続について私のほう

からお答えいたします。

マイナンバーカードの取得は、ご本人の意向に尊重し配慮していることから、国が進めているスケジュールまでの間にマイナンバーカードを全ての方が取得し得るかということからも豊田議員のご心配も当然のことと存じます。

健康保険証は被保険者証とも言いますが、国民健康保険、また、会社等へ勤務されている方が加入しています健康保険、また、後期高齢者医療制度など加入している医療保険ごとに保険証が発行されておりますけれども、マイナンバーカードによるオンライン資格確認への移行による、この健康保険証、被保険者証の有効期限につきましてはどの医療保険についても同一となってきております。このため、健康保険証の発行交付継続を希望する村民にどのような対応をお考えですかとの質問につきましては、法律の規定により対応することとなっております。

以上となります。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、豊田恵美子議員の3問目の質問、通学路の安全確保に村がすぐできることについてのお答えをさせていただきます。

県道292号線土合付近ですが、一般質問の後6月25日に、近隣の住民の皆様、小学校PTAの皆様、議員の皆様などからご協力いただきグリーンベルトの塗装をしていただき、薄くなっていた塗装が濃くはっきりとなりました。通行車両への注意喚起となり、児童が歩く通学路であることが再認識されたと思います。

村では、通学路安全推進協議会による通学路合同点検も8月22日に行っております。村内の懸案となっている危険箇所を確認をしているところであります。

豊田議員のご指摘があった看板につきましては、協議会の中でまた設置を検討していきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、豊田議員ご質問のマレットゴルフ場の利活用検討についてお答えいたします。

6月の一般質問後の議会全員協議会におきまして、マレット場の現状と今後の進め方につ

いて議員の皆様にお諮りさせていただきました。

今シーズン終了後の11月から地権者や住民との懇談の機会を設けてまいりますのでご理解願います。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） まず、意見箱の記入用紙についてです。

村のお考えはご説明いただいて、どのようなお考えでいらっしゃるのかということは理解いたしました。ただ、6月の定例会において意見箱の設置を要望させていただきました趣旨は、酌み取っていただけていないということと同時に理解しました。

声が届きにくい、窓口では言えない、ホームページ、あるいはメールで届けるということができにくい方、いわゆる声なき声と言われる方たちの声をどのように村として聞いていくのか、聞いていっていただきたいという趣旨で意見箱の設置の要望があったというふうに私は理解しています。だから、この要望に対して何も答えられていないというふうに理解せざるを得ません。

ただ、課長が、たとえ記名がなくてもどのような声があったのかということはちゃんと受け取って把握していきたいというお答えがあったことは、ありがたいことだというふうに思います。

もう一つ、内容については公表しないということなんですが、なぜ公表しないのか。どなたからの意見ということはそれこそ公表していただく必要はないと思うんですが、こういう声をいただきました。それに対して村はこのように回答しました。あるいは先ほどもおっしゃられたような誹謗中傷、あるいは個人攻撃、あるいはご自分の属する団体の利益の宣伝に関する声でしたので回答いたしませんという、そういう対応が村役場のロビーへの掲示、あるいはホームページに書いていただく。まあ、朝日村の村長の部屋とか、あるいはほかのところでもいいと思うんですが、そういう、一体どういう声があってそれに対して村はどういう回答をしているかということの公表は、私は必要ではないかなというふうに考えます。

この2点について、議員が要望した要望についてと公表についてお答えいただきたい。

あと保険証ですけれども、長野県国民健康保険被保険者証の発行の村は責任者、保険者として発行し続けなければならないという義務が現状はあると思いますが、今後の国の動向によって上條住民福祉課長がお答えのようにどうなるのかということとは難しい問題で、法に基

づいた指示の下での対応を村はなさっていくだろうなということは当然予想されることです。

しかし、このマイナンバーカードというのは個人の申請、希望で取得するものですよということであったものが、全員の義務になり保険証の廃止ということが検討されていく中で、そこで、今の法律の国民皆保険とされている保険者の義務がゆるがせになっていくということに関してはどのような認識をお持ちかということをお教えいただきたい。

通学路の安全確保についてですが、これから検討されるということでお待ちしたいと思います。

今朝も子供の登校時にちょっと見てきたんですけども、それから、夏休み明けのときも1週間というか月曜日から金曜日まで見ていたんですが、グリーンベルトが新しくなって、そして皆さんの注意がそこについているということで、以前のスピードに比べてとてもスピードが緩くなっている車が多くなっているという実感はあります。とてもありがたいことだなと思います。でも、やっぱり猛スピードで行く車もありますので、よりスピードの抑制に対する周知をお願いしたいです。

今朝も四、五人で登校する子は、どうしても、グリーンベルトからはみ出して、いけないよ道路を歩いているじゃないかとかと子供たち同士で注意しながらもやっているんですが、子供というものはそういうものだという認識を、やっぱり運転者が持っていただけのような配慮をぜひ村としてやっていっていただきたいと思います。これについては要望で終わりたいと思います。

マレットゴルフ場ですけども、これから話し合っていたくということで、様々な誠実性が感じられなかったとか、今までの対応についての声も寄せられてはいますが、ここは誠実に、丁寧に、今までの契約を遵守できるのかどうかということも含めて、できない場合はなぜできないのかと、こういうふうにしていただきたいという説明をきちっとしていただく必要があると思います。

ただ、私の希望とはそれは違うんですけども、運動公園として利用していただけたらいいなという要望は私にはありますが、今回はそこには触れないでその要望にとどめて、これに対してもお答えはいただかなくても結構です。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、豊田議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、ご意見箱についてでございますけれども、なぜ公表しないのかという件につきましては、公表されるとなかなか言いにくくなってしまわないかということ。また、ほかの意見、例えばメールですとか電話ですとか、様々な方法でご意見をいただいておりますけれども、そのほかの意見については公表をしておりませんので、ご意見箱だけを公表するとなるとご意見箱だけが村民の意見として取り扱われる可能性もございます。ですので、全てのご意見を同じ取扱いとさせていただくものでございます。

また、窓口で直接話しにくいというご意見につきましては、窓口ではなくても相談室もございますので、相談室等でお話をしていただければと思いますし、なかなか直接お話をお伺いしないとお互いの意見というのは分かりにくいと思います。いろいろと悩みですとか相談事があるかと思っておりますけれども、直接お話をお伺いすることが大事だと思っております。ですので、村のほうでは記名式でお答えできるようにしていただきたいということと、公表をしないという取扱いにさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 国民健康保険の保険者としてということかと思っておりますけれども、やはり、国民健康保険の制度だけが特別な扱いという今回の移行ではございませんので、あくまでも、もちろん村内には後期高齢者の方もおりますし、会社員で健康保険の方もたくさんいらっしゃいます。

そこで、じゃ、村が保険者である国民健康保険だけが独自にできるかということは決してできませんで、国民健康保険も国民健康保険法の下に私たちとしては保険者として行っておりまして、あくまでも法律に基づいて事務をしていくことになっていくかと思っております。

ただやはり、今回、要請ですか、要望も議会のほうに出しておりますとおり、皆さんからの要望については国へ声を上げていくことというのは可能かとは思っております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 企画財政課長からお答えいただきました。

近隣では、山形村の意見箱は記名等は求めていません。塩尻市もそうです。松本市は市長

へのはがきということで、お金のかからないそういうはがきが市長へ直接に声が届くという形でなされています。なぜ、朝日村だけがこういう形なのかということが私には残念ながら納得できません。

妥協的な提案になってしまいますが、白紙でも受け止めますということの回答をいただいたというふうに最初の回答は理解させていただいて大丈夫でしょうか。記名してあったら回答は直接その方に届く、記名しなければ回答は届かないけれども村は声として把握していく、しかし、どんな形であれ公表はしないという今の村のお考えと立場だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、お答えいたします。

豊田議員がおっしゃられましたとおり、氏名、住所、連絡先等が記載されているものにつきましては、その方に直接ご回答をさせていただきます。また、匿名でありましてもご意見はいただきますので、こちらのほうで把握をさせていただきます。

ただ、ありましたとおり、ほかのご意見につきましては公表をしていませんので、ご意見箱につきましても公表はしないということで取扱いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 意見箱の記入用紙についての村の立場とお考えは理解しました。ただ、私はどうしてこういうふうになるのかということに関しては納得はしておりません。

次の、国民健康保険証なんですけれども、住民福祉課長がおっしゃるとおりにしかできないという認識は私も持っています。ただ、日本が世界に誇る国民皆保険制度の根幹をこのマイナカードという形にして医療保険証がひもづけられていって医療保険証が廃止されていくということは、なかなか医療保険証を持つことができない人たちが増えていく。

この皆保険がきちっと実行されるためには、マイナンバーカードを取得していくためには、前回、副村長がおっしゃっておられたみたいに、例えば、ご家族の力だけでは駄目な方、成年後見人等の第3者の方を立てて、その方の意向をお聞きして手続するとかというふうなことをしなければならぬ。いろんな方法があるのかもしれないけれども、そういう方たちに対する全額自己負担ではなく保険の範囲で医療を受けられるという今の制度、住民の権利

について検討、考えていただければというふうに思います。

あともう一つ、マレットゴルフ場なんですけれども、あそこは里山で山際にあつて、それこそ山の中、電気柵の向こうですから。そこに毎日のように人が出入りしている、話し声がある、どかんという音が響いているということがなくなったときの獣被害に対するデメリットとか、あるいは、山林として荒廃していってしまうかもしれないデメリットについてもご検討いただきたいという要望を付け加えて、1問目の質問は終了したいと思います。

すみません、ごめんなさい。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、どうぞ。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） とても小さなことなんですけど、マレットゴルフ場の村のホームページの案内ですが、ずっと冬季休業中という掲示がされています。この削除をお願いいたします。

実際に利用されていますし、まだ廃止が決定事項になっていないのに冬季休業中という掲示のままです。担当者に問合せをしたところ、いや、もうやっていないからというふうに答えられたという声が2件寄せられています。ここは改めていただくことを要望して終わりにします。すみません。

○議長（北村直樹君） 豊田議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 2問目です。村民の命と安全を守る村の取組と責任についてです。

（1）朝日村の医療体制構築検討についてです。

西洗馬の三村内科が近い将来に閉院予定、三村歯科が閉院という状況があり、村として今後の朝日村のあるべき医療体制について検討が進められています。

これは村にとって、また、村民にとって最重要課題であり、20年、30年後の展望が問われていると考えます。検討を始めるためには現状の実態把握と分析が必要だと考えます。朝日村の立地状況、村外医療機関へのアクセス環境、公共交通の利便性、今後の人口動態見込み、そして村民の意向の把握が重要だと考えます。

理想は内科医師の常駐だと思われませんが、現在の深刻な医師不足から医療連携が緊密な長野県中信地区のこの地区においても、総合病院からの医師の派遣は厳しいことが予想される

と考えます。

また、村民がどのような医療を期待しているかというアンケートが実施されましたが、家庭医の存在、総合医療機関への紹介と治療後のフォロー、気軽にいつでも電話対応がしてもらえる看護師や保健師等を含む医療スタッフ体制、あるいは在宅での看取り、看護師、保健師等の24時間対応があれば、やむを得ない場合は週数回の医師の診療でもやむを得ないのか等、様々な形態が考えられると思います。

今後、村の実情、村民の意向に即した実現可能な医療体制の在り方の検討が要請されています。村長はどのような医療体制を目指していく方針なのか。財政的なこともあると思うんですが、設備や施設をどうしていくかという検討をする前に、そことセットとしてではなく、村として目指す医療体制について時間をかけて検討していただければと考えます。村長の方針についてお聞きします。

(2) です。

朝日村の保育園、小学校の給食の魚介類はどのような方法で入手され、何産のどんな物が現在使用されているかお聞きします。

福島原発事故で放射能に汚染された大量の汚染水を様々な過程を通して処理したトリチウム水の海洋放出が第1次は終了しましたが、中国が日本産の魚介類の輸入を全面禁止。改善の兆しがあるのかもしれないという新聞記事もありますが、それに際し日本政府は福島県の漁業者への補償に取り組む中で、福島県産魚介類を学校給食に検討するという農水省の発言の新聞報道がありました。

これは8月31日の記事だったんですが、今日の読売新聞にもこの学校給食への検討がされているということが載っていました。子供たちは放射能の影響を大きく受けると言われます。私たち大人は個人の判断で購入、使用できますが、学校給食への提供は避けることが賢明ではないでしょうか。教育長のお考えをお聞きしたい。

(3) です。

あさひプライムスキー場リフトの安全運行についてです。

今年の1月、リフトにトラブルがあり、その原因が解明できないためリフトに関する総点検を行うことを目的に現在の協定書にない1,355万円の補正予算の提案がありました。

スキー場運営でリフトの安全運行は重要であることは明らかなです。リフト運行の責任者は村長であり、管理責任者は産業振興課長であるとの説明がありました。これまで村は指定管理者任せ、指定管理者頼みでリフトの安全運行管理に主体的に取り組んでいないという印象

を残念ながら受けざるを得ません。村の財源をどのように使うべきかということを検討する以前の問題がここにはあると私は考えました。スキー場利用者への安全に対する村の管理能力と責任ある姿勢が問われていると考えます。この点について村長の考えをお聞きしたい。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） ただいまご質問いただきました（１）番、朝日村の医療体制の構築検討ということで、私のほうからまずお答えさせていただきます。

朝日村の医療体制につきましては、令和３年、庁内での検討が始まりました。三村医院の三村信夫先生、相澤病院の清澤研道先生、それから信大附属病院で、今、村の産業医も務めていただいております野見山先生、こちら医療分野に精通された専門の方からの、いわゆる識見者、これの意見を交えました村内医療体制相談会、これを経まして今年度より朝日村医療の在り方協議会を発足いたしました。

これまで２回の協議会を開催いたしまして、村民の意向把握のためアンケートを実施させていただきました。アンケートは、村内１,４９３世帯に実施し、８０６件、５３.９％の回答をいただきました。８９.２％の方が村内に医療診療所があったほうがよいと回答され、また、村の積極的な取組が必要かとの問いにつきましては、積極的な取組が必要、あるいは一定程度の取組が必要と答えた方を合わせますと８８.２％の方が必要であると回答されています。

また、コメント欄にはなんですが、本当に正直なところ今まで見たこともないほどの大変多くのご意見が寄せられております。一通につき本当にコメントがないといった感じでございますが、大変多くのご意見や要望が寄せられまして、豊田議員が述べられていらっしゃるように、医療体制というのは村にとって、また、村民にとっての最重要課題であるということを改めて認識した次第でございます。

このアンケート結果につきましては、できるだけ早く村民の皆様にも周知できるように今準備を進めておりますのでご了承ください。

さて、豊田議員は村に医療機関は必要である、そういうお立場のことで述べられていると思いますが、理想は内科医であると。ただ、医師不足が深刻であることを踏まえ、実現可能な医療体制の検討のため様々なご提案を今されております。また、そういったことは具体的な検討に入る前に時間をかけて検討しなければいけないということも述べられています。

豊田議員のこのお考えは、私どもも全く同感であり異論はございません。ただ、しかしながら、これまで村内医療体制相談会や朝日村医療の在り方協議会、また、アンケートなどを実施する一方で長野県松本保健事務所や地域の病院及びその関係者からの情報収集、医療コンサルによる診療情報の提供などを受けておりますし、豊田議員が述べられたような様々な開設形態の検討も重ねてまいりました。

さらには、今年度に入りましてですが、朝日村と同様な医療体制の取組をして実践されている飯綱町、中川村、この視察を通じまして、理事者をはじめ担当課職員、現場の医師から行政が医療体制に取り組む姿勢や実績をヒアリングするなどしておりまして、十分な下準備、検討はできていると感じております。

詳細は在り方協議会で検討いただきますが、村といたしましては公設民営の診療所、つまりは村で建てて民間が運営する。この方式をベースにしたものが、最も村の実情に即しているのではないかと考えております。在り方協議会で医療体制の方向性をきちんと出すことはもちろんでございますが、その後パブリックコメント、これなども実施して村民の合意を得ながら進めてまいることが重要であると感じております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、豊田議員の2番目のご質問、朝日村の保育園、小学校の給食の魚介類の入手方法や何産のどんなものが使用されているかについてお答えをしたいと思います。

まず、朝日保育園でございますが、第1期保育期間中の給食についての調査結果であります。

入手方法ですが、古くから納入実績がある村内業者より仕入れております。

魚介類については、次のとおりでございます。

韓国産のサワラ、太平洋沖合銚子沖合産サンマ、ニュージーランド産のアジ、メルルーサ、北洋産のサケ、和歌山県産のシラス干しとなっております。

続いて、朝日小学校の1学期間の魚介類の状況でございます。

入手方法ですが、松本市と岡谷市にある学校給食をはじめとする多種給食施設への納入実績が多くある業者から納入をいただいております。

次に、魚介類の種類ですが、次のとおりです。

ニュージーランド産のホキ、アジ、チリ産のサケ、ノルウェー産のサバ、ロシア産のマス、ペルー産のイカ、太平洋南方産のカツオ、アメリカ産の赤魚、国内産のトビウオ、インドネシア産のシラス干しとなっております。

続いて、福島県産魚介類を学校給食に提供するという事について教育長はどう考えるかについてお答えをします。

まず、学校給食は子供たちに安心・安全に提供されるべきものであるとの認識を持っております。また、それが大前提となっております。現段階では、福島県産の魚介類については、国はモニタリングをしており数値は基準内であるとしております。また、通常に市販されている状況にあり、それを有害だと結論づけることについては、現在根拠はないと考えているところでございます。

私どもとしては、きちんとしたエビデンスに基づいて判断していくべきものであると考えます。仮に、食することが有害であるとの事実が明らかになれば、福島県産の魚介類に限らず当然その食材は給食には使用いたしません。

また、議員のご質問にある、日本政府は福島県産魚介類を学校給食に検討するという発言があったとお話でございますが、これについては、与党会合において一出席者からの発言があったことは確認しておりますが、現段階では政府からの発信は確認されておられません。また、県の保健厚生課学校給食係においても、それらについての指示は受けていないとのことですので、私のほうとしましては、それについてのコメントは控えたいと思います。

いずれにしましても、教育委員会としましては、子供たちに提供する給食はあくまでも安心・安全に提供されなければならないと考えており、また、今後もそうしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、豊田議員の朝日プライムスキー場リフトの安全運行についてお答えいたします。

スキー場におけますリフト運行索道事業は、鉄道事業法で規定された許認可でございまして、人命を輸送する旅客事業でございまして、これまでも村では索道事業者として責任を持ち実施しておりますが、指定管理者に運営を任せる中で、一部整備状況等の把握の中で管理できていない面も一部ございました。ここにきて、改めて村として索道設備の安全性を確認し、

維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員、持ち時間が4分を切りました。集約に入ってください。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 時間がありませんので、福島県産の魚介類についてだけちょっと要望をお伝えしたいと思います。

科学的に安全だと言われている根拠は、世界原子力機関の調査結果が言われているわけですが、ほかの根拠から危険性はあるというふうに言われている方もたくさんいらっしゃいます。生物学者の方、生活協同組合連合会の方、それから原子力学者の方、海洋環境の学者の方等から、普通に流されている、原子炉が通常稼働しているトリチウム水とは違う。福島原発事故があって炉心が解けてそこを通過してきた水が世界に流されているということは初めてのことであります。他国もあるから大丈夫だという論拠は成り立たないということが言われています。

それから、今現在すぐに影響がなくても10年、20年、30年と体内の中で被曝に曝露されている中で、どんな影響があるのかということにははっきり確定できていない状況です。そういう状況に対してどう考えていくのかということをお教育委員会としても積極的に情報収集をしていただいています。

はっきり言ってしまうと、一時期、海洋のものは食べないほうが良いと、有機水銀とかいろいろあるからと、じゃ、お肉を食べましょうと、お肉がまたいろんな化学的な飼料とかいろいろな抗生物質とかがよくないと。まだ魚のほうが良いとかと言われてきた経過があって、完全に安全なものというものはあるのかということに行きついてしまうかと思われま

す。より安全な学校給食を子供たちに提供していただくために、もう少し様々な観点から検討していただくことを要望して終わりたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） これで、豊田恵美子一般質問は終わりました。

ここで昼食を取りたいと思います。

再開を13時ちょうど、13時ちょうどといたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりました。

午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 清 澤 あゆみ 君

○議長（北村直樹君） 次に、6番、清澤あゆみ議員。

清澤あゆみ議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 6番、清澤あゆみでございます。

私の質問は3問です。

まず初めに、防災カメラ、水位計の設置について。

近年、集中豪雨や台風の影響で、河川の氾濫、水害があちこちで発生しています。ここ朝日村は幸いにも近年大きな災害に見舞われていませんが、昭和58年には鎖川の堤防が決壊し家屋が流されるなど、小野沢地区が大きな被害に遭ったと聞いています。鎖川沿い針尾橋近くには、デイ・サービスセンターのかたくりの里があります。伺ったところ、デイ・サービスは1日平均25人の利用、えべやのミニデイの利用者も合わせると、曜日によっては40人、職員も合わせると多いときには70人となります。マルチメディアに避難する訓練を行っているようですが、介添えの必要な方、車椅子の方、寝た状態の方、全員を避難させるには30分から40分かかるといことです。その日の状況次第では、もっとかかるかもしれません。迅速な対応と判断が必要です。

そこで、避難する際に目安となる水位計や防災カメラがついているか、村内の鎖川にかかる橋やその近辺を見てみましたが、防災カメラ、水位計がついているのは朝日橋のみでした。これは、松本建設事務所が設置したとのことですが、朝日橋より上流にかたくりの里をはじめ民家がたくさんあります。

以下、質問です。

例えば鎖川の水位が上がってきたとき、どのような判断で避難指示を出すようになってい

ますか。

役場職員も状況把握のためにパトロールすると思いますが、防災カメラがついていれば、その映像を役場にしながら監視することができ、同時にかたくりの里でもその映像が見られれば、状況を共有することができます。上流部の橋付近への設置の予定はありますか。

また、水位計には避難判断水位、氾濫危険水位等書かれていて、目視で状況を判断できるものもあります。各橋付近についていれば、地域住民も意識して見ることができると思いますが、設置の予定はありますか。

以上、お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、最初のご質問、1番のご質問でございますけれども、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

鎖川の水位が上がってきたとき、どのような判断で避難指示を出すかというご質問でございますけれども、鎖川の増水による避難指示の判断でございますけれども、まず、国の砂防法で洪水予報河川また水位周知河川に指定している河川につきましては、避難判断水位という基準が設けられております。鎖川につきましては、この指定河川にはなっておりませんので、増水時には河川管理者である長野県松本建設事務所になりますけれども、水位の監視を行い、村に情報提供を行うことになっております。

このため県では、現在、朝日橋に危機管理型水位計を設置し、監視カメラにより監視を行っております。河川の断面の2割に相当する水位になったときには観測開始水位、河川断面の7割に相当する水位を危険水位としております。最初の観測開始水位でございますけれども、護岸の天端からマイナス1.45メートルの水位、また、危険水位につきましては、護岸の天端からマイナス0.54メートル、54センチですけれども、そういった状況になったときに危険水位ということになっております。

村では、この観測開始水位を高齢者等避難の判断基準に、また、危険水位を避難指示の判断基準としておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清澤あゆみ議員ご質問の防災カメラ、水位計の設

置についての（２）、（３）につきまして、お答えさせていただきます。

防災カメラの設置につきましては、清澤議員おっしゃるとおりに、国土交通省川の防災情報のアプリなどで、朝日町に設置されたライブカメラ水位情報を誰でも見ることができます。朝日橋上流への防災カメラ、水位計の設置につきましては、現在予定はございません。

今後、防災担当総務課と協議を行い、補助事業での設置の可能性を含め検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔６番 清澤あゆみ君登壇〕

○６番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

松本建設事務所が設置した朝日橋のところの防災カメラで監視されているということで、それを見て、先ほど言われたような水位になった場合は、朝日村のこちらのほうに連絡が来て、避難指示が出るということ。多少なりともなんですけれども、タイムラグが少しあるのかなというふうに思います。

情報や指示を待ってはいけないときもあるのではないかなと思うんですけれども、最近の異常気象による雨の降り方は、５分と待たずして状況が変わっていく場合もあります。目視確認できる水位計がついていて、その水位計を映すカメラがあれば、危険な川に近づかなくても状況を離れたところから把握することができると思うんですけれども、そういった意味でも、防災カメラと水位計は有効かと思いますが、先ほどの答弁で、今のところは考えていないが、これから検討していきたいというお話でしたが、やはり実際にその映像を見ているのと、見ることはできるんですけれども、私も朝日橋のを見ましたが、写真のような状態で見られるということか、実際に流れているところを見られるという状態ではなかったもので、実際にそういったものをカメラに関しては、例えばかたくりの里の近くのところの川の中に入ってしまうというのは、やはり松本建設事務所とか、そういった関係のがあると思うんですけれども、カメラに関しては違う場所からの高い位置からの設置というのが可能かなと思うので、ただ水位計に関しては建設事務所なりの許可というか、そちらを通さないといけないのかなとは思っているんですけれども、そういったことも含めて、タイムラグがあるところの危険性と、あと情報や指示を待っているのではなくて、常に監視できる状況があったほうが安全かなと思うものですから、この点で、もう一度同じ質問になるかと思うんですが、防災カメラと水位計の設置について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） いろいろありがとうございます。

昭和58年のこの水害のときにも、私もまだ現役の消防団で出動しました。家屋が流されるというところは、ちょっと間違っていますけれども、床下浸水で、小林菓子店の倉庫がさらわれたというような状況でした。

それで、清澤議員のおっしゃる監視カメラ等については、今後、必要があればということで、検討いたします。ただし、近年大雨で非常に川の氾濫も心配になって、真夜中に私も何度も何度も、または警報が出たときには消防団もずっと夜通し監視に当たるというようなことがあります。やはり橋の下だけでは全然状況が分からないものですから、いわゆるどこで出水して、またどこが堤防が崩れるか、そういうことを含めて、やはりそういった災害が近づく危険性があるときには、目視で見るということがまずは大事でありますので、そういった点は継続してやってまいります。

ですから、どれだけ効果があるかないかといえば、効果は絶対この監視カメラというのはあると思いますが、またそれを見るには誰がいつどこで見るとかということもございまして、そういったことも含めて、今後検討させてもらおうということにさせていただきたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

私がカメラと水位計が大事だなと思ったのに、もう一つ理由があったので、その点だけ少しお話しさせてもらおうと思っております。

川の水位というのは、皆さんご存じだとは思いますが、増水だけではなく、水位が下がったときも危険になります。何かにせき止められて水位が下がったり水が来なくなった場合、その後土石流となって一気に流されてくるのが予想されます。平成28年1月に起きた雨氷の被害による倒木で、スキー場のリフトの上から見ても、かなりの数、木が倒れているのが分かるんですが、今回の補正予算でも倒木処理の予算がついていましたが、まだまだ処理しなければならない倒木がたくさんあると思われます。もしも長雨が続きたり線状降水帯等で集中的に雨が降った場合、それらが土砂と一緒に流されてくる危険もあります。そんなときは、一刻も早く避難しなければなりません。かたくりの里の利用者やスタッフ全員の

安全確保はもちろんですが、土石流の危険性がある針尾地区の人が中央公民館に避難するようになった場合も、避難時間に余裕が必要です。

石川県で昨年線状降水帯が発生し、各地の川が氾濫しました。その後、それまで水位計がついていなかった河川にも水位計がつけられたという報道を見ました。一目で分かるように、青色は平常、黄色は注意、赤色は危険といった色分けされた水位計もごぞいます。平常時の水位というのも分かるため、非常時のその違いにも敏感になれるのではないのでしょうか。

防災カメラを設置し、その映像をユーチューブでライブ配信して、行政としてカメラを活用した防災に取り組んでいるところもあります。河川の水位を適切に監視することで、いち早い避難指示の発表など、被害を最小限に食い止めることにつながるのではないかと思います。ぜひご検討いただけたらと思います。

以上で、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 清澤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 2問目の質問です。非常時の備えについて。

先月、議会で西洗馬にあるARC東京堂さんの流通センターに視察に行ってきました。朝日村は令和3年にARC東京堂さんと防災協定を締結し、非常の際は避難場所として村民に社屋内を提供してくれることになっています。現在、西洗馬防災センターを建設中ですが、収容人数には限りがあります。ですので、ARC東京堂さんも避難先になっているというのは、とてもありがたいことです。また、村の備蓄品である水、非常食、段ボールベッド、パーティション等が倉庫に相当数保管されていました。避難場所に備蓄品があるというのは、改めて心強いことだと思いました。

先日、防災訓練が行われましたが、いつ来るか分からない災害に備えて訓練しておくのは、とても大事なことだと思いました。そこで備蓄品として保管されている段ボールベッドやパーティションを、訓練として作ってみるというのも大事なことだと思います。非常時は困難が予想されます。避難生活を送るに当たりとても大事なものですが、作った経験がある人がいるとしないのでは、スムーズな避難所運営に大きな差が出てくると思われま。

旧役場跡地にできた小野沢防災広場に設置されたかまどベンチ、マンホールトイレ、パーゴラも、実際に作ってみた経験のある人が増えれば、非常時の備えとして心強いです。

そこで、以下質問です。

避難訓練の際はもちろんです、実際に作ってみる機会が持てるよう働きかけをしてみるのも大事かと思いますが、いかがでしょうか。

子供たちに体験してもらおうようにすれば、防災意識を高める、経験することにつながるかと思いますが、この点についてもいかがでしょうか、お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清澤議員の非常時の備えについてということでお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、避難の備品でございますけれども、実際に作ってみる機会が持てたらどうかというご質問でございます。

これは、先ほど羽多野議員のときにもお答えをさせていただきましたけれども、避難所につきましては、村が職員を地元へ派遣をしまして、地区自主防災会の皆さんや地域の皆さんと一緒に設営を行うことになっておりますけれども、災害時、役場職員は災害対策本部の初動を優先する必要があるため、避難所の運営は今後、自主防災会や地域の皆さんが主体になって設営をしていただかなければならないと考えております。

そういったことで、今後、地区自主防災会をはじめ地域の皆さんを対象に、避難所の設営訓練を実施していただかなければならないかなというふうに考えております。そういった機会に、多くの地域の住民の皆さんの参加を呼びかけて、そうした災害対策備品の使用方法とか講習会も併せて実施していきたいなというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

ちなみに、今年地震総合防災訓練におきまして、役場職員は災害備蓄品の保管場所の確認と段ボールベッド、パーティション、発泡スチロールの簡易トイレの組立体験を行っております。

続きまして、子供たちもこういった防災意識を高めるために、こういった防災の経験をすることはということで、ご質問をいただきました。

子供たちも小さい頃から防災意識を高めていただき防災体験をすることは、地域防災力の向上を図る上でとても大切なことだと思います。村でも数年前、県の元気づくり支援金事業を活用しまして、防災キャンプという取組を行いました。親子で参加をいただき、野俣沢林間キャンプ場で避難所での生活を想定して非常食の試食や防災備品の使用方法など、楽しみ

ながら災害時に役立つ知識を学ぶ取組を行っております。

今後、また何かいい機会等があれば教えていただきたいと思っておりますけれども、わくわく館の活動みたいなどころを通じて、先ほどの防災キャンプで行いました避難所での生活を想定した防災体験、そういった取組もできるかと思っておりますので、今後、子供の防災体験などについても取組をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） すごくいいお話を聞かせていただいたなと思っています。

私も先日、職員の方がパーティションですとか段ボールベッドを防災訓練の際に作ったというお話は聞きました。私個人としては、段ボールベッドのほうを作るのに大変だったというか、手間がかかったんじゃないかなと思ったんですけれども、実際は何かパーティションを作るほうに苦慮されていたということを知り、それも実際作ってみたいと分からないことなので、やはりやってみないと分からないものだなというふうに思いました。

防災キャンプ、すごくいい取組だと思います。以前は小学校で学年ごとレクリエーションというのがあって、本当に私が子育てしている頃は、学校に泊まってレクリエーションをするなんていうこともあったんですが、今はそういったこともちょっと学校のほうで行われていないと思うので、一晩泊まったりするというのも、すごくわくわくすることだなと子供にしてみたら思うので、ぜひそういったのをまたこれからもちょっと取り入れていただけたらなと思います。

私は商工会に所属していますが、各部ごとに毎年研修会を行っております。そういった研修会の機会等で段ボールベッドとかパーティションを組み立ててみるというのもいいのかなと思いました。そういった団体等に、もしそういう機会があれば、そういったときにご利用くださいという形で案内を出してみるのもいいのではないかなと思います。

また、村の文化祭で実際に作れるブースを設けたり、段ボールベッドやパーティションに実際に触って使えるコーナーがあれば、備蓄品を災害が起きたときだけに見るものではなくて、もっと身近に感じてもらえるのではないかなと思います。

また、防災広場を幅広い世代の人に知ってもらうため、防災広場を会場にイベントみたいなものを開いて、イベントの中で、かまどベンチやマンホールトイレを作る体験をするといったやり方も、おもしろいのではないかなと思いました。親子で参加しやすいかなと思いま

すし、子供たちにも体験してもらうことができます。

私の提案として、ちょっと考えた幾つかですが、こういった点はどうか、お願いします。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清澤議員の2回目のご質問でございますけれども、ただいま商工会の研修会また文化祭、そういった防災広場の活用ということで提案をいただきました。

やはり地域の住民の皆さんが、こういった知識を身につけていただくことが、非常時の防災力の向上にもつながるかと思いますので、こういった場所での防災体験とか、こういった防災備品の使用方法の講習等につきましては、今後、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） ありがとうございます。

防災広場がせっかくできました。村民の交流の場であったり、常日頃から親しみのある場所であれば、いざ避難となったときに使い慣れている場所に行くこととなります。防災広場が身近な存在であるというのが、とても大切ではないかなと思ひました。

あと、先日、商工会で防災セミナーというのがありまして参加しました。その中で、先ほどから出ている避難所運営というのを体験するカードゲームというのをやったんですが、災害時の避難所での役割や必要なことをそれで学ぶことができたんですが、災害時に避難所を運営していくのは、そこに避難してきた人たち自らだということをおしる先ほど総務課長はおっしゃっていましたが、私はそのとき初めて学んだんですね。役場の方たちが、ずっと携わってくれているものだというのが、どこか漠然とあって、実際はそうでないというのをそのとき初めて知ったんですけれども、そうすると、やれる人がやれることをやっていくという中で、経験のある人の数を増やしておけば、自主防災やスムーズな避難所運営につながるんだなということをおしる思ひました。

今後は西洗馬防災センターも完成してきます。整えられつつハードな面に村民の皆さんのソフトの力が加われば、より強い防災力になっていくのではないかなと思ひますので、ぜひいろいろな角度から村民の皆さんの経験値を上げる方向性を探ってもらえたらなと思ひます。

これは要望です。お願いします。

以上で、私の2番目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 清澤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 3問目です。

4月より運行開始の朝日波田線について。

この4月より朝日村と波田駅、梓川高校をつなぐバスが運行しています。途中、ザ・ビッグ山形店、アイシティ21、松本市立病院を経由するため、高校生の通学のみならず、買物や通院といった村民の足として、かねてより要望のあった路線です。

梓川高校に子供を通わせる保護者の方より、朝の到着時間がもう少し早まればバスを利用したいという声を聞きましたので、8月24日、梓川高校2学期初日にバスに乗ってみました。朝日からは3人の梓川高校生が乗りました。聞いてみると、運行当初は遅刻もあったそうですが、その後改善が図られ、今はスムーズに運行されているようです。バスは予定通りに到着しましたが、授業開始まで15分しかない1限目例えば体育だった場合、着替える時間、移動時間を考えると間に合いません。雨の日、これからあろう雪の日を想定すると、到着時間にもう少し余裕がほしいと思いました。

教頭先生ともお話をさせてもらいましたが、やはり同じことをおっしゃっていました。帰りのバスのことも心配されていて、学校は夕方6時には施錠するため、最終の便出発7時までの1時間が、これから寒くなる時期で日も短くなるため、もう30分でも出発が早まればとおっしゃっていました。最終より1本早い便は4時55分発で、5時まで部活をやると乗れません。

以下、質問です。

運行が始まって半年、利用者のニーズを取り入れ、行きの便、帰りの便ともにダイヤを見直す予定はありますか。

以前に秋頃よりQR決済にて運賃支払いが可能になるとのことでしたが、進捗状況はいかがですか。

先日、私が乗車した日の天候は晴れていました。10人乗車してバスの大きさも妥当かと思いましたが、今後、雪が降ったときなどは利用が増える可能性もあり、あのサイズのバスというのは、くるりん号と同じ大きさだったんですが、それでは小さいと思います。バスの

大きさを変更する予定はありますか、お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、清澤あゆみ議員ご質問の4月より運行開始の朝日波田線についてお答えいたします。

まず初めに、行きの便、帰りの便ともにダイヤを見直す予定はあるかというご質問につきましては、運行開始当初、行きの便の梓川高校前バス停への到着の遅れにより、利用された高校生の保護者の方から、何回か授業に間に合わなかったというご意見をいただいた経過がございます。これにつきまして、村では5月に独自で利用者へのヒアリング調査をバス停の現地で行い、また松本市を介した運行事業者へのヒアリングにより実態を把握し、3市村で情報共有を図っております。

遅延の要因としましては、新規路線のため運行開始当初、利用者が想定以上に多く、増便対応に時間を要していたこと、また乗務員が当路線について不慣れであったことによるものでございます。現在は、これまで運行してくる中で、利用状況またその対応が徐々に落ち着いてきているところでございます。

今後につきましては、清澤議員が懸念されておられますとおり、遅延要因の抜本的な解消及び冬期間の運行を踏まえ、6月に3市村及び運行事業者と協議する中、朝一番の始発時間を15分程度繰り上げることを検討しているところでございます。

なお、帰りの便につきましては、現時点では、車両や乗務員のやりくりの関係上、すぐに対応することは難しい状況でございます。引き続き検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、QR決済の進捗状況でございますが、キャッシュレス化等につきましては、3市村の連携事業として取り組んでおり、現在、機器の導入を進めているところでございます。ただし、数量が多いため、全路線を一気に導入することは難しく、各路線に随時導入していくこととなりますので、業者と調整しているところでございます。

また、利用につきましては、まず専用アプリのチケットQRを運用開始し、年度内にはクレジットカードタッチ決済へ拡充していく予定となっております。スケジュールが決まり次第、周知してまいりますので、よろしく願いいたします。

最後に、朝日波田線の車両サイズの変更につきましては、清澤議員よりご意見いただきま

したとおり、村としましても利用実態を踏まえ、3市村の協議の中で同様の話をさせていただいているところでございます。

運行車両の手配につきまして、当該路線を運行する車両は、運行事業者が所有する車両を利用しており、松本地域公共交通協議会管内の運行路線の多くが同様のオペレーションを行っております。運行路線の配車計画につきましては、路線ごとの利用実績を考慮し、運行事業者が所有している車両及び乗務員などを管内全体で最適となるよう配置しているとお聞きしております。このことから、特定の路線を優遇、優先するといったことが難しい状況でございます。利用実態を見ながら協議会の中で引き続き検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） 今お話をお聞きして、始発の出発時間が15分繰上げになるということをお聞きしたので、この点はすごいよかったなと思います。帰りの便に関しては、まだこれから検討して下さるということですので、これから寒くなる時期になりますが、長い間寒いところで待たなくて済むように、なるべく早い段階でもう一本間にダイヤを入れるとか、もう少し出発の時間が早まるとかというふうに改善できたらいいのかなと思います。そこはよろしくお願ひしたいと思います。

あとQR決済の件ですけれども、徐々にではあるけれども進んでいるということなので、予定どおり進んでいるのかなというふうに思いました。とても行きの100円、帰りの100円という、あと電車代というような、そういうのも考えたりして、電車代は定期もあったりするかと思うんですけれども、本当に私も子供がバスに乗って利用させてもらっているときに、小銭を用意するというのがなかなか大変だったので、早い段階で少しずつでも便利になっていったらいいのかなと思います。

私が乗車した朝日波田線は、運転手さんから10枚つづりの乗車券を買うことができました。これも小銭を用意しなくていいので、とても便利だなと思ったんですけれども、ただやはり現金にての支払いが便利な利用者の方もいらっしゃると思いますので、その辺は併用して使えるというのを願ひしていきたいなと思います。

あと私が乗ったときの運転手さんなんですが、対応がとても丁寧でした。高校生とか小学生のお子さんが乗られたときもあったんですけれども、その子にもすごく丁寧に声がけをさ

れていたりして、普通の走っているバスみたいにボタンを押せば降りるところ次ですよというのと違うので、どこで降りるのかというのをきちんと確認しながら、丁寧に対応していたのがとても印象的で、安全運転にもすごく心がけているのが分かりましたので、その辺、運行の事業者さんにもお伝えしていただけたらなと思います。

あとバスの大きさについてですけれども、やはり乗車したいのに乗れないとか、ぎゅうぎゅう詰めに乗っていかなくてはいけないというのは、乗車率の低下につながってくるのではないかと思います。せっかく運行を始めた路線なので、より多くの人に利用してもらえるように、やはり検討して行ってほしいなと思います。

しばらくはこのままの運行でも、もしもこの先バスが替わるとか対応がちょっと変わって、少しこういう感じになりますよというようなことがあった場合は、速やかに周知していただくというのがとても大事ななと思います。

今回、私が話をお聞きした保護者の方は、この運行当初より改善されてスムーズに運行しているというのを知りませんでした。なので、知っていたら、特に雨の日などは利用していたと思うんですけれども、周知の仕方もう少し工夫して丁寧にやっていただけたらなと思いますけれども、その周知の仕方という点では、何かお考えとかございますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、ご質問いただきました周知の方法でございますけれども、現在、公共交通等につきましては、ホームページ等では広報させていただいておりますけれども、必要に応じて回覧板等も検討させていただくことと、一番は利用されている方から周りの方にもお伝えしていただけると、大変ありがたいと思っております。

村のほうでもできる限りの周知はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北村直樹君） 清澤議員。

〔6番 清澤あゆみ君登壇〕

○6番（清澤あゆみ君） すみません、その周知の仕方というところで、もう一点。

やはりホームページとか回覧板の利用とか、できる媒体はいろいろ使って周知していただくのはとても大事だと思います。

朝日波田線ではないんですが、バスの利用というところで、火曜日と木曜日に運行している買物バスは、祝日も運行していますけれども、祝日運行しているというのをやはり知らな

かったという方がいらっしゃいました。くるりん号も予約すればザ・ビッグ山形店まで行ってくれるようになっていて、村民の足として便利になっているんですが、やはりこの利用の仕方がよく分からないという方がいらっしゃるということも耳にしました。

どちらの路線もより多くの人に利用してもらうために、あと細かい詳細を知ってもらうために、やはり方法というのを少し探していただけたらいいのかなと思います。買物バスを利用する方、ちょっと高齢者の方が多いかと思うんですが、紙ではなく耳から入ってくる情報をもらえたらということをおっしゃっていたので、例えばテレビ松本でそういったことをお知らせするとか、オレンジカフェですかね、ああいうところに出向いてバスの利用の仕方を説明するとか、そういったこともやってみたらいいのかなと思います。

燃料高騰の中、せっかく走っているバスが、空や少人数で走っているのはとてももったいないなというふうに感じる場合があります。ぜひより多くの方に利用してもらうように、工夫していってもらえたらと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、清澤あゆみ議員の一般質問は終わりました。

◇ 古 池 美 佐 江 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、古池美佐江議員。

古池美佐江議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 7番、古池美佐江です。

私は、2問の質問をよろしくお願いします。

1番目の質問は、朝日の小学校プールの活用についての質問をいたします。

令和4年度に小学校のプールの屋根の改修工事を始めたところ、長年にわたるメンテナンスの不備により予定以上の費用がかかることが判明し、工事を中断して工事内容の見直しと変更、それに伴う補正予算の組み直しがあり、議会で議論がなされたことは記憶に新しいこととございます。臨時議会も開かれ、結果可決され、工事が再開され、先月8月1日に引き渡されたと村長からも定例会の開会時に報告があったところとございます。

完成予定は8月末でしたが、1か月も早く完成したので、2学期開始時点からプール学習

を始めることができたらいと教育委員会でも考え学校側に相談したとのことですが、学校としては今からでは他の行事などからの兼ね合いもあり変更が難しいとの返答があったため、年度当初の計画どおり、来年度からの使用開始になったとお聞きして、私個人としては、とても残念だと感じているところでございます。

さて、昨年12月の議会では、これだけの費用をプールに投資するのならば、一般への開放など有効活用したらどうかと数人の議員から提案がなされておりました。それについて、村としてもその方向で考えていきたいと答弁していたと記憶しております。

小学校のプールであり、管理面には難しい課題があるとお答えもされておりましたが、こうして現物が出来上がっておりますので、当然幾つかの有効利用の案など、特に学校教育以外での活用について、もうお考えを始めているかと思えます。どのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、古池議員のご質問にお答えいたします。

朝日小学校のプール等工事につきましては、議員のご発言のとおり、請負業者のご尽力もあり、予定工期より一月ほど早く竣工することができました。これにより、今後も長期的に使用することが可能となり、安心して安定した水泳授業が行える環境を整えることができました。議会をはじめ関係の皆様からご心配、ご理解をいただきましたこと、改めてお礼を申し上げます。

また、今期の水泳の授業につきましては、既にほかの施設をお借りして進めてきており、年間のスケジュールの都合により、残念ですが、小学校のプールでの授業は行うことはできませんでした。来年度からとなるものです。

さて、議員のご質問の学校以外での活用についてでございますが、これまでも議員の皆様から一般開放などの有効活用について検討が必要であるのご意見をいただいていたところでございます。

そこで、まず県に、県内の学校が管理するプールを一般に開放している状況を確認したところ、公立学校では現在はないと、今年の第1回の臨時会において、教育長のほうからも答弁をさせていただきました。

この状況は、学校のプールは学校職員が管理をしている実態があることから、一般の方が

利用することにより、水質や施設等の安全を含めた管理などを行う上で、学校職員の負担が増えることなどがあると捉えております。

このようなことから、議員のご提案の朝日小学校プールの学校教育以外での活用については、教職員の働き方改革を進めていることを含め、学校職員による管理は難しく、そこで施設の運営管理についてが課題になると捉えています。

しかしながら、村民を含めた一般の方が利用することは、施設利用率が上がるとともに、村民の健康管理面からプールを使った健康教室の開催、また公民館講座での水泳教室などに活用することもでき、活用方法は広がると捉えております。

そこで、今後考えられる管理方法としては、村の直接管理あるいは民間に管理委託を行うなどが考えられます。その中での課題として、村が行う場合、管理技術や水泳指導の可能な人員人材確保と人件費、民間に委託した場合は、委託の方法、その費用などが上げられ、それぞれ今後比較し、よく検討する必要があると捉えております。

現在、水泳事業を行っている民間事業者へも照会をしているところですが、今後このような比較したりする調査の時間をいただき、学校教育以外の活用について可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） やはり一番管理面が大変なことなんだと、私も感じております。ですので、では、どういうふうにしたらいいのかなと思うんですが、学校では今この学校もそうだと聞きましたが、大体7月いっぱい、学校が1学期の間にプール授業は終わると、ほとんどの学校が、ほかの市外でもそういう傾向にあるようです。夏休みも大分長くなってまいりましたし、1学期中になるべく終わらせるという方向だと思います。

朝日小学校も毎年そういう形で、今年は別ですが、昨年度までは、やはり1学期で評価も終えて、みんな閉まって、夏休みからは開放を全然しないという方向できました。

それで、私も一般へもし使うかなということが一番、朝日村でもどうかなということが心配になりました。それで、ちょっと高齢者と言われる年齢層の方が村では多いので、もしそういう健康教室とかした場合は、村の高齢者の方も使っていただけるのかな、どうなんだろうということで、社協のほうで認知予防講座などを企画している職員に尋ねたところ、そういう高齢者の方がプールを使用しての講座に参加してくれる人は多くは期待できない、今さ

ら水着を買って、プールでウォーキングをやるけど、どうと言ったら、多分やるやるという方はすごく少なく、多分講座として成り立たないのではないかなと言われました。なので、それは無理かなと私も感じています。

それで、やはり何が一番かという、昔、10年くらいはどこも開放しなくなったと思うんですけども、夏休み中に先生たちの管理でプールを開放していました。それによって保護者や学校職員の負担もとても重かったということで、今は一切やっておりません。なので、まず最初は、一番最初は村の子供たちに夏休みにプールにもう少し親しんでもらいたいなど私は思います。なので、毎日ではなくても土日のどちらかとか、日にちを決めて学校のプールを開放して、子供たちに水遊びとかそういうものに親しんでもらえたらいいのかなというのを、一番考えてみました。

そうすると、村の管理も少し、ちょっと塩素を入れたりとか、そういう水質を管理していくということは必要ですけども、その一日だけ、昼間だけとか、そういったことをしていけば、もう少し子供たちが楽しめるのではないかなと思っています。

あと、先ほども次長のほうからもありましたけれども、プールの短い期間の子供へのプール教室というか、水泳教室を開くというのもいいのではないかなと思います。残念ながら、学校の授業の中だけで、すごく泳げるようになるかという、やはり限度があって、泳げるようになりません。なので、どうしても泳がせたいとか、上手にさせたいとか、そういう人たちは民間のほうのプールのある施設のほうに塾として通わせているという状態がありますが、集中してその期間、3日とか4日でもいいんですけども教えてあげると、子供というのは割と上手になると思うんですね。なので、そんな短い期間の村主催の水泳教室を開くとか、あとはおもしろい、ただ普通のクロールとか平泳ぎではなくて、古式泳法、立ち泳ぎとか、そういうのを教えるとか、何かちょっとユニークな水泳教室みたいなのを開くと、また子供たちも、何かおもしろそうだねと、そんな感じで参加してくれるのではないかな、人数とかは限りがあるんですけども、あまり大勢だと困っちゃうんですけども、そういうものを開いてはどうかと思います。

あと、今年、市民タイムスにも載っていましたが、山形のP&G海洋センターでは、スタンドアップパドルボード、SUPの体験講座があったとありました。それもまだ9月までである、今月まで6回開かれていたということですが、そういう新しい水上アクティビティの体験講座を時々開くとかできるかなと思います。

あともう一つは、大人も含めて親子で着衣水泳講座みたいなのを開くというのもいいので

はないかなと、私は思っています。毎年全国で川や海での水難事故が絶えません。それで、小・中学校では大体水泳プールの最後の授業のほうでは、水は怖いものだよ、楽しいだけじゃないよねということで、着衣泳という授業を必ず行っています。その日は水着の上に洋服を着て、それから靴も履いてという形で、子供たちは履いて泳ぎにくいよねと、そうしたらまず靴を脱ぐんだよとか、そういうことを体験したりとか、学年に応じてですけども、やっているんで、なかなか大人というのは、そういう経験がないのかなと思います。なので、そういうような講座を1回でも2回でも分けてやるとか、何かそういう身近な村の人たちができることから少し始められるといいのではないかなと、そんなふうに思ってきました。

すぐにやるということは無理だと思います。さっき、検討しなければいけない、予算もありますし、講師も探さなければいけないし、でも一つくらい、来年、一つだけこれをやってみましょうとか、そういうふうにしてやっていくのはいいのではないかなと、少し考えてみました。これについて、教育委員会のほうは、どのように思いますか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） いろいろ提案いただきまして、ありがとうございます。

先ほど社協のほうの話だと、少し高齢者の方には何か難しいというようなお話がありましたけれども、その辺、今後、プールが使用できるようになれば、また社協なり、また公民館講座でもお年寄りを対象にしたような講座ができるか検討できるかなとは思っております。

また、夏休みを利用した子供たちへの開放についても、今小学校でプール、夏休み中できていないのが、今年もそうでしたが、この暑さの中、子供たちが通うということの中で、熱中症のリスクがあるということで、小学校のほうでも控えていたり、PTAの皆さんの負担も軽減というようなことから、今小学校のほうでは、夏休みのプールを開放しておりませんが、今後どうしていくかということもあるんですけども、ひとつあと定期的に常に利用していると、水の管理も非常にいいんですけども、週1とかで利用するについても、常に管理しなければいけないということで、今回プールを改修してみて、新たに水を張って検査を試みたんですが、管理しないとすぐに緑色に水が濁ってきってしまうというような状況が分かりましたので、水の管理というのは非常に大変だなということが分かりました。

ということで、先ほどから出ていますまずは管理の方法を、今後しっかり詰めて、できるだけやれる方向で、いろいろな方から使っていただける方向で、また検討していきますので、今ご提案いただいた内容も一緒に含めて、やる方向での検討に入りたいと思いますので、よ

ろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 管理のことについて、本当に検討していただきたいと思います。

将来的なことについて、ちょっとお話をしたいと思います。

小学校のプールは、この先約25年くらいは使えるだろうと、村としては考えていらっしゃると思いますが、松本市教育委員会では、古くなったプールを壊して新たにプールを造ることをやめ、民間の水泳施設を借りて水泳の授業を行うようにしています。開智小学校では、今年が2年目ということで、今年もそれについては5月のときですかね、6月か、市民タイムスに載っていました。来年は新たにもう1校、同じようにプールを改修せず、同じように始めるそうです。

しかしながら、松本市内全ての学校が同じように民間の施設を借りて水泳学習ができる環境ではないので、新しく建設しなければならない学校もあるということで、そういう施設から遠いところは施設をまた造らなければいけないと思っているそうです。

しかし、近くの小・中学校間でプールを共同で使用する方向も考えているというふうに言っておりました。このことで、将来的に朝日小学校のプールも近隣の学校に貸すこともできるのではないかなと、私は思います。特に松本市内だったら今井小学校が近いですし、今井小学校も、とてもここの学校よりは子供の数が少ないですね。自分たちのプール期間も、ある程度いつでも使えますので、少し早めに終わるとかして空けて、それで隣の学校に来てもらう、使ってもらうとかいうことも可能ではないかなと思います。

あとは塩尻の洗馬小学校なども近いので、バスで来やすいかなと思ったり、そういう他校に貸す、お互いに連携をしてやっていくということも、これからはどこの市や町も財政的には大変ですので、そういうことも考えていったらどうだろうかと思っています。

ただ、残念なことに、塩尻市は昨年までに大体市内のプールは全て改修が終わりましたと言われました。なので、将来的、今のところは大規模な改修はないとの返答でした。しかし、私がこういう使い方を松本市もしているんですけどもとか、そんなお話をしましたら、塩尻市では、将来的にプールを建設せずに民間でも行うことも考える必要があるとか、そういうことでヒントをいただいたので、また考えていきたいと思いますという返答をいただきましたので、そういうビジネス的というのはおかしいんですけども、そういうふうによそ

と連携をして、こんないい施設がありますので、少しそういうことを呼びかけていくとか、そういう近隣の自治体とのつながりもやっていくといいのかなと、私は思いました。

そんなことで、参考にさせていただければいいと思います。

これで、1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 古池議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） では、2問目の質問をお願いします。

防災訓練について質問いたします。

9月3日日曜日に、大地震を想定した防災訓練が村内各地区で行われ、私も地元地区の訓練に参加いたしました。その夜には、地区の常会がありましたので、そちらにも参加して、皆さんのお話を聞いてまいりました。

私の住む地区には障害者の方々が共同生活をしている福祉施設があるのですが、その代表の方が、今日の防災訓練について私たちの施設には全く何の連絡もなかった。施設では消防署の方をお願いして避難訓練はいつもしているが、村の防災訓練について何も連絡がないのはどうしてか、村内の他の施設はどうだったのかと話されました。

このことについて、先日、課長に福祉施設の参加について確認したところ、それについては各地区に任せていた。今年の反省点として来年に生かしたいと回答がありました。

今回の防災訓練では、住民の安否確認に重点を置いて取り組む方向で進められていました。内容も示されていましたが、地区でも福祉施設までは気を回せていなかったのだと思います。私もそのときに代表の方に言われて、そうだった、私の地区には、そういう方たちが共同生活で住んでいらっしゃったなということを、ああ、そうだった、そういえば今日お見えになっていなかったなということを初めて気がつきました。

なので、行政側としても、自分たちの命を守るために地域で積極的に取り組んでほしいという意図があったと思いますが、そのための準備が十分ではなかったかなと思います。

これからの取組について、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、古池議員のご質問に、住民福祉課のほうからお答えしたいと思います。

今年度実施いたしました地震総合防災訓練の趣旨を十分ご理解いただきまして、ありがとうございます。お気づきの点、ご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。

村といたしましては、全村民向けの周知を実施してはいましたが、古池議員ご質問にあります福祉施設への直接の呼びかけは行っておりません。村内にあります各施設では、施設ごと避難計画があり、村の防災訓練と同日ではございませんが、避難訓練を行っていると同っております。

古見区内にございます高齢者の入所施設では、防災訓練当日ではありませんが、施設があります地域の方からも参加をいただいた訓練を実施していると聞いております。ちょっとコロナの拡大で、今は行っていなかったということでございました。また、西洗馬にございます障害者のケアホームにお住まいの皆様も、西洗馬という地域で暮らしております。地域の皆様からも、ここに暮らしていることを知ってもらうことは、特に災害等が起きたときには、支援の手が届きやすくなるのだと思います。

総合防災訓練の実施においては、今後は各施設へ直接呼びかけを行ってまいりたいと思います。ケアホームで暮らす方々は、各施設における計画により、日頃から一緒に暮らしている職員が災害時も避難を一緒にしますので、皆さんお作りのお助け台帳とか、災害時の個別支援計画等はございませんけれども、地域住民の一員として、地域の皆さんからも防災訓練への参加を呼びかけていただければと思っております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 今回はしなかったということで、地区としても、そのことについて気づけなかったということもあると思います。ですので、行政側の意図としては、これからもずっとそうですけれども、村民自ら考え行動する防災訓練にしたい、そのように重点を置いていたと私も認識しておりますし、そういうふうにはこれから自主防災会のほうも努力をしていってほしいなと思っております。

しかし、今回そういうアドバイスが少し足りなかったもので、うまくそういうところにも気が回らなかったと思います。これからは、やはり自主防災会で動くということは、とても大事なんですけど、それに至るまでの間に、やはり行政側とよく打合せをしたり、こういうとこ

ろはこういうふうにしたほうがいいのかもしいかなとか、こういうところには声をかけてくださいとか、やはり行政側のきめ細やかな指導などやアドバイスがないと、私たちも落ちてしまうのかなと思うので、そういう点をやはりしっかり押さえて、それで自主防災会を育てていくという方向で頑張っていきたいなと思っています。

ですので、やはりこれから今回のことを反省に挙げていただいて、また反省会はこれからあるのでしょうか、自主防災会側の方たちに集まっていただいて、どうでしたかとかいう反省会が持たれると思いますので、来年度に生きるように、そういうことは必ず残していただいて、やっていただきたいなと思います。

あと、私たちも地区に連絡会というか、そういうのがあるので、自主防災についての会議が地区であるので、来ていただけますかということと言ったんですけども、その防災会が開かれたのが2週間前だったんですね。それで、間に合うのかしらと、ちょっと私も思ってしまって、やはりこういう事前に始めるときに、どのくらい前から行政としては打合せをしたり指導をしたりとか、そういう会合というのはお持ちになっているのでしょうか。もうちょっと早いほうがいいのかしらと、そして住民にもっと早く知らせたほうがいいのかなど、少し感じたんですが、いつ頃したのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、地震総合防災訓練の打合せでございますけれども、各地区の自主防災会長それと消防関係者が集まっておきまして、今年は6月の下旬に行っております。それから各自主防災会の自主訓練を、それぞれ自主防災会長がどういう訓練をやるか、自主訓練の内容を決めていくんですけども、その訓練の提出、どういった訓練をやるかという提出を、村のほうに7月下旬までに出していただくことになっておきまして、それを受けて、村では消防局とか、そういうところに講師が必要な場合は、そういった関係機関と調整を行ってきたということで、会議につきましては、いずれにしても6月末に行いまして、計画を7月中につくっていただく、そういった形で進めてきておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） 私が思っているよりは早く行政側は進めてくださっているんだなと

ということが分かり、安心しました。しかし、やはり地元のほうに行ったときには、少しそういうものの計画とか、そういうのを周知するのが少し遅れ気味なのかなと思うので、そういう全体的なことも含めて、自主防災会のほうにご指導していただけると、もうちょっと中身が濃いものができるのかなと私は感じました。よろしくをお願いします。

あともう一つ、ちょっとこれは最後なんですけれども、さっきの福祉施設の関係の話になりますが、それは来年からまた一緒にできたらいいなと思いますが、その施設事業所、古見のほうのさっきのケアホームではない元のほうの事業所のほうでは、福祉避難所として指定を受け、村と協定を結んでいますという話も聞きました。しかし、代表のYさんは、協定を結んだ後、村と具体的な動きなどを話し合ったことが今までにないので、実際に大規模災害が起きて福祉避難所として受け入れることになったとき、そういう要請を受けたとき、自分たちがどのように対応したらいいのか正直分からないので、不安だというお話をされました。行政はこれについてどのようにお考えなのか、教えてください。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 古池議員のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、民間のそういった福祉施設と災害時には福祉避難所として行っていただきたいということで、協定を結んでいるんですけれども、すみません、私のほうもちょっと福祉避難所と打合せということは、確かに今まで経験がないものですから、内容についてしっかり再確認させていただきまして、必要なものがございましたら調整していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 古池議員。

〔7番 古池美佐江君登壇〕

○7番（古池美佐江君） やはりそこを使わせてもらうことになる、そんな災害は起きないほうがいいんですけれども、やはり最低こういう訓練、そこではそこに避難するとか、そういう訓練はなくても、毎年もしそういうことがあったら私たちから電話が行きます、そうしたら私たちが行きますから、こういうふうに入力体制をとっていきましょうとか、具体的に話しておく、話すということだけでも、毎年毎年確認をするだけでも、そのときに動けるのではないかなと思うので、避難訓練の一環の中にこういうすり合わせとか、事業所さんたちとそういうことをしていくという機会は必ず持っていくのは大事ではないかなと、お話を聞いて思いましたので、またご検討ください。よろしくをお願いします。

では、今日はこれで私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、古池美佐江議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 8番、小林弘之でございます。

今回2問の質問をさせていただきます。

まず1番目、高校生通学支援事業補助金交付について。

この制度は、昨年3月の議会で可決された事業で、2年目を迎えました。そこで、たまたま7月初旬に、この事業に該当する世帯の方と話をしていたときに、私が高校生通学補助金申請はしましたかと聞くと、この方は、高校生通学補助金申請を知らないと言っていました。私は申請締切りが6月30日であることは知っていましたが、7月初旬だったため、そうはいつでも書類を準備して役場に申請に行ってみてくださいと言って、後日確認したところ、既に申請期限が過ぎているとのことで申請できなかつたようです。

そこで、幾つか質問させていただきます。

（1）朝日村高校生通学支援事業補助金交付要綱に、補助金を交付することにより保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て世代への切れ目のない支援を行うことを目的とするが、申請締切りを過ぎてしまっているが、救済処置の考えはないのでしょうか。

（2）令和4年度の交付世帯実績と今年度の補助金申請状況はどのようになっていますか。

（3）この方は、高校生通学支援事業補助金交付を知らなかったが、この補助金の事業は2年目を迎え、まだまだ新しい事業だが、周知連絡はどのように情報出ししているのか。

以上、3項目について当局のご回答をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、小林議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の朝日村高校生通学支援事業は、議員ご発言のとおり、昨年度から子育て支援として村単独で行っている事業でございます。この事業は、補助金交付要綱を定め、目的達成のため対象者、補助金額、申請方法などを示し実施しているもので、ご質問の申請の締切り期間については、毎年度5月1日から6月30日までとしており、期限内の申請をお願いしているものでございます。

保護者の皆さんには、これにより申請をしていただいているところでございます。しいたが、申請期間が過ぎての申請日のものにつきましては、残念ながら受付し交付することはできません。

次に、申請状況についてでございます。

事業初年度の昨年度は、85件の申請でした。現在、個人情報保護の観点から、高校に通う生徒の実数の把握は難しいため、当時の中学校卒業時の人数等から算出し、予算措置上、高校通学者数を100名と想定しておりますので、予算に対し申請率は85%となります。

今年度の申請数は92件、同様に92%の申請率となります。件数で比較した場合、昨年より7件ほど増となっております。対象者数の把握が難しい状況ですので、一概に増えたことをよしとすることはできませんが、昨年度より申請者数が増加したことについては、この制度を把握していただけてきたと捉えております。

次に、この事業の制度の周知方法についてでございます。

この事業では、申請を5月からとしていることから、年度当初には回覧板、ホームページ、告知放送を行い、5月発行の広報あさひでも掲載し、周知を行っているところでございます。また、4月に行います区長会、地区長会においても項目として挙げ、各区、地区内への周知をお願いしているところでございます。

周知方法については、引き続き有効な方法を考えて検討していきたいと思っております。

議員の皆様からも保護者に対し期限内での申請をしていただきますよう、ぜひお伝えいただければと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） （1）はちょっと置きまして、（2）の実績ですが、令和4年度実績で85件であります。昨日の決算書、教育委員会の主要事業に対象者85件でありましたが、対象者は支援を受けられる総人数ではないのでしょうか。これは受けた人の件数であって、

対象者とは違うのではないかなと思います。

昨年でいきますと、今年度92件、より多くの対象者が申請したと。昨年も85件ということは、大体1学年約28人ですね。そうすると、本来であれば100人、もっと多いと思うんですけども、その点についてまずお伺いします。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 先ほどの決算書の明細のところに対象者85名ということで資料に出ていたということですので、ちょっとそこをもう一回確認させていただきますが、確かに議員おっしゃるとおり、対象者というと全体を捉えているような表記になりますので、そこについては改めてちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、いずれにしても先ほど申したとおり、実際に高校に通っている生徒というのが、非常に今つかみにくい状態ではありますが、1学年30名から35名の間で推移しておりますので、それを取って3学年ということで100名ということで予算の積算上はさせていただいているということですので、こちらの対象者とすれば100名いるということで判断をしております。

ですが、年によってどうしても差が出るのと、実数がかめれないということの中で、この数字が実際に多いのか少ないかというところは、非常に難しい捉え方になりますけれども、100名とした場合、今年については92件の申請がありましたので、引き続き100になるかどうか非常に難しいですけれども、多くの皆さんから、保護者の皆さんから申請していただくような対応をしたいと考えております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 実際、今年は締め切っているもので、この件数でいいかと思うんですけども、先ほど確認するという主要事業の85件、これはまさしく85件とあります。予算500万円で100名取ってあると。人数については、鉢盛議会でも全ての3学年進学していると言っておりました。ですので、大体の人数は把握できるかと思います。

3番目ですが、広報とか回覧板、朝日村ホームページなどにもしてあるということですが、この方は非常に忙しくて、忙しいというか、やはり幾つも仕事を持って、回覧板もろくに見られないとか、もともとが知らなかったものでいけないんですけども、そういう点で、いろいろな情報発信があると思うんですが、直接郵送なり何なりのこういう支援事業があるの

で受けたらどうかという案内はできるのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 直接対象者にご通知等を差し上げて申請していただくというか、周知させていただくということができれば、そうさせていただきたいと思っておりますが、今回のこの事業に関しては、例えば中学の卒業時、今ほぼ100%の生徒が高校に進学しているという状況ではありますが、2年、3年になってきた場合、どうしても高校に通っているかどうかという把握についてはできない状況でありますので、中学卒業時にはお知らせをして、そういう制度があるということはあるかと思っておりますので、その辺は改めて中学校と話をさせていただく中で、卒業時については周知できるような形をとりたいと思っております。

あと、直接通知については、先日まで行われていました今年の世帯家計応援給付金については、これは対象者が確定しますので、各家庭に通知を差し上げ、さらに、これも申請期間がありました。申請期間内の中で、まだ来られていない家庭については再度案内を出したり、職員が分かる範囲で電話もかけさせていただいたりして、申請を促させていただいたというようなことをさせていただいておりますので、対象者が分かるものについては、極力申請していただけるように職員も行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 今言われたいろいろ支援事業があつて、そうやって通知も出していたで、そこまでちゃんと来ないところにはフォローしてやる、これが本来の、本来といひますか、優しいやり方ではないかなと思ひわけです。

ですので、今、次長が言ひましたように、中学卒業時にそういう案内を出してやれば、少なからずともそういう世帯に満遍なく回るじゃないかと思ひます。その通知がいつているにもかかわらず申請しないというのは、それはそれで、言ひ方変ですけれども、受ける気といひうか、いただく気がないといひうようなことも言ひますので、ぜひそんな形で今後万遍なく、そういう支援事業を受けられるような形にさせていただきたいと思ひます。

(1)に戻りますが、先ほどもおっしゃってましたのは、期間を過ぎているから受けられないといひうふうに言ひてましたけれども、受けられない、過ぎてしまった、これは問題

だと私も認識しますが、国とか県の補助金とは違い、朝日村独自の交付申請というふうに思
って、緩和な対応ができるかと思っているんですけども、その点についてはどうでしょう
か。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 村の単独事業であります、今、小林議員おっしゃるとおり、
国・県の事業ではないのでといいます、村も同じ行政でありますので、やはり期限があれ
ば期限の中で申請していただかないと、なかなか公平性、いろいろな部分で不公平感が出て
まいりますので、そこはお示しをさせていただいている期限の中で行っていただくというこ
とでお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 言っていることは分かるんですけども、この朝日村というのは、子
育てに優しい村だ、こういうふうに言われていますよね。そういう中で、この子育て世帯の
中には、母子・父子などの家庭環境で5万円は大きな支援金だと思うし、働いて5万円を稼
ぎ出す、生み出す、とても大変なことだと私は思っているわけです。ですので、喉から手が
出るほど、やはりもらいたいと思っていると思います。

要綱にもあるように、保護者の経済的負担の軽減を図る、子育て世代の切れ目のない支援
を行う、そういうところの中で、救済というのはできないのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 議員おっしゃることは、よく分かります。分かる中で対応はして
きているところですけども、これ、事業を行うのには、制度説明も議員の皆さんにもさせ
ていただく中で、村民の皆さんにも制度の説明をさせていただき、予算の措置についても、
こういう制度で、こういう期間の中で、こういう皆さんを対象にしてということでご説明を
させていただく中で行っている事業ですので、そこを曲げてまで救済措置等を行うことが、
実際に逆にこちら側とすれば、議員の皆さんに説明ができなくなってしまうので、あく
までもこの要綱で当初に説明をさせていただいた中でやらざるを得ないというところであ
りますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ありがとうございます。

私どもは、村民のこの対象になる高校にお子さんを出しておられる保護者の方には、100%この補助金を受け取っていただきたいというのが願いであります。またそれに近づけるように、何とかいろいろな広報を差し上げているところですが、まだ2年目というような段階で、まだその点にまで至らないような状況もあるかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたように、中学生の卒業時のところでPRをさせていただいて、そしてこういう補助金があるんだということを承知しながら高校に入っていただくということで対応を図っていくなり、また、検討させていただきたいと思えます。

先ほどから申し上げているように、今回受け取れなかった世帯の方がいらっしゃるというお話でございますけれども、心情的には非常に申し訳ないという思いであります。ただ、私どももこの期限を切らせていただいている、また、できるだけ年度の早い時期にこの制度を活用していただいて、自転車あるいはバスの通学に活用していただきたいと、そういう願いでもって、この早い年度のところで給付をしているということでございますので、ぜひ今回その方には大変申し訳ないんですけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

例えば3日過ぎたので何とか許してもらいたいというような話もあるかもしれません。では、1か月はどうなのか、3か月はどうなのかと言われたら、これはちょっと私どもも対応が難しくなってしまうので、ぜひこのところをご理解をいただいて、ぜひ期限内にご申請をいただきたいと、そんなふうに願っております。

また今後は周知については検討してまいり、またそのようにしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

では、検討する中で、一つ私のほうから提案をさせていただければ、忘れてしまって、そういうことで申請に來れなかった、では、結論から言うと、月割りとしてそういう補助金を申請してやればできると思えるんですけれども、要は遅れた分を除いて、申請が來たときから

の月で支給してあげれば優しいかと思うんですけれども、そういう考えもあるかと思うんです。ですので、やはり金額が金額だけに、そういうもっと子育てに優しいそういう村であったらば、そのぐらいの対応の仕方もあるのではないかというふうに思います。その点では、どうでしょう。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 申請の仕方なり給付の仕方のご提案をいただきましたけれども、今の要綱上では、なかなかそういう月割りとかという形での支給というのはできない要綱になっていますので、行くとすれば、要綱というか本来の目的に合うかどうかとも検討させていただく中で、それも含めたことが目的を達成するために有効であるかどうか、有効であれば、要綱を変えてでも、そういうことをすることが必要かもしれませんので、そういうことを含めて、ちょっと検討はさせていただき……

〔「それは駄目だ」の声あり〕

○教育次長（上條靖尚君） いずれにしても、今の要綱上では月割りという形ではできませんので、いずれにしてもご提案いただきましたが、現在はできないという形になりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

この件は、我々もさんざんもみました。検討しました。でも結論は、今のとおりであります。ルールがあつてこそ、本来の正しい行政ができるし、村民の利益につながるということでもありますので、なあなあのかは避けたいと思います。ですから、やはり期限内に申請するということかと思えます。

それまでに周知が不足したとか、そういうのは村側の責任でありますので、それは今後改善していくということで、今回この対象者の方には申し訳ない気持ちは同じ気持ちでありますけれども、これは村全体の公平さ、ルールを守ることからすれば、今回はできませんということでもあります。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） この事業を始める昨年3月のときにもいろいろあったわけですがけれど

も、私はこれをいち早く運用して、いろいろ課題は出てくる中で、出てきたときに、そういうことを改善して、よりよい事業にしていくというふうな、私はそういう読んで昨年可決した思いであります。

今年度そういうふうにおっしゃっているんですけども、そういう中の要綱についても、今後改善する余地はあるのではないかと、それと来年度中学を卒業するときに、そういうことを生徒を含め家庭に周知徹底していただくというようなことを思いまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で1問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（北村直樹君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 2問目の質問です。

三俣河川土砂について。

今回、季節柄、台風・豪雨災害に関連した質問をします。

近年、線状降水帯の発生、大雨・洪水による災害が多発している中、全国でも土石流災害や土砂災害など、様々な災害が多発しており、当村でも危険性を持ったところがたくさんある中、私が予知する危険を感じるのが三俣の河川土砂であります。

三俣は、三俣沢、中俣沢、榎俣沢が集まっているところです。中でも添付資料、三俣沢に架かる三俣橋を見ていただきたいと思ひます。

これを見て、当局にお伺ひします。

添付資料ですが、この写真は、6月の1日から2日にかけて降った雨での状況です。資料2が現状、今のなっている三俣の状況で見てください。

質問（1）現在、三俣橋から川底まで約1.2メートルしか間隔がなく、大雨・洪水による土砂が蓄積されていくばかりです。また、流木など橋にかかった土石流を引き起こす原因となる。最悪、三俣橋でせき止められ、御馬郷地区へと流れ出すおそれがあると予知されます。天災は止められませんが、減災することの考えは当局でも思っていると思ひますが、村はこの土砂を排除する考えはあるか、また土石流を想像した危機感を持っているか。

（2）土石流を引き起こす起因の一つに流木がありますが、この3本の沢の上流での雨水等の枯れた樹木は排除されているのでしょうか。

以上、2問について当局のご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、小林弘之議員ご質問の三俣河川土砂（1）につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

三俣橋周辺の土砂につきましては、小林議員にご指摘いただくまで確認できておりませんでした。申し訳ございません。また、河川管理者の県松本建設事務所に連絡をし、今後の対応をお願いした次第でございます。

昨日、連絡をいただき、土砂の除去を9月25日の週から浚渫することになりましたので、お願いいたします。なお、この箇所と第三堰堤の土砂の除去につきましては、毎年県に要望しており、県も年1回実施しているところでございます。

また、土石流への危機感ではありますが、毎年6月が土砂災害防止月間です。村では土砂災害警戒区域を持つ地区での避難訓練、土砂災害の講習会を実施しております。総務課の防災担当、建設環境課の職員も参加し、土砂災害への対応を再確認する場となっております。

また、今年度は地震総合防災訓練でも全職員に土砂災害講習会を実施しております。また、大雨が予測される場合、土砂災害への危機感を持って対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、小林議員ご質問の（2）三俣上流での雨水等の枯れた樹木の排除についてお答えいたします。

平成28年1月に発生しました三俣川周辺に被害をもたらしました雨水被害につきましては、県と村で連携し、県の治山事業による被害木処理対策及び村の事業による沢沿いの倒木処理を実施しており、沢沿いの対応はほぼ実施済みと捉えてございます。しかし、沢以外の被害地では、これまでの間、村におきましても被害木の処理を含めた森林整備を進めており、現在は中俣沢において三区生産森林組合と松本広域森林組合が協働で、被害森林の整備として森林経営計画が策定され、現在計画的に森林整備が行われている状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 小林議員から指摘されたこの資料、早速、私も驚いて見に行きました。それで、おわびを申し上げたいと思うんですが、本当にこれまでになっているのに気がつかなかった我々、これは非常にミスであります、ミス。やはりもっと日常管理をしっかりとしていかなければいかんということで、災害が起きなくて、またはこれから撤去しますけれども、この間の台風13号、あそこであの前に何とか土砂を撤去できないかということで、建設事務所のほうともやり合ったんですが、ちょっと無理だということで25日になりましたけれども、これは本当にご指摘をいただいて、本当にありがとうございました。

6月2日は大雨警報が出た日であります。私も川の状況をよく見ながらいたんですけども、ここがこんなになっているということは、本当に、以降、何度、三俣に行ったことか、気がつきませんでした。

そういったことで、先ほどの清澤あゆみ議員の指摘も、この辺も当たるかと思えます。そういったことで、これは早速除去いたしますので、よろしくお願いします。この件につきましては、本当に我々も気がつきませんでしたので、改めてチェックの不備があったということで、おわびをしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員、再質問はございますか。

小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 認識していただいて、ありがとうございます。

昔は砂利とかが売れたことも聞いていましたが、最近ではそういうこともない。そういう中で、言い方は変ですけども、そのままの状態が雨が来てもたまってそのままだったというように思います。

今までも排除というか、今見ると横に土砂を寄せた感じで、今回は取り除く。取り除いてほかに持って行って除去するという事によろしいですか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） すみません、やり方といたしましては、今までどおり、やはり横に寄せておいてから、そこから持っていくような状況に今もなっていますので、取りあ

えずは橋の下の部分を寄せていただいて、それはまるっきり除去というわけにはいかないものですから、必要に応じて松本建設事務所の何か工事があるときに、それを使っているようですので、あそこにためておくというところは今までと変わらない状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 定期的に寄せて、それを排除、松本建設のほうで持って行って捨てるのが一番理想なわけで、だって一時的に寄せるという考えでいいんですかね。でないと、大雨になったときに、寄せたところまで持っていくことになる、要は洪水でせつかく寄せてもそれをさらっていっちゃう、そういうことは予測されますので、寄せるはいいんですが、最終的にはそれを排除してもらうような形で、1年1年こつこつとやれば、それだけ少しでも減災の形になるかと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 全てをすぐ片づけるというのは、やはりちょっと現状難しいので、今までどおり、議員さんたち小水力のほうで見に行ったあの山が多分、砂をかき上げたあの状態ですので、あそこにためさせていただいて、全てが大雨で流れてしまうというわけではないので、あそこへ固めさせていただいて、一時避難というか、全面に広がっているのではなくて、あそこに固めておくという形で、土砂災害が起きないような形で松本建設事務所のほうは考えていると思いますので、それを除去するというのは、また毎年毎年そこから持って建設事務所の事業のほうで使っているようでありますので、その辺は松本建設事務所をお願いして、早くそういうためにおいた土砂も片づけていただくような要望はしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔8番 小林弘之君登壇〕

○8番（小林弘之君） 分かりました。

また我々も、除去したのを見させていただいて、納得のいくような除去の仕方を取っていただければと思います。ぜひよろしくをお願いします。

以上で質問を終了いたします。

○議長（北村直樹君） これで、小林弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を挟みたいと思います。

再開を3時5分といたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時05分

○議長（北村直樹君） ただいまより一般質問を再開いたします。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 9番、清沢正毅でございます。

私は質問事項2問、お願いをしたいと思います。

まず、第1問目なのですが、村道安全環境維持管理の実施についてでございます。

昨年の9月定例会、全く同じ時期ですが、一般質問でも取上げをさせていただきました。その際は、村道5号線と11号線の村道へ張り出している樹木の枝払いをお願いして、11号線につきましては、今期に入って早速対応していただいて、本当にありがとうございました。引き続き5号線、ぜひご対応を期待するところであります。

そして、最近になって針尾区から村と議会に村道に張り出している樹木の枝払いの費用補助の陳情が出されております。また、地域住民からの声として、村道沿いのガードレールを乗り越えて生い茂る雑草駆除の適正管理につきましても、措置対応の要請がございます。

昨年の一般質問の行政回答の中にもありますように、木々の成長により村道の安全環境維持に著しく影響を与えている実態は、村としても認識をしているとのことでもあります。住民からの要望の都度、対応しているのが実態であると私は感じております。村道脇の雑草駆除につきましては、建設環境課の職員の方が早朝よりご苦労されて対応いただいていることに対しましては大変頭が下がる思いであります。しかし、なかなか全ての問題箇所まで手が

回らないのが実情であると思います。

今後、針尾区だけでなく他の地区や住民からも同様の陳情や要請が出てくることも予測する中で、昨年一般質問の中でもお願いしたように、道路管理責任者である村として、村道の安全環境維持管理に向けた恒久策である、これは私の仮称ですが、村道安全環境維持管理要綱、こういったものを定めたらどうかと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

その要綱の中でぜひ検討していただきたい項目として、1つ目が、雑草駆除年間計画の作成、これはどういうことかといいますと、村としてやるべきこと、いわゆる職員が対応していただくこと、あるいはシルバー人材に依頼をすること、あるいは業者委託をすること、こういった対応する箇所、それから、地区ボランティア活動を実施しておりますが、こういった地区ボランティア活動に委ねる場所もこういったところがいいのか、それから、日頃地権者が実施すべき箇所など、こういった部分を明確にしてこの要綱の中に年間計画を定めていくという要綱をぜひ検討していただきたい。

2つ目は、通勤通学の安全確保、それから、よく農家の方からも言われますが、車高の高い貨物車、いわゆるほろ付の農業車両、こういったものを含めますが、こういったものの通行だとか、落ち葉や枯れ木などの生活環境に影響を及ぼす箇所の樹木伐採費用の補助申請方法、こういったものとその補助の対象となる状況がどういう状況であるかというのを明確に盛り込んでもらいたいなど。

3つ目ですが、村道沿いの道路安全環境維持のために、日常、地権者が実施すべき事項から村が実施すべき事項、こういったものを明確にこの要綱の中に定めていくことによって、全体の役割が明確になってくるだろうというふうに思います。

以上の項目を盛り込んだ要綱制定をぜひ区長会とも連携をしていただいたり、あるいは交通安全協会、こういったところとも連携をして作成をし、広く村民に周知することによって、村道の安全環境維持に向けて村と村民が一体となって取り組むことができる、これが協働のむらづくりにも貢献し、融和あふれる朝日村づくりの一助となるのではないかと考えますが、行政としていかがお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清沢正毅議員ご質問の村道安全環境維持管理の実施につきましてお答えさせていただきます。

初めに、(1)につきまして、年間計画の作成ですが、地区ボランティアにつきましては年3回の計画で、村の主要道路、公園の環境美化を実施してきております。また、それ以外の村道、県道の草刈りは、建設環境課の職員と会計年度任用職員、また、塩尻朝日シルバー人材センターに依頼をしているところでございます。

今まで、村内環境整備を明確にした計画位置図等は作成しておりませんでしたので、各役割が村内をどこが整備していくのかというようなものも併せて整備を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、(2)につきまして、森林ではない樹木、枝の伐採に対して、村の補助は現在ございません。原則、樹木所有者に樹木の伐採、枝打ちをお願いしております。ただし、道路通行車両に支障が出るもの、また、通学路などに関係する枝打ちは村で行っております。また、交通安全協会朝日支部では、6月に道路支障木の枝打ち作業を実施していただいております。

最後に、(3)につきまして、村内道路環境維持のため、地区ボランティア活動は大変有意義であり、参加していただいた村民の皆様には大変感謝を申し上げます。環境維持のための事項の明確化ですが、村内道路の草刈りは管理者、村が行い、地先、所有者の住民の皆さんの土地から村道のほうへ出ているものは住民の皆さんにお願いしたい、というものが本来の管理をお願いしたい事項になります。

また、地区ボランティアへのさらなるご理解とご協力と併せて、そういう地権者さんたち、住民の皆さんにお願いするようなことも併せて周知していきたいと思ひます。

また、要綱制定につきましても、今後検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

それぞれの項目につきましては、対応している、あるいはこれから進めていきたいというような回答をいただきましたけれども、実際にはやっぱりこの要綱として定めて、文章化して明確にやるべきことを理解させていくということが必要だと思うんですね。

今、課長からお話がありましたのは、こういうふうにあります、例えば樹木の雑草の駆除とかいろいろ年3回やっています、あるいは職員さんもいろいろやっています、それか

ら地権者にもお願いしています、いろんなやってきた事項については、るるお話をいただいています、これが本当にルール化されているかどうかというところが、あるいは地権者が本当に毎回安全管理を維持するために、どういうことをやったらいいかということが理解されているかどうか。

こうやって区から陳情が出てきているということは、全然日常管理がされていないから、ここまで安全上、あるいは生活環境にいろいろ影響を及ぼしてきている、いわゆる周辺の民家の皆さんですね。そういうようなことが事実として出てきて、やっと陳情して陳情を受けた段階で、じゃ、やろうやろうというふうな今ステップになっていると思うのですが、今回針尾区が出ていますけれども、現状見ていくと、ほかの地区でもいろんなそういう現象がうかがわれるんですよ。

そういうことを常日頃の日常管理の中で、維持管理条項がはっきりしていれば、村で対応すべき事項、それから常に地権者が悪影響を与えないための環境維持のための行動だとか、それが地区ボランティアの活動も毎年同じ場所じゃなくて、例えば年間計画の中で、今年はおそこが一番悪影響になっている箇所だとか、その実態を把握しながら、その都度年間計画の中で地区ボランティアにやってもらったり、シルバーにやってもらったり、役場職員にやってもらったり、そういうようなことを、その都度明確にしていったほうが、村民の皆さんも理解できるし、道路環境の安全を確保するためのものもできるし、それから、実際にじゃ自分のところだけで費用が賄えないというときには、村の補助がどういう制度になっていて、どういう仕組みでどう申請したらいいか、こういったところが相対的に見えていて、トータルとして村道の安全環境維持が常に朝日村はできているという形を目指したいと。

こういうふうに私は思うのですが、その要綱制定については今後検討しますということなんですが、私の申しあげているそういう要綱に、そういうものを明確にして制定して村民に周知していくということについての意義は、村としてどういうふうにお考えですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。非常に難しい問題にメスを入れていただきました。

今おっしゃられるように、村全体の道路沿いの草刈りというのは、今、一応ルールがあるようでない、ないと言っちゃいけないんですが、ルールどおり村でやっております。ただ、これも毎年決められた手順でやるというんじゃないで、ちょっと草の伸び具合だとか、それ

によっても行き当たりばったりというところがありますから、その村道、県道沿いというのは、これはこれでいいんですが、さて、これが今もボランティアでお願いしているところは、全部村の所有地か県の所有地なんですね。道の反対側は、今度は私有地なんですね、田んぼのあぜとか。この辺も全部要綱でルール化すると、これもまた全部に対して草刈りの指示を、要請を出さなくちゃいけないというようなことで、非常に大きな複雑化した問題になってきます。

それと、あとは支障木、これもやはり地権者が全部枝打ち伐採をするというのがもうこれ基本的な基本でありますので、一旦はそうお願いをするんですが、いろんな諸般の事情で、例えばお金がかかり過ぎるとか、タイムリーにできないだとか、そういう事情からやむを得ず村が実施しているところでございます。

今回の針尾の神社の枝打ち、これは本来ならば神社でやらなくちゃいけないということかと思えます。ただし、補助してくれと、今そういう段階でありますので、これもルールが今のところない中で危険性を最優先にした結果、じゃ、ちょっと見て協力はしましょうということにはなっていますけれども、しゃくし定規で言うと一切できません。通学路の枝打ちもしゃくし定規で言うと一切できません。ただし、人の命だとか、安全だとかということを、そっちを優先すると、村で対応せざるを得ないというのが事実です。

この夏頃やった、あそこの御神明山の芦之久保の入り口の大きな木の伐採も、地権者の方が他県の遠いところに住んでいて、一切もうできないという状況の中で、これは村でやらないと、いつ人身に関わる事故が起きるやもしれぬということでやりました。

ですから、これから議員おっしゃられるように、ルールをつくってもう少し明確化していきたいと思いますが、少し時間をいただきたいと思えます。空き家対策で、村でいろいろやるというのもかなりもんで、やむを得ずそういった空き家対策の条例を制定したなんていう経緯もございますので、ちょっとそれに合わせたようなイメージで、村全体の美化活動なり、そういった、今議員の提案の村道安全環境維持管理要綱、そういったものも少し検討させてもらいたいと思えます。村道、県道沿いの草刈りというのは、もう少し日程も踏まえた分かりやすいものにしますが、さてこれを個人のところというのは、もう少し時間をいただきたいと思えます。もましてもらいたいと思えます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 前向きに検討いただけるということなんですが、確かに難しさという

のはよく分かります。本当にこの要綱という言葉でいいのかどうかというのは、私も自信はありません。確かに、要綱にしちゃうとがんじがらめになって、後で変更もなかなか難しいし、その村として制定した場合には、簡単には改正とか変革はできない。

ですから、それは十分に検討していただきたいということと、その要綱という言葉がいいか、いけないか、これはまた別途審議していただきたいのですが、ただ、非常に全てをルール化するのは難しいというふうに、今村長おっしゃいましたけれども、私としては、全てというふうに考えずに、村道の安全確保、これを考えて一番に前提としたときのその支障木となる、いわゆる通行にも、あるいは通学にも通勤にも、あるいは、先ほど言っているように農耕の高いほろ車が通ったときにも支障になってくる、こういったものと、それから、相当大きくなっちゃって木々が折れたり葉が落ちて、村道周囲の生活環境にも著しく影響を与えるであろうとする。こういう対象が、どのような対象かみたいなところを少し検討しながらそれを対象にして、日常そうならないための運用管理をどうしたらいいかという観点で、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

補助のルールも、一応明確にしておかないと、そういう対象のところはもし万が一といいますか、どうしても必要な場合は、補助申請制度がありますみたいにしておかないと、出てきた都度どうしようかというよりは、今回針尾でも出ていますように、ほかでも今度、じゃ同じように考えていけるようなバランス感覚を見ておかないといけないというふうに思いますから、そういう補助制度のルールみたいなものもある程度分かりやすくしておいてもらっていかないと、ほかもどういう判断でどう申請していけばいいか、こういうようなことが恐らく出てくるはずだと思いますので、そんなような観点で、やっぱり見える化できる計画書という言葉がいいのか、要綱がいいのか、この辺は検討をお任せしますが、やっぱり村民が見える化、見えるようにして、そのボランティアさんをお願いすること、職員でやること、先ほどからいろいろ言っていますが、業者をお願いすること、大体そういったところを年間ごとに計画してバランスよく維持管理ができていく方法、仕組みをぜひご検討いただきたいというふうに思っていますので、その点についてはもう前向きにご検討いただけるという回答をいただいていますから、ぜひその内容に期待して、難しいからどんどん先送りしてもらおうと困る。

事故が起きちゃったら困りますから、事故が起きない前に、そういうようなことをしっかりとぜひやっていただきたいなということで、時間をいただきたい、時間をいただきたいが、それがずっと毎回言われると困りますので、ぜひ昨年から1年はたっていますし、そろそろ

そういう事例が区としてからも出てきていますから、お願いしたような内容についてご検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 清沢議員おっしゃるとおり、やはりその明確化、いろいろなルールがあやふやなところが多々ありますので、そういうところを明確にしたものを、要綱なのか課の内規なのかちょっとそういうところは検討させてもらいますが、そういうところを明確にできるようなものをつくっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） では、その制定の方向が見えてきましたので、それに期待をして1問目の質問は、私は終了したいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

2問目は、村長が前回の定例会でも言われました、村長の言われる役場職員のマンパワー充足に向けてという言葉にさせていただきました。

前定例会一般質問で、私のほうから「役場職員体制と今後の要員計画」というテーマで前回質問させていただきましたが、時間が押してしまいましたので、前回ご回答いただいた内容につきまして継続質問ということでお願いをしたいと思います。

職員定数条例が83名と、現状の64名との乖離は当村の財政力に応じた人件費から逆算してはじき出している人員数であり、平成15年の自立計画によって職員数の削減に取り組んできたことで乖離が生じていますということでした。条例で定めている職員定数内であれば条例違反になりません。また、会計年度任用職員は98名中、常勤の会計年度任用職員は50名ですので、構成割合は31%ということで、特段多いとは行政は考えていませんということでした。

それから、人材ビジョン、または要員計画なるものを作成しているかということなんですが、これは私があくまで使ってきている言葉で、行政で捉えている表現は少し違いがあって、

それは「定員管理計画」というふうに表現をされておりました。定員管理計画は作成しておりませんということです。

財政計画の中で、現在の正規職員数と会計年度任用職員数で人件費を計上しているという説明はございました。今後の人口減少等の動きを考慮して定員管理計画、私のほうでは人材ビジョンとか要員計画というふうに捉えています。この検討が必要であるということは捉えていますという回答でございます。

会計年度任用職員の最終雇用年齢は定めていないが、これから取り組む定員管理計画の中で検討をしていく、こういったご回答を前回いただいています。この回答をいただいた中で、さらに幾つか質問させていただきます。

1つ目ですが、職員定数条例の83名、これは財政計画の人件費から逆算したものだというふうに言われていますが、現在は正規職員数64名でございます。人件費には会計年度任用職員の費用も入っているというふうに説明をいただいていますので、本来なら職員数は常勤の会計年度任用職員50名、これを対象として捉えなければならないのではないかとこのように私は考えます。であるとすれば、114名になります。ということであれば、条例違反という対象になるのではないかと。したがって、職員定数条例の職員数の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2つ目ですが、今後、定員管理計画作成に取り組むとのことですが、単純に人件費から逆算の人員計画ではなくて、職務分析に基づく工数計算、よく民間企業ではこういう形をやっています、を根拠として適正な要員構成がどうあるべきかというのを目指して、いわゆる正規要員、非正規要員、この非正規要員というのが会計年度任用職員に該当すると思います。この適正化、それから年齢別、階層別、これは一般職だとか管理職の構成、こういったものを考慮して、年度別採用人員などを盛り込んだやっぱり中長期的な人材ビジョン、要員計画、この策定がベターと考えますが、行政としてのお考えをお伺いいたします。

以上のように、財政計画上の人件費予測だけではなくて、中長期的な人材ビジョンを明確に定めることにより、村長が以前から言われております、現在村職員のマンパワーは整いつつあるとの言葉の裏づけともなります。村民への説得力、理解力が高まるとともに、職員の皆さんのモチベーション向上にもつながるのではないかと考えます。行政のお考えを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清沢議員の役場職員マンパワーの充足についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初のご質問でございます、会計年度任用職員は職員定数条例の定数になるのかどうかという部分でございます。

こちらにつきましては、職員定数でございますけれども、地方自治法の第173条第3項がございまして、職員の定数は条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職についてはこの限りではないということで定められております。これから、職員定数条例に会計年度任用職員は含まれないこととなっておりますので、お願いしたいと思えます。

しかしながら、清沢議員がおっしゃられますように、常勤の会計年度任用職員は50名となっております、会計年度任用職員は以前の臨時職員とは異なり、正規職員と同じに村の業務の一端を担っていただいておりますので、会計年度任用職員を含めた定数管理は必要であると捉えております。

また、先ほど来から出ております人件費と財政面の関係でございますけれども、この定数条例が制定されてきた目的でございますけれども、職員人件費はその職員が退職するまで長期間にわたり義務的な予算が生じることになります。そうすると、民主的な統制が不可能となるため、あらかじめ条例によって人件費の総額を制限するということになっております。

これは、財政健全化が目的でございます、行政側の任命権者である村長が恣意的に職員を増やさないように、職員の給与条例、それと定数条例を村民の代表である議会が決定し、人件費の総額を制限するというものでございます。現在の83名の職員定数条例にあってございますけれども、決して財政計画の逆算ということではなく、財政の健全化を目的に当時の財政規模、また、財政状況を基に定められたものになっております。

こうしたことから、今後定数条例の見直しをするには、当然今の財政規模、また、財政状況を勘案して議会で決定していただく必要があると思えます。特に、今定例会で報告された令和4年度の決算でございますけれども、人件費を含む経常支出、毎年必ず支出しなければならない経費は19億円を超えておりまして、過去最大になっております。

また、今後数多くの大型事業の計画、また、下水道事業への負担をどうしていくか、そういった問題もございます。

また、この人件費につきましても、会計年度任用職員を加えますと、職員定数83名が定められた平成11年頃の人件費の総額を既に超えている状況でございます。また、この人件費で

ございますけれども、来年度から国では会計年度任用職員にも勤勉手当の支給を行いなさいということで通知が来ております。また、今年度の人事院勧告では、若年層の職員を中心に俸給の大幅な引上げが予定されております。

こういったことから、職員の定数条例、人員管理計画を策定していくには、改めて財政面というのを人件費の上限をどうするか、そういった部分の検討が必要であると捉えております。

続いて、2つ目のご質問でございますけれども、今後の定員管理計画の策定につきましては、現在の正規職員及び会計年度任用職員の数につきましては、これまで必要に応じて適正な工数として捉えられて増員が図られてきたものと捉えておりますので、現在の要員を適正な構成として基準として、今後見直しを考えていく必要があると思います。

そこで、先ほども申し上げました職員の定数条例はその財政の健全化を目的として、人件費総額の制限を今、議会が行うということになっておりますので、財政上の検討が必要になってくると捉えております。

そうした上で、職務分析や工数の検討により、中長期的な職員定数について、今後定員管理計画を策定していきたいと考えておりますけれども、現在この工数の把握につきまして、こういった形で工数を把握すればいいかということで内部で検討しておりますけれども、今後、各課で必要な工数について把握をしてみたいと考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） 今説明いただきましたが、自治法上、職員定数が決まっているという話でございます。それは会計年度任用職員を外しての数字だということなんですけれども、実際には予算の数字は人件費総額でやっているわけですよ。83人の頃は、当時6億5,000万円ぐらい、現在は7億3,000万円、こういう実態でありますから、その83名というのは適正な数字かどうか意味がないんじゃないですかと言いたくなるんですよ。

じゃ、今現在だと、例えば7億3,000万円が妥当かどうか、これもはっきり理解できない。実績として7億3,000万円なんですけれども、それが適正な人件費です、あるいは職員数ですということが理解できるような、そういうためにこういう人材ビジョンというのは必要じゃないですかということを私は申し上げているものですから、それが理解できるような

形で、ぜひ、また議会の提案をお願いをしていきたいと同時に、もう一つは、人材ビジョンに必要だというふうに私が考えているのは、正規が64名で、会計年度任用職員が短時間の人も含めて百十何人いるんですよ。

短時間を除いても、さっき言っている50人ぐらいかな、50名ですよ。この比率だって、本当に仕事を進めていく中で正規64名、非正規50名がいいのかどうか、その仕事の内容によってこれは正規職種です、非正規職種ですということが、先ほど私が言っている工数計算の中の職務分析でこれは正規職種です、これが非正規職種ですということを明確にしていけない限りは、正しい数字かどうかというのも見えてこないというふうに思っているものですから、そういうことを見えるような人材ビジョンだとか、定員管理計画というものにしてほしいなということが私のお願いする内容でございますから、今現在、先ほど総務課長がおっしゃった正規と非正規の比率は、適正だというふうに捉えているというような表現を先ほどさされてきましたよね。

現在は適正だと思っています、だけど、適性の根拠というのが見えるようにしてほしいなということがその要望の一つでございますから、そういう意味で、やっぱりその計画の中で見える化して進めていただきたいというのと、それからもう一つは、計画の中に欲しいのは採用計画、毎年人件費総額ではじき出して何人かとやるのか、逆に今の職員構成の数字から、あるいは先ほど話をしていますように、年齢別、階層別の構成からして、やっぱり採用をどういう形で計画して何人ぐらいずつ採っていったほうがいいのか、こういったこともやっぱり必要だというふうに思いますから、そういうものもこういう中に入れてほしいな。

もう一つだけ、自治法上でその定員数83人とかそういうふうに決まっているというんですけども、その決まったときに、今度、会計年度任用職員は何人だと全く決められないでしょう。総人件費からいけばいいんです。会計年度任用職員はどんどん採用して青天井になっていっちゃうんじゃないかという、こういうことも懸念するんですよ。そういうこと全体を含めた要員計画、ビジョンをつくっていったほうがいいだろうなというふうに要望しているのですが、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

[村長 小林弘幸君登壇]

○村長（小林弘幸君） 要員計画についていろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

非常に難しい問題でございます、私、こういう立場になって4年が過ぎて、今年になっ

ているわけですが、まず最初に、民間企業と行政を比べたら、もう全然その辺が計算どおりにいかないところが、行政というところのかなり現状であります。

どういうことかという、私が当初担当した頃、残業はもう年間80時間の打ち止め、あとはもうみんなサービス残業。非常にもうブラック企業ですね。これは、今ここにいる課長たちの一端、責任でもあると思います。まず、私が感じたのはブラック企業であったと。ですから、残業をちゃんとやるなら残業をちゃんと申請しろということで今、公的な、民間でいう三六協定的な年間の枠というのを設けて、月々の管理等々非常に管理をして、今、総務課長を中心に毎月の人件費の管理ができるようにやっとなつてまいりました。そういうまずは見える化が進んできたということ。

それともう一つが、突発的に起きたコロナ対応のようなこと。どんどん国から仕事が入ってくるわけですが、ある意味。何の交付金を支給しなさいということ、必ずそれに伴う諸経費というのにかかるわけですが、これは人件費から始まって、ただ単にお金を渡すということができませんので、それはシステム的にそれを改造しなくちゃいけないとか、また、直接担当する職員を採用するだとか、非常にそういう仕事がどんどん増えてきている。

特に、DXなんていうのを一つ取ってもそうです。新しくDX事業をやって、諸外国に追いつくような日本もデジタル社会にしましょうというそういうことで動いていますけれども、それには、今まで何もなかったところから築いていかなきゃいけないということで、ハードウェアもそうですし、ソフトウェアもそうですし、そして一番大事な人材というところも全てそうです。そういう中で、常に変動する要素が含まれている。

先ほども出てきていますが、平成15年、16年、17年くらいから村を立て直そうというときに、やはり一番固定的に未来永劫続くのが人件費でありますから、なるべく正規の職員を減らして、それに代わって、もし退職者が増えた、出てきたような場合には、それを嘱託でカバーしようという、そういう一応流れが十数年続きまして、十何年新人採用はゼロというような時代を経て、今に至っているわけですね。ですから、今ゆがみが出てきているのが、本当にこれは正規の仕事なの、いわゆる会計年度任用職員に任せていい仕事なのというところが、これは正規の仕事じゃないのというところがだんだん各課ごと、今意見が出てきてまして、そういったところはなるべく正規職員に置き換えていこうということで、今来ています。

それと同時に、今、村の人材構成が同じような他自治体と比べてどうかというようなことも、この3年くらい前からやってきておりまして、例えば、ほかの自治体は朝日村と同じ程

度だったら約100人の正規職員がいるんですけれども、朝日村は70人ですとか、そういういろんなデータの比較が出てきています。

ただし、この中には朝日村はコンパクトな村なもので、保育園を統合したときに要員が少なくなったとか、または、比べる市町村はそういった保育園が幾つかある、小学校が幾つかあるというようなそういうアンバランスだとか、そういったところも分析しながら、今、朝日村の本当に必要とする人材、要員はどのくらいだろうと、今一生懸命それをはじいていますので、その一端が、毎日あなたは何をしましたかということで、作業表をつけてもらって、工数把握をしようということで、今一生懸命やっていますので、もうちょっと時間がかかるかと思います。ですから、要員を何人に抑えていかなくちゃいけないかというのは、もう実際として人件費という明確なことがありますからね。

そこでいうと、3年前に会計年度任用職員が生まれたときに、それまでは派遣さんだとか、今の会計年度任用職員さんの大半の部分が物件費なんていうところで計上されていて、人件費じゃなかったなんていう妙なこともあったり、そういう中で、今、現状把握を進めつつありますので、もう少したてば全体像が見えてくるということかと思っています。

あと、細かい数字はまた総務課長のほうで説明しますけれども、全体のイメージはそういったことで今進んでおりますので、ご理解をお願いします。

○議長（北村直樹君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 今、村長からお話があったとおりでございますけれども、先ほど清沢議員からご質問がありました83名の定数ですけれども、これ多分平成7年くらいに制定されたと思いますけれども、その後は、先ほど村長からお話がありました平成14年ぐらいに市町村合併等、朝日村の財政難というようなこともあって、人件費をそこから削減しようということで、定数条例につきましては先ほども申し上げましたとおり、人件費の上限を定めるものですから、それ以外で行えばいいということで、そこからは定数条例とは別個に、定員管理計画を行財政改革プランというものを策定してきたんですけれども、その中でお示ししながら来たということで、当時、大体五十数名に職員を下げるということでそのときは取り組んできましたので、そのときは定数条例とは別個に管理計画というものをつくってきたということになっています。

ご案内のとおり、令和元年を境に、会計年度任用職員制度も始まったということで、そこから増員に転じるんですけれども、そこからそういった定員管理計画はなくて、今まで来て

しまっているということがありますので、ここで先ほど清沢議員からもお話がありました、以前の人件費は6億円未満でしたけれども、今予算では、もう7億3,000万円になっています。来年以降、さらに人件費が増える予想もありますので、ここでしっかり1回、財政上、人件費がどうあるべきかということと、先ほど村長の話がありました定員が、正規がどの仕事をやって、会計年度任用職員がどの仕事をやって、実際どれだけそれぞれ必要なのか、そういうところをしっかりと分析をして、また議会のほうに提示をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔9番 清沢正毅君登壇〕

○9番（清沢正毅君） ありがとうございます。

今、村長からのお話がありました。今村長が表現されていることは、私と同じ会社で経験している内容ですから、おっしゃっていることはよく分かりますし、課題として問題点がいっぱい今出てきましたよね。村長が捉えている課題、そういったものが多分、定員管理計画なり人材ビジョンに入るはずだというふうに思っていますから、今の言われたいろんな内容について、従来ブラック企業的な存在だった組織、あるいは行政の部分を変えていくということで、村長の任期中にぜひ完成できるように期待をしたいというふうに思っていますので、それだけはお願ひをしたいなというふうに思っています。

それからDX、これについて、当然今取り組んでいます、政府の狙いはDXで人員を減らそうということなのですから、このDXもしっかりやって、どういう要員にしていくかというのも人材ビジョンなり要員計画の中に当然盛り込まれていく内容だというふうに思っていますので、先ほど村長のお話の内容がこの計画の中に盛り込まれる課題だというふうに、同時に私もそう思っていますから、ぜひそういった盛り込みをした要員計画、長期ビジョンを作成いただきたいなど。

それから、今総務課長からあった職員定数条例、これに数字を入れたほうがいいのか、いけないのか、それが会計年度任用職員は除くというふうにした場合は、本当に50とかもっと低くなるかもしれませんが、それを本当に人員をそこに明記していったほうがいいのかどうか、これは自治法上で決まっていることですからしょうがないといえばそうですけれども、別にその人件費にしたほうがいいのか、何か工夫したって問題ないんじゃないかなというふうに思っています。

いずれにしても、前向きなお話を伺いましたし、そういう人材ビジョンを、あるいは職員

定員管理計画、こういったものをこれから作成しますというお話を伺いましたので、ぜひお願いした内容も含めて、それを完成することを期待させていただいて、私の質問は終了したいと思います。

○議長（北村直樹君） これで清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 敬 子 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、清沢敬子議員。

清沢敬子議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 清沢敬子でございます。

本日は、2問の質問をさせていただきます。

まず1問目、行政区と防災部会について。

朝日村は、私の住む一ノ沢など行政区は34地区あります。一方、防災部会は、昨年度区長さんのご尽力で21部会としました。今後10年先、20年先を考えたとき、少子高齢化の対応や人口減少に対する施策は大きな課題です。

そこで、今後の行政区画の検討について課題を提供しながら質問をいたします。

1、昨年立ち上がった地区自主防災会は、今年の防災訓練で機能していましたか。

2、人口減少が著しい地区、例えば私の住む一ノ沢では、一番若い人まで地区長が回ってきていて、次の地区長がなかなか決まらない。ほかの地区でも、地区役員が何度も回ってくる、役を兼任している、役員が嫌だから地区から抜きたいなどの声を聞きます。このように地区運営の負担が増してきています。このような地区が増えてきていますが、どのようにお考えでしょうか。

3、行政区を編成し直すのは容易なことではないと思いますが、各地区の実態調査はしていらっしゃるでしょうか。また、各地区の意見はいかがですか。

4、新たな行政区画の検討が必要と考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清沢議員の行政区と防災部会についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、1番目の質問でございますけれども、昨年立ち上がった自主防災会ですけれども、今回の防災訓練で機能していたかどうかということでございます。

この地区自主防災会の訓練の状況につきましては、9月下旬に地震総合防災訓練の反省会を行う予定でございます、そこで状況を確認していく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

続きまして、2つ目のご質問でございます。

地区役員が多いという課題、また、地区から住民の方が脱退をしてしまう等の問題につきましては、これまでも村も幾つかの地区から状況をお聞きしておりまして、区長会議でもこの検討は行ってきているところでございます。また、集落支援員も各地区からそうした課題の聞き取りを行いまして、区の運営委員につなげたり、また、その相談に乗って一緒に考えたりする取組も行っている状況でございます。

村としましても、地区は同じ地域に住む人たちが相互の交流を図りながら地域の課題解決など様々な活動を行うことで、住みよい地域づくりを行う組織でありますので、こうした課題は地域の活力の低下、また、災害時の互助活動等にも影響を及ぼすものとして、今後解決を図っていかねばならないものと捉えております。

続きまして、3番目のご質問でございます。

各行政区の編成につきましては、新たな地区防災部会が地区の再編も考慮して、昨年立ち上がりましたので、新たな地区防災部会を基本として、地区を再編するかどうかということで、この地区防災会の立ち上げも区長の皆さんに行っていただきましたので、区長会でこの地区防災部会を基本として、地区の見直しも行うかということで、地区長会に諮った経緯がございます。その中で、区長の皆さんのご意見としては、新たな防災部会が立ち上がったばかりなので、しばらく様子を見たいということで、意見をいただいたところでございます。

このため、村ではまずは、地区から課題の出ている地区役員の見直しについて内部で取り組むということにいたしまして、現在、庁内に地区役員見直しの検討会議を設けまして、検討を行っているところでございまして、来年1月の地区長会までにある程度の方向を見いだしていきたいというふうに現在取り組んでいるところでございます。

この地区の再編等のご意見につきましては、この地区役員見直し後に改めて区長会、地区長会に意見をお伺いしながら意見集約を行ってまいりたいと思っております、取りあえず

は今、村としては地区役員の見直しに着手しているということですので、お願いしたいと思います。

4番目のご質問でございます。

新たな行政区画の検討が必要と考えるが、いかがということでございます。

村としましても、まずは、先ほども申し上げました地区役員の見直しを行いますけれども、それによって問題の解決が図られないようであれば、次の段階として、行政区画の再編が必要ではないかということと考えております。その方法につきましては、先ほども申し上げました新しい地区防災部会を基本として地区を見直すか、まずはそこへいく前に、先ほど清沢議員からもお話がありました人数が少ない小規模の団体同士をまず再編していくかということをご検討してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） やはり、今後何かしらの検討が必要であると思います。

実はこの質問に至ったのは、まず入三の地区の方が強く言っていっちゃったことが基にあります。それで、自分の地域でもやはり地区長がなかなか決まらないということで、この問題を取り上げさせていただきました。

今回の防災訓練の中で、一つ課題かなと思ったのは、私の住む針尾区では、150戸くらいあるんですけども、そのうち30戸ほどのご家庭が針尾ではなくて鎖川を隔てた古見地区にお住まいだったりするんですよ。その中で、例えば区長さんが実は小野沢のほうの部会に入っていっちゃるんですけども、今回は針尾区で指揮を執っていっちゃったということが実際に起きています。

では、実際に災害が起きたときに、鎖川を隔てた向こう側に区長さんいます、要するに本部長さんいます、地区長さんがいます、分会長さん、部長さん、班長さんがいますということも考えられるんですけども、訓練だったからいいんですけども、実際に災害が起きたときには、やっぱり混乱を招くのではないかというふうに思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

この問題は、30年前からやっている問題でございまして、今、我々当局といたしましても、いろんなアイデアを出してきて今に至っていることが、先ほど上條課長が説明したとおりでございまして。ですから、それを分かって、今例が、針尾の区長さんの話が出ましたけれども、それを全て分かって現在があるということなものですから、もう少し時間をかけて皆でどうしたらいいのかということをお話を我が事として捉えてもらいたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 我が事として、確かにそうだと思います。

なので、この問題をやっぱり取り上げていきたいと思いました。小林村政1期目で、コロナの中、村民との対話活動も制限される中、集落支援員さんを設けられて、協働のむらづくり、地区の未加入者の問題の対策、自主防災会の立ち上げなど、実際こうやってつくってこられて進んでおります。

その中で、やっぱり朝日村の人口減少ですよ。現在4,324名で、世帯数は1,543世帯、1世帯2.8人の平均なんですけれども、今後は社人研の推計によると、7年後の2030年には694人減、3,630人、2040年には17年後ですけれども、1,256人減の3,068人というふうになっています。

先ほど、小さい地区だけまとめていこうかというお話がありましたけれども、ぜひやっていただきたいと思います。34地区ある中で、世帯数が40世帯以下の地区というのが、34地区分のうち22地区あります。ここに一ノ沢も入っていますけれども、やっぱりこういう厳しい世帯が22地区、半分以上あるということですよ。40世帯から50世帯の地区が4地区、50世帯以上の地区が8区というふうになっています。

なので、防災部会は分かりますけれども、できればやっぱりそういう小さいところを順次まとめていっていただけるといいかなと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 我が事のご意見が出てきたと思いますけれども、それもその第一歩が、今回の防災部会なんですよ。これ本当に、例えば20戸と20戸の何とか上、何とか下、何とか南、何とか何とかが一緒になるというのは、私たち第三者が考えて、ほかの地区の人が考えて、そうすりゃいいじゃないと思うでしょう。だけど、違うんですよ。昔からやっぱりその土地に根づいた常会での文化というのがあって、それが融合して、じゃ、上と下で一緒にな

りましょうとか、そういうふうになっていくことを私は期待しております。

ただし、本当にそうすれば、今度配りものをする地区が広がるじゃないとか、そうすると、またもっと大変になるじゃないとか、そういうこともあって、まだまだまとまらないということを知っています。ですから、今回、何しろ人命救助のために防災部会でその辺を古見は先導的にまとめていただきました。

ですから、もうちょっと時間がたって、このまま行政の常会も一緒になろうじゃないというふうになっていけば一番いいと思います。そういうふうには私は思っていますけれども、ある人は、村でもって線を引いてくれという人もいます。ですから、また、あまり向こう先延ばしすると分からなくなっちゃいますから、近々村の考えを出していくというのを今、総務のほうでは検討しておりますので、そういった意見を提案しながら、また動きを見たいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 分かりました。

確かに、もうこれ長年の問題であるのは存じております。財産を持った地区もありますし、ただ入三なんかは、もうそのままになっちゃっている部分もありますし、配りものが確かに多くなるというのも分かります。なので、やっぱり村長のお力でみんなをリードしていただいて、村長の任期もあと3年半と時間がございます。その中で順次やっていっていただけたらいいなと思います。

昨年度、清沢正毅議員が一般質問で同じような質問をされていましたが、やっぱり集落支援員さんができましたので、集落支援員さんのお力をお借りしながらやっていっていただけたらと思います。

どうでしょう、任期中にというか、そんな期限を切れるかどうかは分かりませんが、任期中に方向づけができて取り組んでいくような形にはお考えでいらっしゃいますか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） そのように努力したいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ぜひ、そのようにお願いいたします。

では、1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 2問目の質問です。

社会福祉協議会の現状と今後について。

先ほど羽多野議員からも質問がありましたので重複するところもございますが、読んでいきます。

村長の2期目の公約の中に、「高齢者や子供や障害者に重きを置いた福祉施策を展開します。役場の仕事は全てが福祉である。福祉とは「ふつうのくらしのしあわせ」とあります。役場の仕事は全てが福祉である、私はとても好きな言葉です。

社会福祉協議会の令和4年度決算によると、積立金約2,000万円を取り崩し、収入に繰り入れた。総務・地域福祉部門での経費不足や電気代をはじめとした物価の高騰などの支出増大に充当するためだったとのこと。水道光熱費は300万円ほどだったのが、700万円と2.3倍に膨れ上がった。もともと地域福祉事業では財源がなく経費が足りないため、介護サービス事業の収益分から賄っていた。

しかしながら、介護サービス事業デイサービスでは、利用者、令和4年度、1日23名から24名、定員30名に対し7～8割で推移している。以前は要介護3以上の人が半分を占めていたが、近年は要介護1、2の人が多い状態である。介護度が低いほど介護報酬も低いため収益は上がらない。また、介護度が低いからといって手間がかからないわけではない。となると、職員を減らすわけにはいかない。経費削減は難しい。送迎の運転手は3人から1人減らして2人にした。自助努力を重ねているが、採算が合わずとても厳しい状態である。以前は積立てができる状態であったが、今後も積立金を取り崩していくのもやむを得ない状態である。営利を目的としない福祉では、人件費を確保することは難しい。

団塊の世代が75歳になる2025年問題、人口減少と高齢者人口がピークに達する2040年問題。朝日村の場合、高齢化率は全国平均よりも高い。社人研の推計によると、現在、現役世代1.6人で高齢者1人を支えている。2040年には1人でも支えられない状況がやってくるのは容易に想像できる。朝日村の高齢化率は50%になる。

このような将来を考えたとき、村長の公約である「福祉」を着実に実らせるために、また

村民の安全・安心を守るために、村の指定管理者である社会福祉協議会をどのように位置づけていくお考えなのか質問をいたします。

1、村は指定管理者である社会福祉協議会の現状をどのように思っていますか。

2、今後、村は社会福祉協議会をどのように位置づけ、またどのように関わりを持ち、継続的な支援をしていきますか。

先ほど羽多野議員からもご質問がありましたので、それにプラス何かありましたら、まずお伺いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、清沢議員のご質問にお答えします。

すみません、私のほうでも答弁を用意してきたので、それでお答えさせていただきたいと思えます。

指定管理を受けている事業者の経営状況の現状をどう思っているかのご質問かと思えます。

社会福祉協議会の経営状況については、毎年の決算報告を、事業においては中間と決算の報告を受けておりますので、介護部門の減収についても承知しているところであり、介護部門における減収が法人部門へ与えている影響についても承知はしております。

住民福祉課といたしましては、社会福祉協議会事務局との意見交換、情報共有を引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、社会福祉協議会と住民福祉課との関係は、今後も特に変わりはありませんし、社会福祉協議会の位置づけというよりは、社会福祉協議会は地域福祉活動には欠かせないものであると捉えております。

住民福祉課といたしましては、引き続き社会福祉協議会事務局との打合せや委託事業でのモニタリングを実施し、一緒に地域福祉の施策に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） 朝日村村民にとって、社会福祉協議会の役割はとても大きいです。

デイサービス、ホームヘルパー、ケアマネジャーなどの介護サービス事業、高齢者の居場所、

子供たち、障害者の支援など、地域福祉事業は多岐にわたっています。我が家でも実際お世話になっていますけれども、職員は本当に思いやりがあり、とても優秀で村民からもとても信頼されています。

すごくご承知いただいているのであれなんですけれども、最近の新聞の記事では1月に、2022年全国介護サービス事業の倒産が143件と、過去最多だったという記事がありました。8割が訪問介護やデイサービスなどの在宅サービスの事業者であったとのことでした。

原因はやっぱり介護サービスの対価として支払われる介護報酬は政府が定めた公定価格であること、介護現場は慢性的な人手不足で、賃金が低く人材が集まりにくいこと、地域の介護サービスが滞れば、利用者や家族の日常生活が立ち行かなくなるおそれがあるということが、1月の新聞に載っておりました。

先日9月3日には、県内で過去5年間に訪問介護事業所を廃止した社会福祉協議会は8か所あります。長野市2か所、飯田市、諏訪市、小諸市、佐久市、東御市、天龍村と8か所だそうです。ヘルパーの高齢化や人手不足、事業の収支の悪化などが響いている。政府は住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにという理念を掲げています。各社協は、サービスの維持をどう図っていくのか対応を模索しているということでした。

この近隣では、松塩筑木曾老人福祉施設組合がありますが、朝日村でも補助金も出ていますし、お世話になっていますけれども、ここにお伺いしたところ、令和3年3月、デイサービスをしていた6事業所全てのデイサービスを休止したというお話でした。ここの中の3か所は、民間へ業務委託したそうです。

多分ご存じだと思うんですけれども、やっぱり理由は、燃料、光熱費が高騰したこと、民間デイサービスが増えてきて利用率が下がってきていたこと、採算が合わなかったこと、人手不足のため特別養護老人ホームの職員が欲しかったのでそちらに移ってもらったとも伺いました。このように、在宅介護サービスの事業所はとても難しい厳しい状態です。

こんな中、補助金が出ていますけれども、ここ数年、令和4年が1,378万円の補助金と、令和5年には1,560万円に増えていますが、その前あたりと、それから向こう3年間、実施計画ではどのようになっていますか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 補助金につきましては、先ほどもご質問ございましたとおり、こちらで一定の数字は示すものの、あくまでも事務局と合意の上で決定していきます。この、

あと3年間の計画というのは、一応今を基準にして考えておりますけれども、毎年見直していくということでこちらとしては考えておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） もう一つ、朝日村第6次総合計画の中で、実施計画令和5年度から7年度の分に、新規で「かたくりの里」施設改修事業、個別施設計画に基づく施設改修などということで、令和7年度事業費7,395万6,000円が計上されていますが、地方債で6,650万円、一般財源で745万6,000円が計上されていますが、これは指定管理者である社会福祉協議会のほうで施設整備積立金というものも積み立てていらっしゃるようなんですけれども、建物に関しては、例えば修理が必要、経年劣化で改修が必要というふうになったときに、村でその費用は持つようになっていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） それでは、「かたくりの里」の改修の件でございますけれども、施設そのもの、建物につきましては村で建てておりますので、そちらの改修につきましては村のほうでも相談しながらするというので、介護保険の事業所として改修する分につきましては、社会福祉協議会のほうで費用を負担していくということも含まれております。なので、あくまでもその6次の計画に載っている部分につきましては、建物として改修をしていくということで捉えておりますので、村での負担という部分で考えていただければよろしいかと思えます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうしますと、「かたくりの里」を令和7年度に改修工事をされるということだと思んですが、そうすると、施設整備積立金で社協のほうで積み立てている金額が6,500万円ほどあるんですが、実際にはどう仕分けされているのでしょうか。この部分が、例えばほかに回せたりするものなのか、これだけやっぱり改修費用に必要なのか、村で見てくれるのであれば、やっぱり社協のほうも少し楽になるのかなと思ったりしますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） あくまでも社会福祉協議会として積立金を積み立てておりますので、それを施設改修に回すものをどちらか違うところへ回していくという、今お話だと思うんですけれども、その積立金の使途につきましては、社会福祉協議会のほうでしっかりと検討していくところだと捉えておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうしますと、社協のほうでも何かしらに使っていくことを協議しながらやっていくという理解でよろしいですかね。

次にいきますと、近年、デイサービス利用者の介護度が要介護1、2と低い人が多い、これはいいことなんですけれども、職員が国も進めている介護予防に力を入れて努力していることが大きいということだと思います。

一方、外から聞いたお話で、介護認定の基準が厳しくなっているのではないかなんていうことも少し聞いたりしますが、その点はどうでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 介護認定の基準が厳しくなっているかどうかという捉え方自体も、多分個人の捉えるところも大きいかと思います。基準は全て国のほうでやっぱり決めてきておりますので、それに伴って認定調査員の方が調査して、その上で、審査会で諮っております。そこにつきましては、調査員のほうも研修に出ておりますし、審査会のほうも公平にやっていただいていると思っておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） そうしますと、今までと変わりなく審査されているというふうに考えてよろしいでしょうかね。

そうしますと、あと社会福祉協議会のほうも仕事がいよいよ増えてきていて、村でも協働してやっていきますというお言葉だったんですけれども、村が協働していくイメージといたしますか、今、社協のほうに任せていることも多いと思うんですけれども、今後いろんな意味で仕事が増えていったりするとも考えられるのですが、協働のイメージとはどのようなものでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 住民福祉課と社会福祉協議会は協働していくというか協力、一緒に地域福祉を、施策を取り組んでいくというところで社会福祉協議会があくまでも自主的に地域福祉の活動計画も持っております中で、やっぱり村の中で地域福祉を進めるために取り組んでいただいております。

それに対しまして、住民福祉課といたしましても一緒にその、例えば参加できるところは参加したりとか、こちらで委託しているところについては一緒に相談に乗ったりとかという部分は、一緒に取り組んでいくということで全てを社会福祉協議会にお任せっきりにならないようにはしていくというところで、一緒に取り組んでいくという意味になりますので、協働という言葉がそぐうかどうかというのはあれですけども、一緒に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） やっぱり助け合い、助け合ってやっていくのは重要なことだと思います。よろしく願いいたします。

もう一つ、ちょっとまた外れちゃうんでしょうか、ちょっとお聞きしたいのが、朝日村の介護保険料、65歳以上の介護保険料が月7,000円と、長野県の中で一番高く、全国平均は8期6,014円、平均ということで、村内で施設入所者が多いために高くなってしまっているというのは分かったんですけども、保険料を下げるためには、これも課題だと思うのですが、どのように考えていらっしゃるでしょうか。これから3年間ごとにこの介護保険も見直されていきますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 介護保険料に、結局介護保険の事業の給付の部分が大きく関わってきております。村の取組としましては、健康づくり、介護予防の事業に取り組んできておりますし、在宅で皆さんが暮らしていけるというところが、施設入所者が少なくて介護保険のほうの給付費が減るところで捉えてはおります。

ですので、皆さんが健康で介護予防に取り組んでいただいて、在宅で生活していかれるような事業等にも取り組んでいきたいというところで、その結果が全体の介護の給付費のほうに表れてきているかと思えます。ただ、やはり介護が必要な方には、介護保険は十分に利用

していただきたいと思いますとも考えておりますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔10番 清沢敬子君登壇〕

○10番（清沢敬子君） ありがとうございます。

そうすると、やっぱり社会福祉協議会の取組というのはとても重要だということが分かりました。本当にいろんな情勢が変わって世の中が変化していて、社会福祉協議会がまさかこんな状態になるとは思わなかったんですけども、すごく重要な時期を迎えていて、すごい危機感も感じています。

75歳以上の人が高齢化を迎えるに当たり、やっぱり日本を一生懸命支えてこられた人たちですので、本当にしっかり福祉があって、その人たちを助けていける社会福祉協議会であってほしいと思います。サービスが落ちていくようなこともいけないと思いますし、やっぱりその辺は社会福祉協議会がやっていける、村から見合うだけの補助というか、そういうものがあるべきではないかなと思います。私はそのように思います。ですので、ぜひこの社会福祉協議会、今後も十分コミュニケーションを取っていただいて、私もずっと見守っていきたいと思いますけれども、しっかりサポートしていただけたらと思います。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで清沢敬子議員の一般質問は終わりました。

ここで、議長より宣言をいたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長をいたします。

◇ 齊 藤 正 法 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、齊藤正法議員。

齊藤正法議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 1番、齊藤正法でございます。

本日、私、1問の質問をさせていただきます。

鳥獣被害防止対策についてになります。

近年、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ等の生息分布域の拡大に伴い、鳥獣による農

林業に関わる被害は、中山間地域等を中心に全国的に深刻化しております。

令和4年度の朝日村鳥獣被害防止計画には、「圃場整備事業により、山間部に重機や作業員が継続的に入ったことで、鳥獣の出没が著しく減少したが、圃場整備後は再び出没することが予想される」と記載されております。予想どおり御馬越原ではサルによる農作物への被害が報告されており、クマについては、キャンプ場を含む入三地区周辺や上組など山間部や民家付近での目撃及び農作物への被害報告もありました。これらについては、猟友会朝日支部や鳥獣被害対策実施隊及び産業振興課職員によって対応していただいております。

農水省などが掲げる鳥獣被害対策として、「個体数の管理」「侵入防止対策」「生息環境管理」の3本柱が示されています。朝日村においても、個体数の管理は猟友会朝日支部への委託、侵入防止対策は林縁部に防護柵、朝日村につきましては総延長が約2万2,000メートルになります。こちらの設置及び維持管理、生息環境管理は緩衝帯の整備、追い払いなどが講じられております。

平成30年度と令和3年度を比較しますと、被害額は約4割減少、被害面積は約8割減少と効果が出ています。しかし、防護柵は完全に鳥獣の侵入を防ぐものではなく、維持管理については住民の継続的な負担もあります。また、農林業等に関わる被害は、農林業者の営農意欲低下をもたらし、耕作放棄地の増加等からさらなる被害を招く悪循環を生じさせる可能性があります。今後も継続的な対策が求められております。

以下の項目について伺います。

- 1、今後の防護柵の保守にかかる経費の見込みはどのぐらいになりますでしょうか。
- 2、防護柵やサル檻以外で、新たな取組事例や進捗はありますか。
- 3、山形村や塩尻市など、隣接する市村と連携することは検討されているのか。
- 4、鳥獣被害に強い農作物、生薬ですとか花木などの研究は可能でしょうか。
- 5、専門的な知見を持ち合わせる職員の増員、または専門チームの設置は可能か。

以上、お伺いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員ご質問の鳥獣被害防止対策についてお答えいたします。

初めに、今後の防護柵の保守にかかる経費見込みでございますが、令和4年度実績で約

570万円でございます。内訳は、朝日村鳥獣被害防止対策協議会が行う年2回の通電点検と、区が実施できない箇所除草、枝打ちや補修などの維持経費で約550万円、各区への除草剤支援で約20万円でございます。今後も、防護柵管理には経常的に毎年同額程度の費用がかかる見込みでございます。

また、平成21年度から整備した防護柵の電線が年数とともに消耗し交換が必要で、これらの経費が今後必要となる見込みでございます。朝日村鳥獣被害防止対策協議会で今後の対応について検討してまいります。

次に、防護柵やサル檻以外で新たな取組事例や進捗はあるかについてでございます。

村猟友会との連携におきまして、現状ではクマ等の出没時にセンサーカメラを活用し、出没域や住所の正確な把握に努めております。また、クマ出没に当たり、寄せつけないための忌避剤、洗剤のハイターですとか、乾燥のヒトデによる効果検証を今年度試行実施しているところでございます。さらに、村民の皆様には誘因物の除去や追い払いなどを共同でお願いしている状況でございます。

次に、山形村や塩尻市など隣接する市村と連携することは検討されているのかということでございますが、出没の状況や被害対策については、松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会というものがございまして、毎年情報交換を実施しており、連携については現在のところ検討はしておりません。ただし、この協議会の中で各自治体の取組が紹介され、いいものはいいという判断でお聞きしている中で、よければこっちでも試してやってみるといったことは繰り返し実施しているところでございます。

次に、鳥獣被害に強い農作物、生薬や花木などの研究は可能かについてでございますが、山沿いの農地ではサルやイノシシによる農作物被害で農地の耕作放棄地が朝日村でも目立ってきております。有効活用し、強い農作物ができることは新たな農業振興にもつながります。農家の皆さん、農業委員会、JA、県等と連携し、研究をしてまいりたいと思いますので、ぜひご協力をお願いいたします。

次に、専門的な知見を持ち合わせる職員の増員、または専門チームの設置は可能かというところでございますが、鳥獣の出没や被害発生時における対応は現実として職員では対応できない場合が多く、負担がかかっている状況でございます。また、専門的な知識や技術、また、特に法に遵守した対応が求められます。他自治体も含め広域的に野生動物管理や獣害対策を担える専門的な人材が確保できないか検討、また協議させていただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

まず、1番の防護柵でございます。

現在、約500万円ほどの経費がかかっており、また今後さらに経費が上積みされるというところになってくるかと思えます。防護柵につきましても、10年経過しているところも出てきておりますが、こちらの防護柵ですが、例えば御馬越原の奥ですと、今やぶに覆われていたり、キャンプ場から登ってくるものもいて、あまり効果のない状況になっている現状があったりします。朝日村に設置されております防護柵につきましても、設置場所ですとか効果といったところについて、今後検証される計画というのはございますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員2問目のご質問にお答えいたします。

柵の関係でございますが、議員おっしゃられるとおり、一部やはり各地域でも管理ができない部分とかそういったところが見受けられるのが現状でございます。そういったところも確かにもう草等に覆われてしまって、なかなか管理上も難しい面もございますので、本当に必要性を含めて検討する場合がございます。ただし、やっておけばイノシシは防げるだとか、サルは無理だけれどもクマは大丈夫だとかということもございますので、いっそもう一度点検を、各区の区長様がこの協議会のメンバーでございますので、そういったところも把握しながら検証していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

それから、2番と3番のところになります。

新たな取組ということで、また今年も幾つか検証をされているかと思えます。ほかの自治体でも様々な取組がされております。

幾つか例ということで紹介させていただきますが、まず、安曇野市や池田町、生坂村で行われております鳥獣被害防止対策高度化事業というものです。こちらでは、地理情報シス

テムを用いたセンサーカメラ等を用いて、イノシシですとかニホンジカの生息域ですとか侵入といったものを確認すると、被害対策を行うということで、イノシシは整備箇所での出没頭数が約8割減少、ニホンジカの出没についても出没場所の変化等の効果が出ているという実例が農水省のホームページのところに上がっております。

また、他県にはなりますが、ニホンザルにGPSを装着しまして、サル の行動範囲を広域的に確認、追って、集落への情報提供をしているといったようなところもございます。

また、先ほど課長がおっしゃられました忌避剤ですとか、それ以外にモンキードッグですとか音の出るデバイス等、今いろいろ自治体で出ておりますので、こういったものをぜひ、今村のほうで、確か職員の視察についても補助が出たりといったところがあると思いますので、ぜひ村の中でということになりますと経費がかかるものになりますので、ぜひそういった自治体で、よその自治体へ視察等行けるようでしたらお願いしたいと思いますが、実際、今回視察といったところは何か検討はされている場所はございますでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

齊藤議員がおっしゃっていただきました案件は、ここの近隣の自治体でも多くやられてございます。GPSをつけてそういったサル の動きを見るとかといったことはありまして、一部課題として、こういったGPSをつけるときに、つけるはつけるんですけども、1年くらいで電気が終わってしまうといった、効果がそれで終わってしまうということもあつたりするようでございます。そういったことで、ただ情報だけでこうやって得ていることはいけないと思っていますので、私どものほうで視察も考えてございます。

あとは、近隣で安曇野市さんなんかは地域住民がサル の追い払いを、そういった行動のパターンを読んで、事前に被害に遭わないようにやるといった民の方々が、隊を組んでやるということもありますので、まずは身近な、実際に参考になるようなことがあれば視察させていただきながら、村に合った方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

メリット・デメリットそれぞれあるかと思しますので、ぜひ研究をしていただければと思います。

4番の遊休農地での鳥獣被害に強い作物ということで、一つは生薬にはなりますが、こちら南木曾町の実例になりますが、南木曾町でも遊休農地の解消ということでそちらの生薬の栽培、地域説明会に出たときに話がまとまって、製薬会社とのマッチングがまとまり、現在生薬の栽培を行っているというような事例もございます。

ぜひこちら、今なかなか遊休農地が空いたままになっておりますので、遊休農地に価値を見いだしていただければ、またそこに人が来て、それが鳥獣を遠ざけるというような効果もあるかと思しますので、ぜひこちらの生薬の地域説明会、今度10月に行政単位の、恐らく確か行政の担当者の説明会があるかと思しますが、ぜひこういうものにも参加していただきたいと思しますが、こちらの説明会の参加というのはいかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、引き続きまして齊藤議員のご質問にお答えいたします。

今、齊藤議員からおっしゃっていただきましたこういった遊休農地に、生薬だとか花木についてそれができるようなことで、動物にも遭わずにできることは本当にいいことだと思っています。ですので、本当により積極的に農業委員さんや農家の皆さんと研究を始めたいと思っています。その中で、県のほうからも薬物の作用の研修会の通知がつい最近来てございます。こういったものを取り入れて成功している事例も多いと聞いておりますので、研修会に積極的に参加して、そして皆様と共有させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） 対応ありがとうございます。

ぜひ、今山際の農地ですと、年配の方が頑張ってまだ耕作をされていらっしゃいます。ぜひ農家の方の体力、気力があるうちに10年後、20年後を見据えた中でいろいろ対応をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

5番目の専門的な知見を持ち合わせる職員につきましても、ぜひいろいろ研究をしていた

だきまして、対応いただければと思います。

こちらは村長へのお願いになります。今年、クマがたくさん出た中で、7月の3連休も産業振興課、課長以下皆さん、環境整備等で3連休全て返上で作業されていらっしゃいました。それ以外もやはりクマの出没ですと、朝夜問わず、土日問わずといったところで皆さんご対応いただいておりますので、ぜひその業務のバランスですとか人的補強といったところで職員のケアをしていただければと思います。職員がやはり疲弊してしまいますと、それが住民サービスの低下につながるというところもあるかと思っておりますので、そちらはぜひお願いをしたいところでありますが、もし村長から何かそれに対してのお考え等ありましたら、お伺いできればと思いますが。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のご提案ですけれども、本当にクマ、サルに関しては、この頃出没が多くて本当に困っております。職員も非常に、例えば猟友会の皆さんに殺処分していただいたのも職員も一緒になって確認をしなくちゃいけないだとか、非常に精神的な不安、精神的にも今きついような状況が続いておりますので、なるべくケアできるような体制を考えたいと思います。今そのぐらいしか言えませんが、よろしくお願ひします。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員。

〔1番 齊藤正法君登壇〕

○1番（齊藤正法君） ありがとうございます。

ぜひ、ケアのほうしていただければと思います。

今回、私が質問させていただきました項目、鳥獣被害防止計画に記載、もうされております。行政のほうで記載をされたものになります。こちらの内容、令和元年からさほど変わっておりませんが、ぜひ、今回具体的なところで取組をされて進めていただけるということになりましたので、次回の防止計画にはさらに踏み込んだところ、いい、悪い含めて記載して、ぜひ朝日村の鳥獣被害がさらに減少するようなところで、これはお互いに協力しながらといったところになりますが、ご対応いただければと思います。

私の一般質問は以上で終わります。

○議長（北村直樹君） これで齊藤正法議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

◎日程の追加

○議長（北村直樹君） お諮りいたします。9月5日村長から提出された認定第7号について、9月8日付で訂正請求がありました。

認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定についてに係る訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定についてに係る訂正請求についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎認定第7号の訂正

○議長（北村直樹君） この際、追加日程第1、認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定の訂正請求についてを議題といたします。

◎認定第7号の訂正理由の説明

○議長（北村直樹君） 村長から、認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定についてに係る訂正請求の理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ただいま上程させていただきました案件について、ご説明を申し上げます。

提案いたしました案件は訂正請求1件でございます。

認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定についてでございますけれども、

それに関わる訂正につきましては、議会9月定例会でご提案申し上げました令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定につきまして、議案説明後に数値の記載誤りが見つかったため、訂正をお願いするものでございます。

訂正箇所は、収益的支出の決算額でございまして、2億6,171万4,631円を2億5,414万8,040円に訂正するものでございます。

今後、このようなことがなきよう再発防止に努めてまいります。

以上、提案いたしました案件につきましてご説明を申し上げましたけれども、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北村直樹君） お諮りいたします。訂正理由の内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、訂正理由の内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時58分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 5時02分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定についてに係る訂正請求についてを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定の訂正請求についてを許可することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 5時03分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年朝日村議会9月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和5年9月15日(金) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

- 第6 発議第3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書について
- 第7 発議第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 第8 発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について
- 第9 発議第6号 「健康保険証」の存続を求める意見書について
- 第10 発議第7号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第11 発議第3号から発議第7号までの議案提案説明
- 第12 発議第3号から発議第7号までの議案内容説明
- 第13 発議第3号から発議第7号までの質疑、討論、採決
- 第14 議員派遣について
- 第15 閉会中の継続審査の申出について

出席議員(10名)

1番	齊藤正法君	2番	中村文映君
3番	羽多野美映君	5番	豊田恵美子君
6番	清澤あゆみ君	7番	古池美佐江君

8番 小林弘之君 9番 清沢正毅君
10番 清沢敬子君 11番 北村直樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢さおり君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君		

事務局職員出席者

議会事務局長 山本珠明君 書記 北林薫君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 古池美佐江 議員

8番 小林弘之 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

中村社会文教委員会委員長。

中村文映委員長。

〔社会文教委員長 中村文映君登壇〕

○社会文教委員長（中村文映君） 本委員会に付託された請願3件及び陳情2件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

委員会は、9月8日に開催し、慎重に審査した結果、全ての請願・陳情を全会一致で採択すべきものとししました。

主な審査の経過を申し上げますと、請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書については、長野県では、文部科学省令で定めるへき地手当について、2006年度に大幅減額をし、若干回復をしたものの現在も近隣県と大きな隔たりが生じていることから、へき地教育を担う人材の不足につながり、児童・生徒の教育環境の低下が危惧されることを理解し、採択すべきものとししました。

次に、請願第2号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書の採択を求める請願書につきましては、小学校では35人学級が実現できたが、中学校では40人学級のままである。学校現場では課題が山積しており、子供の豊かな学びや教員の働き方改革実現のため、早期に国の負担による少人数学級の推進と教育予算の増額を求めることは理解できることから採択すべきものとししました。

次に、請願第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書については、小泉政権下で義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体で教育予算の確保に努めているが、自治体間の財政力の差が教育の質の差につながる懸念があります。義務教育は、国の責任において行われ、等しく教育を受ける機会が確保されることが重要であることから採択すべきものとししました。

次に、陳情第2号 「健康保険証」の存続を求める意見書の提出を求める陳情書についてです。国は、現在の健康保険証を廃止し、2024年にマイナンバーカードとの一本化したマイナ保険証を運用するとしていますが、申請主義であるマイナンバーカードに一本化することは、特に高齢者や障害者には対応が難しいことが多いことから、国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねないとの説明でした。

審議では、マイナンバーカードの保険証利用が始まり、様々なトラブルが報告されているが、この陳情ではマイナンバーカード利用を否定するものではなく、現行の健康保険証を残して、全ての国民が安心して医療を受けられるようにとの陳情の内容は理解したということで、採択すべきものとししました。

次に、陳情第3号 私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書についてです。私学助成の主体をなす国・県からの補助金は、一定の前進は見られるものの、生徒減少期の現在、私立高校の運営は極めて厳しいものとなっております。令和2年度には法改正により、国は経済的負担を軽減する必要があると認められる者へ就学支援金が拡充され、私学に通う生徒にも就学支援金が支援されることとなりましたが、昨今の厳しい経済状況の中で、保護者の学費負担の深刻な状況は今も続いており、多くの保護者、生徒が公立高校との学費差をなくしてほしいと感じているとの説明がありました。

私立学校はそれぞれ独自の建学精神に基づいた教育を行い、独自の生徒確保のための方策に励んでいることを理解し、採択すべきものとししました。

議員各位には、十分ご賢察の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議決後は、5つの請願・陳情について関係機関へ意見書案を提出したいと思っております。以上、報告いたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第4、これから、常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、請願第1号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」採択を求める請願書について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書についての質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第2号「健康保険証」の存続に関する意見書の提出を求める陳情書について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第3号 私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり決定することにいたしました。

◎議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号ま

での質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第5、議案第50号から議案第56号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第50号 朝日村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和5年度朝日村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といた

します。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 令和5年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 令和5年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 令和5年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はございませんか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 事前にお伺いすべきだったかとは思いますが、分からないことをこの場で教えていただければありがたいです。

179ページのところに関連するんですけども、修繕費についての明細のところでお伺いします。ごめんなさい。その前に……

○議長（北村直樹君） ここで、一旦、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時18分

○議長（北村直樹君） ただいまより本会議を再開いたします。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 申し訳ありません。通告文なしの突然の質問を取り上げていただきありがとうございます。ルールを守るということについて、今後気をつけていきたいと思っています。大変申し訳ございませんでした。

5-4の歳出のところの公債費についてお聞きいたします。

これは、村が借金をしているというふうに理解してよろしいのでしょうか。公債費が支出として61万562円が計上されていますが、これについて詳しく教えていただければありがたいです。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

○5番（豊田恵美子君） あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算書の5-4です。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

今は、あさひプライムスキー場の特別会計の補正予算のことです。

○5番（豊田恵美子君） すみません。

○議長（北村直樹君） いかがいたしますか。引き続き質問は。それとも、質問は一旦ここで取下げにいたしますか。

○5番（豊田恵美子君） はい。

○議長（北村直樹君） 一度、ここで暫時休憩を取ります。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時22分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

豊田議員、質問がなければ、自席にお戻りください。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和5年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和4年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 令和4年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和4年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 先ほども申し上げましたが、通告書なしの質問で大変申し訳ございません。お願いいたします。

5番、豊田恵美子でございます。よろしくお願いいたします。

令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算書でございます。5－4ページです。

歳出の公債費についてお伺いいたします。

この公債費は、61万562円が支出されていますが、これはいつからの公債で、いつ償還が終わるのかということについて、教えていただければありがたいです。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 豊田議員のご質問につきましては、手元に明細がございませんので、後ほど確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） 分かりました。すみません。それでは後ほど教えていただければありがたいです。

あと、細かいところですが、歳出についての5－15ページのところです。

施設管理費の中で、5－15ページに修繕料56万9,800円が計上されておりますが、これは何に対しての修繕なのかを教えていただければありがたいです。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、豊田議員のご質問にお答えいたします。

修繕料でございますけれども、56万9,800円は、第2リフト落雷による改修の費用でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

〔5番 豊田恵美子君登壇〕

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。よく分かりました。

それから、そのページの下のところで、工事請負費の中の工事請負費、リフト施設等修繕工事請負費321万900円が計上されていますが、これは、リフトの索道に関しての修繕だというふうに理解いたしますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（北村直樹君） 清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、豊田議員のご質問にお答えいたします。

豊田議員ご承知のとおり、リフト施設に関する工事を行ったということでご理解賜ればと思います。よろしく申し上げます。

○議長（北村直樹君） 豊田議員。

質疑は3回となります。これで自席にお戻りください。

○5番（豊田恵美子君） ありがとうございます。

○議長（北村直樹君） 一度ここで、暫時休憩を取ります。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時38分

○議長（北村直樹君） ただいまより本会議を再開いたします。

認定第5号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について、豊田議員から質疑がございました。その回答の準備が整いましたので、報告をお願いいたします。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 先ほどの豊田議員のご質問にお答えいたしますけれども、スキー場会計の地方債の関係でございますが、借入年度が平成27年度、償還の終了年度は令和7年度でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（北村直樹君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和4年度朝日村下水道事業会計決算認定についてを議題といたしま

す。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

◎発議第3号から発議第7号までの上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第6、発議第3号から日程第10、発議第7号までの議案を上程いたします。

提出されました議案はお手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第11、ただいま提出されました発議第3号から発議第7号までの提案理由の説明を求めます。

この際、お諮りいたします。発議第3号から発議第7号までの議案内容説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第3号から発議第7号までの議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第12、発議第3号から発議第7号までの議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時43分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前 9時44分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎発議第3号から発議第7号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第13、発議第3号から発議第7号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第3号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 「健康保険証」の存続を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第7号 私立高校への公費助成に関する意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第15、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下、委員会において調査中の事件について、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君） ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げ

げます。

本定例会では、特に決算認定を含め、多くの案件にご審議をいただきました。原案どおり可決をいただきましてありがとうございました。

今年は、例年に比べ、熊の出没が多く確認されております。これからきのご狩りシーズンとなりますので、山に入るときには特段の注意をお願いいたします。そして、台風シーズンを迎えます。村民の皆様におかれましては、大雨による避難指示等が出ましたら、自分や家族の命は自分で守るということで、早目早目の行動にご協力をお願いいたします。

今定例会、ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和5年朝日村議会9月定例会を閉会といたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午前 9時50分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員